

令和5年 6月 8日開会

令和5年 6月16日閉会

(定例第3回)

田布施町議会会議録

田布施町議会事務局

目 次

第1号（6月8日）

告 示	1
応招議員	1
議事日程	3
本日の会議に付した事件	3
出席議員	4
欠席議員	4
事務局出席職員職氏名	4
説明のため出席した者の職氏名	4
開 会	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
諸般の報告	5
一般質問	7
7 番 高月 義夫議員	7
4 番 松田規久夫議員	2 6
5 番 落合 祥二議員	3 4
1 0 番 瀬石 公夫議員	4 3
1 番 内山 昌晃議員	5 4
1 1 番 伊村 渉議員	7 0
散 会	7 8
署 名	7 9

第2号（6月9日）

議事日程	8 0
本日の会議に付した事件	8 1
出席議員	8 2
欠席議員	8 3
事務局出席職員職氏名	8 3
説明のため出席した者の職氏名	8 3
開 会	8 4
会議録署名議員の指名	8 4
一般質問	8 4
6 番 國本 悦郎議員	8 4
3 番 西本 篤史議員	1 0 0
2 番 神田 栄治議員	1 0 8
議案第36号	1 2 1
議案第37号	1 2 1
議案第38号	1 2 1
議案第39号	1 2 1
議案第40号	1 2 1
議案第41号	1 2 1
議案第42号	1 2 1
議案第43号	1 2 1
議案第44号	1 2 1
議案第45号	1 2 1

議案第46号	121
議案第47号	121
議案第48号	121
議案第49号	121
議案第50号	121
散会	128
署名	129

第3号（6月16日）

議事日程	130
本日の会議に付した事件	131
出席議員	133
欠席議員	133
事務局出席職員職氏名	133
説明のため出席した者の職氏名	134
開会	134
会議録署名議員の指名	134
議案第36号	135
議案第37号	135
議案第38号	135
議案第39号	135
議案第40号	135
議案第41号	135
議案第42号	135
議案第43号	135
議案第44号	135
議案第45号	135
議案第46号	135
議案第47号	135
議案第48号	135
議案第49号	135
議案第50号	135
議案第51号	140
議案第52号	142
議員派遣について	143
閉会	143
署名	144

田布施町告示第41号

令和5年第3回田布施町議会定例会を地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条第1項の規定により、次のとおり招集する。

令和5年5月25日

田布施町長 東 浩 二

- 1 期 日 令和5年6月8日
2 場 所 田布施町議会議事堂

○開会日に応招した議員

内山 昌晃議員	神田 栄治議員
西本 篤史議員	松田規久夫議員
落合 祥二議員	國本 悦郎議員
高月 義夫議員	谷村 善彦議員
瀬石 公夫議員	伊村 渉議員
南 一成議員	

○6月9日に応招した議員

内山 昌晃議員	神田 栄治議員
西本 篤史議員	松田規久夫議員
落合 祥二議員	國本 悦郎議員
高月 義夫議員	谷村 善彦議員
瀬石 公夫議員	伊村 渉議員
南 一成議員	

○ 6 月 1 6 日に応招した議員

内山 昌晃議員

神田 栄治議員

西本 篤史議員

松田規久夫議員

落合 祥二議員

國本 悦郎議員

高月 義夫議員

河内 賀寿議員

谷村 善彦議員

瀬石 公夫議員

伊村 渉議員

南 一成議員

○ 応招しなかった議員

なし

令和5年 第3回（定例）田 布 施 町 議 会 会 議 録（第1日）

令和5年6月8日（木曜日）

議事日程（第1号）

令和5年6月8日 午前9時00分開会

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

例月出納検査の報告

報告第1号

繰越明許費の報告について（令和4年度田布施町一般会計予算）

報告第2号

繰越明許費の報告について（令和4年度田布施町下水道事業特別会計予算）

議員派遣

日程第4 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

例月出納検査の報告

報告第1号

繰越明許費の報告について（令和4年度田布施町一般会計予算）

報告第2号

繰越明許費の報告について（令和4年度田布施町下水道事業特別会計予算）

議員派遣

出席議員（11名）

1 番	内山 昌晃議員	2 番	神田 栄治議員
3 番	西本 篤史議員	4 番	松田規久夫議員
5 番	落合 祥二議員	6 番	國本 悦郎議員
7 番	高月 義夫議員	9 番	谷村 善彦議員
10 番	瀬石 公夫議員	11 番	伊村 渉議員
12 番	南 一成議員		

欠席議員（1名）

8 番	河内 賀寿議員
-----	---------

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

事務局 長	増原 慎一君	書 記	福本 俊明君
書 記	有吉 純一君		

説明のため出席した者の職氏名

町 長	東 浩二君	副 町 長	川添 俊樹君
教 育 長	鳥枝 浩二君	総 務 課 長	山田 浩君
企画財政課長	森 清君	税 務 課 長	藤本 直樹君
経 済 課 長	山中 浩徳君	建 設 課 長	吉藤 功治君
町民福祉課長	坂本 哲夫君	健康保険課長	吉村 明夫君

社会教育課長	長谷 満晴君	学校教育課長	惠元 朗夫君
会 計 室 長	江良 和美君	総 務 課 主 幹	堀 昌子君
健康保険課主幹	寶城 和之君	給食センター所長	山根 正行君
代表監査委員	常見 京平君		

午前 9 時 0 0 分開会

(ベル)

○議長（南 一成議員） 令和 5 年第 3 回田布施町議会定例会を開会し、本日の会議を開きます。

本日は、河内賀寿議員から欠席届が提出されておりますので、報告いたします。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

日程第 1. 会議録署名議員の指名

○議長（南 一成議員） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 120 条の規定により、内山昌晃議員、高月義夫議員を指名いたします。

日程第 2. 会期の決定

○議長（南 一成議員） 日程第 2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から 6 月 16 日までの 9 日間としたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南 一成議員） 異議なしと認めます。したがって、会期は 6 月 16 日までの 9 日間に決定いたしました。

日程第 3. 諸般の報告

○議長（南 一成議員） 日程第 3、諸般の報告を行います。

本日は、例月出納検査の結果報告のため、常見代表監査委員に出席を求めています。例月出納検査の報告を求めます。常見代表監査委員。

○代表監査委員（常見 京平君） 松田監査委員と私の 2 名で実施いたしました例月出納検査の結果について、御報告申し上げます。

令和５年３月、４月及び５月末における一般会計、特別会計、歳入歳出外現金、一時借入金及び基金の状況は、お手元に配付しております報告書のとおりであります。歳入実績表、収入書、支出命令書、預金通帳などについて検査いたしました結果、現金出納事務は適正に行われ、正確であると認めましたので、御報告申し上げます。

以上であります。

○議長（南 一成議員） 次に、報告第１号繰越明許費の報告について（令和４年度田布施町一般会計予算）及び報告第２号繰越明許費の報告について（令和４年度田布施町下水道事業特別会計予算）の２件の報告を求めます。東町長。

○町長（東 浩二君） それでは、２件の報告事項について、その概要を御説明申し上げます。

まず、報告第１号は、本年３月定例会で議決いただきました令和４年度田布施町一般会計補正予算（第８号）及び本年３月３１日付で専決処分いたしました令和４年度田布施町一般会計補正予算（第９号）における繰越明許費について、地方自治法施行令第１４６条第２項の規定に基づき、繰越計算書により御報告するものでございます。

まず、繰越しの事業でございますが、庁舎等整備事業、公用車購入事業、町有地等整備事業、保健センター整備事業、麻里府地区防災拠点施設整備事業、防災公園駐車場等整備事業、内海地区水産環境整備事業、水産物供給基盤機能保全事業、のんびらんど・うましま整備事業、町道補修事業、町道新設改良事業、河川しゅんせつ事業、近隣公園整備事業、消防施設等整備事業、農地災害復旧事業の１５件で、翌年度への繰越額の総額は３億８,８２３万３,０００円でございます。

なお、各事業の繰越しの概要、繰越し理由、完成予定時期は繰越明細書に記載をいたしております。

次に、報告第２号につきましては、本年３月定例会で議決いただきました令和４年度田布施町下水道事業特別会計補正予算（第４号）における繰越明許費について、繰越計算書により御報告するものでございます。

翌年度への繰越額は３,２６５万５,０００円で、繰越しの概要、繰越し理由、完成予定時期は繰越明細書に記載しております。

以上で報告を終わります。

○議長（南 一成議員） 次に、議員派遣について報告をします。

３月定例会以降の議員派遣は２件で、お手元に配付した文書のとおりです。

次に、地方自治法第１２１条の規定により、本定例会における議案の説明のため出席を求めた者及び委任を受けた者の職、氏名は、お手元の配付のとおりです。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4．一般質問

○議長（南 一成議員） 日程第4、一般質問を行います。

順番に発言を許します。高月義夫議員。

○議員（7番 高月 義夫議員） それでは、通告に基づきまして、一問一答で2問質問いたします。

1問目は東町長、2問目は東町長と鳥枝教育長にお願いいたします。

田布施町では、複数年にわたる様々な計画があります。議員になって初めて、多岐にわたる計画の多さを知りました。この計画は、議会でホームページの掲載をお願いし、かなり見ることもできるようになりました。

今年2月、同僚議員より、第4次男女共同参画プランのパブリックコメントがホームページ、公民館、図書館に出ていることを教えていただきました。

案を見ると、目標設定が今より増加させるや減少させるなど、極端に言えば0.1%変化することで目標達成と取れる表現が多かった。これは、毎年のKPI、重要業績評価指標で検証はできないのではないかと、また何のための目標なのか分からない点を指摘しました。

田布施町の各種計画への取組について、町としてどのようなことを注意し、目標設定しているのか、またパブリックコメントについても問います。

- 1、パブリックコメントを行う目的を教えてください。
- 2、現在のパブリックコメントはどのような方法で行っていますか。
- 3、町にはパブリックコメントについて明文化された規定はありますか。
- 4、毎年KPIによる検証を行うことを前提に目標を設定されていますか。
- 5、各種計画の年次ごとの目標達成への検証はされていますか。

以上、お願いいたします。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） それでは、お答えいたします。

議員御質問のとおり、本町には様々な計画があります。例として、昨年度策定いたしました第4次男女共同参画プランを例にお答えをさせていただきます。

まず、1点目の御質問でございますパブリックコメントの目的でございますが、本町が基本的な施策を策定するときに、その趣旨、内容等をあらかじめ公表し、それに対し、町民の皆さんから寄せられた意見等を考慮して施策等を決定しようとするもので、寄せられた意見に対しては町の考え方をお示しし、必要に応じて計画に見直し、反映する等などしております。

次に、2点目の、現在のパブリックコメントの方法でございますが、第4次男女共同参画プランでは、ホームページに令和5年2月24日から3月8日までの間、素案を掲載し、意見等を募集いたしました。また、同時に各公民館、図書館にも閲覧用と貸出用の素案を準備し、意見等の募集も行いました。

寄せられましたパブリックコメントにつきましては、3名の方からで、計11件の御意見を頂きました。

次に、3点目のパブリックコメントの明文化された規定はということでございますが、現在のところ、こうした方法を定めたものは特にございません。

次に、4点目の毎年の検証を前提とした各種目標設定についてですが、男女共同参画プランでは、今回頂きましたパブリックコメントの中でも、具体的な数値を示してはとの御意見も頂きましたので、プランを見直しをして設定させていただきました。

次に、5点目の年次ごとの目標達成の検証でございますけれども、毎年度の検証が可能なものについては、達成状況等を確認してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（南 一成議員） 高月議員。

○議員（7番 高月 義夫議員） ありがとうございます。

まず、パブリックコメントのことについて再質問させていただきます。

ただいまのパブリックコメントの内容ですね、どういったことかということの御説明がありました。

実は、田布施町のホームページに「パブリックコメントについて」ということで記載が書いてありました。調べて気づいたんですけれども。その中で、最後のパブリックコメントの意見ですね、頂いた意見について、町の考え方をお示しし、必要に応じて計画に反映するという、今の御答弁でありましたけれども、それに、ホームページのほうには、その趣旨、内容を広く公表し、町民の皆さんからの寄せられた意見を考慮して政策等に決定するとともに、御意見に対する町の考え方を公表する一連の手续を取るということが書かれておりました。

公表するということ、多分第6次総合計画のパブリックコメントでの御意見に対しては、町の考え方を書いたものがホームページ上で公表されておりました。で、ないのが、この男女共同参画については、そういったものが挙げられておりませんでした。そのあたりというのはどうなのかなと、いかがなのかなということを、ちょっとお聞かせいただきたいと思いますけれども、よろしくお願いいたします。

○議長（南 一成議員） 山田総務課長。

○総務課長（山田 浩君） パブリックコメントの実施につきましては、庁内で統一された規定等は持っておりません。

大変最近計画もちょっと多くなっておりまして、10年前と比べて1.5倍とか、そういうこともありまして、業務量自体も相当増えてきております。そうした中で、全国の知事会のほうでも国に対して、そういう計画をあまりつくらせないよという要望もしておりまして、内閣府を中心に、そういう点で見直しを進めていこうとしておりますけれども、なかなか、省庁の抵抗等もありまして、なかなか難しいという状況だとは思います。

公表につきましても、公表している例も庁内にあるかもしれませんが、ちょっと男女共同参画については、まだ公表されていないという御指摘で、ちょっとこれからどうするか考えていきたいというふうには考えております。ちょっと計画がすごく増えて、各課大変だという実情については、議員の皆様も御理解いただけたらというふうに考えております。

○議長（南 一成議員） 高月議員。

○議員（7番 高月 義夫議員） ありがとうございます。

今、町のほうで統一見解としてホームページにパブリックコメントについてということで載せてあります。2010年の記載でした。そういった、公表するというふうに書かれてあるところ、もしあれだったら、そこを少し直されるとか、整合性をきちっと図っていただきたいなというふうに思っております。

ただ、基本は町民に対して意見を求めているそれに対しての、意見に対して答えを公表するというのは、至極当然なことだというふうに私は思っております。

私たち、私、男女共同参画には意見を出させていただきましたけれども、それについて回答は返っております。そういったものを載せていただければいいのかな。ただそれをアップするだけでいいんじゃないかなというふうには思うんですけれども、ちょっとそういう一手間をしていただければ、意見を出した方、またそのほかの町民の方も、ああ、こういう意見が出て、こういうふうな回答があったんだというのが見てとれるんじゃないかなというふうに思うわけです。その辺は、ちょっと御配慮いただけたらというふうに思います。

そして、事前に、これまでの8年間のパブリックコメントについて、寄せられた人数と件数をまとめていただいております。大変お忙しい中、対応いただいてありがとうございました。

その13件のうち、回答があったのが4件でした。約3割ということでございます。あとは0件というほうが多かったんですけれども、この結果というのはどのように受け止めておられますでしょうか。

○議長（南 一成議員） 山田総務課長。

○総務課長（山田 浩君） 周知というところでいいますと、パブリックコメントの趣旨ですとか、そういうことについては周知に努めていきたいとは思いますが。

一般的に、住民の皆さんからすると、なかなかその計画の内容について熟読して意見をお寄せいただくというのは、ある意味ちょっとハードルの高い作業ではあるかもしれないので、そこについてのコメントはちょっと難しいところはあると思いますけれども、周知には努めていきたいというふうに思います。

○議長（南 一成議員） 高月議員。

○議員（7番 高月 義夫議員） このパブリックコメントですけれども、実は第6次総合計画が一番人数が多かった。4名の方が意見を出されております。39の意見を出されておりました。ところが、この第6次総合計画の募集期間というのは1週間でした。大変短い期間というような期間で、その4件の方が出されているということ、すごく私も驚いたわけです。これだけの厚さのものを1週間で読まれて意見を出されるというのは、なかなか大変なことだろうというふうに思うんですけれども、これはなぜかということ、私、いろいろ考えました。こんな短い期間の中で4人もということで、今、周知というお話もありました。

このほかのパブリックコメントと何が違ったのかなと思いますと、広報たぶせにいつもパブリックコメントは載せられておるんですけれども、大体は一番後ろのほうのお知らせの中にちっちゃな欄で載せられています。

この第6次総合計画に関しては、2ページ目に大きく半ページ使って、半分というか2分の1の大きさの募集ということで書かれておりました。大変目につくようなことでありまして、町の根幹をなす大切な計画であるという町の姿勢が表れていたのかなというふうに私も思いました。

そのように、広報の仕方って、やはり大事なのかなというのも思ったわけです。こういう期間の短い間にそれだけ出ているということが、ちょっと驚きでしたんですけれども、逆に、何で1週間なのかなという疑問が湧きました。この辺は、なぜ1週間という期間だったのかというのは分かりますでしょうか。

○議長（南 一成議員） 森企画財政課長。

○企画財政課長（森 清君） 第6次総合計画でございますけれども、議員が言われるように4件、43項目の御意見等を頂いて、その意見についての回答をさせていただいているところでございます。

ちょっと、7日間であったということ、令和3年3月の全員協議会の中でも御説明させていただいたところなんです、令和2年度の後半に新型コロナウイルスの感染症が蔓延している中、新感染症

対策の項目を新たに追加するなど、大幅な修正があったことなど、全体のスケジュールが遅れて、十分なパブリックコメントの実施期間を確保することができなかったというところが現状でございます。

○議長（南 一成議員） 高月議員。

○議員（7番 高月 義夫議員） ありがとうございます。

いろんな諸般の事情というのがあるということでもありますけれども、やはりせっかくパブリックコメントを出すのであれば、ある程度の期間は取っていただきたいということがまず1点思います。

それと、この広報、周知をするということはどうしたらいいのかなというのを私なりにいろいろ考えました。

田布施町内には回覧という制度が残っております。この回覧は、ほぼ全ての世帯に回っていると思うんですけども、そこに広報たぶせとは別にパブリックコメントの実施のお知らせを添付して、そのリンク先、QRコードを貼り付けていただければ、若い方も非常にアクセスしやすいのではないかなというふうなことも思うところであります。

そのようないろんな手段を講じて——今の時代ですから、スマホをそれぞれ持っていらっしゃると思います。QRコードというのが大分、かなり浸透しておりまして、いろんなやり取りを常にQRコードでやるような今時代でありまして、そういったアクセスのしやすさというのを考えるべきだと思いますが、いかがでございましょうか。

○議長（南 一成議員） 森企画財政課長。

○企画財政課長（森 清君） 御提案ありがとうございます。

回覧については、御存じのように月2回、回覧出しているわけなんですけど、近隣の市町でも、議員言われるように、パブリックコメントを回覧でやられているというところは承知しているところでございます。

今後そのQRコードも含めて、回覧でパブリックコメント、意見を求めるかどうかについて、またちょっと中で検討させていただきたいというふうに思っております。

○議長（南 一成議員） 高月議員。

○議員（7番 高月 義夫議員） ぜひお願いしたいと思います。

あと、明文化されたルールがないという御回答でございました。一番私が、疑問というか、どういうふうになっているのかなというのが、計画によって、パブリックコメントを出す計画と出さない計画というのがあると思うんですけども、そういったものというのは、どのように分けていらっしゃるのかなと、ちょっとそこを教えていただきたいと思います。

○議長（南 一成議員） 山田総務課長。

○総務課長（山田 浩君） 本町においては、住民の皆さんに直接関係するような計画、政策等についてパブリックコメントをやっているというのが現状であろうと考えております。

○議長（南 一成議員） 高月議員。

○議員（7番 高月 義夫議員） そういうところでの判断ということであれば、かなりの計画が住民に関係しているような計画だというふうに思います。

そういった、ともかく、どういいますか、ルールをきちっと決めるというのが、まずは先決なのかなというふうに思うわけです。明文化されたものというものの、どの計画を出すか、そしてどういうところへ閲覧場所を持っていくかとか、それからその期間というものをきちっと定めておかないと、まちまち、出るパブリックコメントによってみんな違うというようなことではいけないのかなというふうに私自身は感じております。そういったところも、明文化ということで、いろいろルールを決めていただきたいと思います。いかがでございましょうか。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） おっしゃるとおり、パブリックコメントというのが、本来行政手続法という国の法律とか、いろいろな審査基準、国民に義務とか権利を負わせるものを、やっぱり意見を募集するという法的なものからスタートして、これはヨーロッパのほうから影響を受けたものだろうと思うんですが、それは国の行政手続に法で、縛っていると申しましょうか、地方自治体は除外されておりますので、全くその幅が広いというような、あの、いいことなんで、使おうと思ったら使えるんですけども、おっしゃる通りに何に、本当に細かいほうから言えば300ぐらいいろんな計画とか、それを全部パブリックコメントというのは実際無理なんで、国の場合、法律ですから、一個一個、もうあらかじめ、法律つくるときに、これはパブリックコメントしますよというのは決まっておりますので、その辺で、何でしょうか、やるやらないというあれがないんですが、おっしゃるとおり、地方公共団体の場合は条例でルールつくったり、要項でつくったり、またいろんな適用しているということも多く思います。

ですから、気にはなっておるんですが、おっしゃるとおり、今はもうパブリックコメントやろうというような国全体の風潮でございますので、ちょっとうちも、どういうものをやる、どういったものはパブリックコメントする、どういったものはどの程度までにするとかというのは考えさせていただきたいと思います。これから必要になると思います。

どうしても広報は枠があって、予算の関係上、もう膨らますわけにいきませんので、回覧とかいうのはいい方法だろうと思います。

それと、先ほどスケジュールのことでおっしゃいましたが、どうしても終わりが決まっております

ので、3月末と決めると、どうしても最初はずっと押してきますと、パブリックコメントをする期間がどうしても圧縮されてきてしまいますので、スケジュール管理等、終わりから、いつつくんだということから追って、スタート時期とかいうことは考えんと、どうしても——本当なら1か月ですかね、国は決まっておりますけども、その辺、地方公共団体の一つの目標になってしまっておりますので、その辺、それが十分取れるように、スケジュール管理はつくるときから全体の計画を見るように指示をしたいと思います。ありがとうございました。

○議長（南 一成議員） 高月議員。

○議員（7番 高月 義夫議員） ぜひ、その辺のルールづくりというのをやっていただきたいというふうに思います。

あと、閲覧場所であります。今、各担当課の窓口が閲覧場所というふうになっております。1階ならまだ訪れることも結構あるんですけども、2階の担当課になると、なかなか訪れるということも少ないというふうに思うわけであります。

そういった意味で、よく目につくように、庁舎玄関にパブリックコメントの要項と、それから担当窓口というものを表示していただければ、関心のある方はそこへ行ってみるということができるんだろうというふうに思います。これも広報の一つだと思いますけれども、せっかく庁舎に訪れた町民の皆さんに知ってもらうということをぜひ進めていただきたいと思いますが、そういうことは可能でございましょうか。

○議長（南 一成議員） 川添副町長。

○副町長（川添 俊樹君） いろいろ御提案を頂いておりますけれども、できることからやっていこうと思いますので、いろいろ今後もアドバイスのほうをお願いします。

○議長（南 一成議員） 高月議員。

○議員（7番 高月 義夫議員） ぜひお願いしたいというふうに思います。まあ、そういったこと、町民が少しでもそういうことが目に触れていくと、だんだん意識の中に、どういいますか、そういう計画というのでも刷り込まれていくと思いますし、そういったことが一つ一つ町にとってもいいことではないかなというふうに思います。関心を持っていただくということ、住民自治へつながっていくということだと思いますので、ぜひお願いしたいと思います。

それともう1点、関連して、今年4月1日にこども基本法が施行されました。この基本法には、政府がこれまでの少子化対策大綱と子供・若者育成支援推進大綱、子供の貧困対策に関する大綱の3つの大綱を束ね、こども大綱として定められるというふうになっております。

この大綱を勘案し、都道府県子ども計画を、そして市町村子ども計画を作成するよう努力義務が課

せられております。さらに、子供たちの意見の反映を必要とし、子供に関する施策、一般的に講ずる施策から成る子供施策、これは子供の成長に対する支援等を主たる目的とする施策に加え、教育施策、雇用施策、医療施策などの幅広い施策に対し、施策の対象となる子供や子育て当事者等の意見を反映するために必要な措置を講ずることを求められております。

この意見を反映させるために必要な措置について、子供や若者を対象としたパブリックコメントの実施等が挙げられております。まだ始まったばかりでして、国のほうの大綱もまだ決まっていないところ、現段階ではありますけれども、幅広い施策が対象になるというふうに考えられます。

その対象となる子供に対しての意見の求め方も、様々な方法を考えなければならないと思います。

このこども基本法への対応は現在検討されていらっしゃるのでしょうか。

○議長（南 一成議員） 坂本町民福祉課長。

○町民福祉課長（坂本 哲夫君） 議員御指摘のとおり、こども基本法によりまして、このこども基本法10条に規定されておりました、おっしゃられたとおり、子供の施策に関する基本的な方針であるとか重要事項について定めるものと、なおかつ、貧困対策計画とか次世代育成支援行動計画とかの既存の法令に基づく計画と一体のものとして策定できるとされております。

そういった一体として策定できるとされておりますが、これも御指摘のとおり、この子ども大綱が今年度の秋ごろ、なおかつ今度は県の子ども計画そのものも来年度以降の策定が想定されております。来年度は本町の子ども・子育て支援事業計画を策定する予定となっておりますが、この市町村こども計画は国、県の計画を勘案して策定するよう努めるものとされておりますので、子ども・子育て支援事業計画と一体的に策定できるものかどうか、こういった国の大綱を精査して検討していきたいと考えております。

その中で、子供の意見を聞かなければならないということが、この基本計画の中にもあるんですが、私たちもこれを見て、どうやって子供の意見を聞くかというのは、なかなか頭の中ですぐ絵にすることが難しいなというふうに感じております。やはり、それぞれ国、県のほうでこういった形で意見を聴取する機会を設けるのかという参考事例が出てくれば、こちらもやはりそういったものを参考にしてお考えまいりたいと思っております。

○議長（南 一成議員） 高月議員。

○議員（7番 高月 義夫議員） 先ほどからいろいろな答弁ございましたけれども、計画を軽くしたいんだけど、このこども基本法って本当に大変な内容だというふうに、私自身も認識しております。ただ、対応していかなきゃいけないということで、これから先の話ではあるんですけども、ちょっと認識として、そういったことを頭に入れておかなければいけないというふうに思っております。

それでは、各種計画について再質問させていただきます。

計画にはK G I という最終ゴールがあり、それに向かっていくためにK P I、重要業績評価指標を設定いたします。このK P I がないと、曖昧で、何となくで計画が進むということになるというふうに思っております。

ただ、単一の計画であれば、それもその担当課の中で毎年検証を繰り返してということではできるといふふうに思うわけですが、例えば町民福祉課の第2次地域福祉計画が、平成30年度から本年度までの6か年間ございます。これと同じく、田布施町社会福祉協議会には地域福祉活動計画というのがあります。そして、さらにその下には、先ほど出ておりました総務課の田布施町男女共同参画プラン、保健センターの田布施町保健増進計画、町民福祉課の田布施町子ども・子育て支援事業計画、健康保険課の田布施町高齢者保健福祉計画、町民福祉課の田布施町障がい者計画があり、さらにその下に健康保険課の介護保険事業計画、町民福祉課の障がい福祉計画、障がい児福祉計画があり、一つの計画の下に8個の計画がぶら下がっているというような構造になっております。これ、1つの課でいろいろ計画というか検証というものができにくくなっているように感じます。そういった複数の課にまたがる場合に、どのような検証をされていらっしゃるのか、そういったことをちょっとお聞かせいただきたいと思います。お願いいたします。

○議長（南 一成議員） 坂本町民福祉課長。

○町民福祉課長（坂本 哲夫君） ちょっとこちらで計画策定しております子ども・子育て支援事業計画の例を取って御説明したいと思います。

子ども・子育て支援事業計画、やはり子育て支援の政策というのは、私どもは児童福祉、健康保険課でいいますところの子供の保健、当然子供の育ちに関わることですから教育委員会、学校教育課、社会教育課、多岐にこれは裾野の広い行政課題だと認識しております。

ですから、この子ども・子育て支援事業計画については、各課からそういった課題であるとか目標であるとか取り組むべき項目であるとか、そういったものを出していただいて、そこに目標を掲げる。

また、なおかつサービスの量ですね、保育園であるとか児童クラブであるとか、そのほかでも一応見込み量を出した上で、それに対する評価をしております。

具体的にどういうものを行っているかということになりますけれども、これは、毎年度、子ども・子育て会議、これは条例で定められております。この会議において、その年度における子ども・子育て支援事業計画に定めた項目について報告し——当然報告するわけですから、各課に一応子ども・子育て支援事業計画の中の項目、こういうことがありますよと、各課においては、その年度どういうふうな取組されましたかというのを事前に取りまとめた上で、その内容を会議において報告し、委員の

方に審査していただくことに評価を受けております。ちょっと一例ですが、御説明させていただきました。

○議長（南 一成議員） 高月議員。

○議員（7番 高月 義夫議員） ありがとうございます。

そのように、各課でまたがっての会議というか、で検証されていらっしゃるということ、安心いたしました。いろんな計画がありますけれども、やはりそれぞれの単年度ごとの検証というのが必要だというふうに私自身も感じております。その検証については、議会での決算時も決算審査のときにしっかりお伺いをさせていただきたいというふうに思っております。

それでは、2問目に移させていただきます。町の目指す農業とオーガニック給食への取組についてお伺いいたします。

我が国の食料自給率は、農林水産省の統計では、令和3年度カロリーベース食料自給率では38%であります。国は令和12年度までに45%を目指すとしています。

最近、中国の農業政策がニュースで取り上げられています。現在、食料自給率76%の状態でありながら、世界情勢を鑑み、もっと自給率を上げるため強権を発動し、農地を増やす政策に切り替えられたということです。我が国は、もっと危機感を持たなければならないと感じております。

それでは、田布施町に目を向けましょう。田布施町では、国の圃場整備が進められ、農業を取り巻く環境も随分変わってきたと思っております。ただ、環境は整ってきても、作る人は年々高齢化していき、人材不足は切実かつ早急に考えて、手を打っていかなければならない問題です。

第6次総合計画でも、農林業の振興は基本目標6、にぎやかで活力あるまちづくりの1番に挙げられています。第6次総合計画では、これから取り組まなくてはならない課題が挙げられております。計画ができて丸2年と4分の1が過ぎ、現在これから取り組むべき未来に向けた農業ビジョンをどう描いているのか、また、最近注目されているオーガニック給食について、千葉県いすみ市が2013年より有機米生産に力を入れ、学校給食を有機米で提供、残菜の約10%減少等、成果が出ているとも聞きます。

農業政策は、町全体の暮らしや移住・定住など、町の魅力にも通ずる喫緊の重要政策であると思っております。これから田布施町の農業政策、移住・定住関連について問います。

- 1、第6次総合計画を踏まえ、町が描く農業とは。
- 2、目指す農業がかなったとき、田布施町の未来はどのようなになっているでしょうか。
- 3、目指す農業により、町の関係人口や流入人口は変わると思うか。
- 4、有機農業や関連するオーガニック給食への取組への考えはあるか。

以上です。よろしくお願いします。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） それでは、お答えをいたします。

4点でございますが、まず1点目の第6次総合計画を踏まえ、町が描く農業とはについてでございますが、国内の農業を取り巻く環境は、米政策の見直しなど政治的な要因や販売価格の低迷、燃料費や資材費等の高騰など、経済的な要因、少子高齢化による人口減少、農業従事者の高齢化などの社会的な要因による耕作放棄地の拡大など、大変厳しい状況にあり、それは本町においても全く同様の状況でございます。

このような状況を少しでも防ぐため、圃場整備後の新たな農業構造に対応すべき施策を円滑に対応できるように、本町の農業・農村の現状及び将来を見据えた農業構想が必要と考えております。

御承知のように、本町の農業生産は、水稻を中心に施設園芸や露地野菜を加えた複合的経営であり、農産物の価格低迷や担い手の高齢化により、生産額や生産量共に減少傾向にございます。

このため、圃場整備により生産基盤の整った地域を中心に、農業生産を担う中心となる経営体を定め、地域の農地の集積や経営規模拡大などの経営の効率化を推進するとともに、既存の営農法人の育成や農業企業参入の推進により、企業的農業の拡大も図り、現在定着している作物も含め、さらなる規模拡大や経営の多角化への取組を推進してまいります。

また、農業経営の意欲の高い中小規模農家や、直売所向けの農家などを多様な担い手として位置づけ、それぞれの知識や経験等に応じて力を発揮しながら、地域の農地を守り、効率的な農業経営を進められるよう、国の日本型直接支払制度等の事業も活用しながら、農地の保全や地域コミュニティの維持・発展を支援してまいりたいと考えております。

また、国の食料・農業・農村基本法において、食料の安定供給の確保、農業の有する多面的機能の発揮、農業の持続的な発展とその基盤としての農村振興を農政の基本理念としておりますので、そうした理念に基づき、本町の第6次総合計画に掲げる諸施策を着実に実行したいと考えております。

次に、2点目でございますが、目指す農業がかなったとき、町の未来はどのようなになっているかについてでございますが、農業は食料の安定供給はもちろん、国土や自然環境の保全、水源の涵養や良好な景観の形成といった多面的機能を有する重要な産業でございます。

第6次総合計画を踏まえた諸施策の展開により、守るべき農地の生産基盤が整い、既存の営農法人の経営維持、企業的経営体の参入による経営規模拡大、また多角化による雇用の確保から様々な担い手が参画する農業など、農業従事者と地域が協働参画することによって、地域の農村の維持・発展が図られると考えております。

3点目の、目指す農業により、町の関係人口や流入人口はどう変わると思うかについてでございますが、近年、コロナ禍もございまして働き方も変わりつつあり、テレワークなど都会から地方へ移住、またはUターンを考える人や、都会や田舎とを行き来しながら仕事をするなど、多岐にわたっております。さらに、田園回帰の高まりもあり、移住先での過ごし方の中で農林漁業を希望される方もあり、別の仕事をしながら農業をする半農半Xや、ワーケーションと農業を組み合わせた農ケーション、また、作物の繁忙期の異なる地域が連携して労力補完を行い合う仕組みなど、多様な農業への関わり方も出てきております。

御質問の関係人口と流入人口については、地域農業を担う中心経営体の経営発展や企業参入によって、職業選択の一つとして農業が考えられることにより、農業大学校などの学生の就職先や、さきに述べましたような多様な就農希望者の受入先、また、新たに農業に関心を持ってもらえるような滞在型の農業体験イベントを実施することにより、結果として関係人口や流入人口の増加につながればと考えております。

また、本年4月より農地法の改正により、農地の取得に関する下限面積が撤廃となり、農村での生活を希望し、農業を始めたいという希望者の方には、かなり昔と違って環境が整備されてきたなど、優遇されてきたなというふうに思っております。

ただ、当然、こうした緩和策の中には、耕作目的で農業に従事するという要件等は残りますけれども、今後、半農半Xや農ケーションなど、空き家とセットで農地を取得し、田舎暮らしをしてみたいという方が少しでも増えてくることを期待しております。

次に、最後になりますが、4点目の有機農業について私のほうから答えさせていただきます。

まず、有機農業は化学肥料や農薬を含まず、遺伝子組換え技術を利用しない生産方式として、有機JAS規格の基準に従って、第三者機関の検査により、その承認を得る必要がございます。

そのほか、有機農業に準ずる制度として、化学肥料や農薬を低減した特別栽培農産物として、県の認証を得るエコファーマー制度がございます。

いずれも、これまでの慣行的な農法とは異なり、病虫害の発生や生産量の不安定さなど、経営上のリスクや卓越した生産技術が必要となり、誰もが取り組むといったことができる農法ではございません。

本町における有機農業等の取組に対しては、国の環境保全型農業直接支払制度を活用し、取り組まれる農業者で構成される団体を支援しております。こうした団体の取組農業者は、いずれも水稻での認証を受けられており、個々の農家で酒米としての出荷や高付加価値をつけた特別生産米として販売されている状況でございます。

以上でございます。

○議長（南 一成議員） 鳥枝教育長。

○教育長（鳥枝 浩二君） 続きまして、私のほうから、4点目のオーガニック給食の取組の考えはあるかについてお答えをいたします。

学校給食法では、学校給食は学習の一環として位置づけられ、食を学ぶ場として重要であるというふうにされております。

本町の小中学校におきましても、積極的に食育の推進に取り組んでいるところでございます。

御質問の、いわゆるオーガニック給食とは、有機栽培、オーガニック栽培や自然栽培など、化学肥料や農薬を使用しない農法で栽培された農産物を積極的に取り入れた給食の総称であるというふうに受け止めております。

本町の学校給食におきましては、地元生産者や県立田布施農工高校と連携を図りながら、旬の農産物や食材の地産・地消を推進することなどにより、できるだけオーガニック食材の活用に努めているところであります。

また、遺伝子組み替え作物及びこれを用いた加工食品の使用を避けるよう留意しておりまして、今後も安心・安全で美味しい給食の提供に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（南 一成議員） 高月議員。

○議員（7番 高月 義夫議員） ありがとうございます。ただいま御答弁ありましたとおり、農業政策だけという捉え方ではなく、移住・定住にまで関連してくる大変重要な政策だというふうに私も思っております。

第6次総合計画にも、多岐にわたった目標というか、項目が挙げられております。

この計画は、令和7年度完了ということになります。2年と8か月余りということになりますけれども、この第6次総合計画の農業に関する目標の達成というのは、どの辺を描いていらっしゃるのか、全部取り組むということにはなと思うんですけれども、現実もう期間があと半分を切ろうとしておる時期でございまして、そういった優先順位というか、そういうものが描いていらっしゃるのであれば教えていただきたいというふうに思います。

○議長（南 一成議員） 山中経済課長。

○経済課長（山中 浩徳君） お答えさせていただきます。

当然、計画でございまして、当然それに向けて我々も動いておるというのが現状でございまして、今、現行国営圃場整備が進んでおります。令和9年完成という中で、今現在、事業ベースでいくと約

84%が終わっていると。あと16%につきましては、今年度始まります新規地区でもあります新川・本町、また中郷、また吉井というのが完成すれば、ある程度のことは目標が達成できるというふうに考えておりますが、それに対する諸々の施策につきましては、当然それに向けて我々も担い手の張り付けなり、また多角経営に向けては、できるだけ目標に近づけるような形の中で、関係機関と協議しながら進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（南 一成議員） 高月議員。

○議員（7番 高月 義夫議員） ありがとうございます。ただいま町長の御答弁の中にも、担い手ということで農業大学校の就職先というふうなお話がありました。田布施町には田布施農高さんもうらっしゃいまして、そちらからもぜひ入ってきていただきたいなというふうに思っております。今、田布施農工さんは町との関連を随分深められて、交流を図られておられるということでありますので、ぜひそういった田布施の農業の後継者という面からもお願いしたいというふうに思っております。

それで、この6次総合計画の中でエコファーマーというのが出ております。これは認定されたエコファーマーと、その認定者を示している言葉でございましょうか。

○議長（南 一成議員） 山中経済課長。

○経済課長（山中 浩徳君） そのとおりでございます。

○議長（南 一成議員） 高月議員。

○議員（7番 高月 義夫議員） そうなると、かなりハードルが高い、個人ではなかなか難しいなという印象であります。

このエコファーマー、実は第5次総合計画にも同じ文言が入っておりました。2期続けての目標の項目に入っておりまして、じゃあ、このエコファーマーを育てようというような、どういいますか、町の取組というのはありますでしょうか。

○議長（南 一成議員） 山中経済課長。

○経済課長（山中 浩徳君） 当然これ、全国的にも、山口県でもエコ100、エコ50とか言いながら、その中で施策を進めております。当然、それによってメリットもあるというふうに聞いておりますので、町といたしましても、できるだけそれは進めてまいりたいというふうには感じますが、個々の生産者の考え方も実は違うこともございますので、無理というのはできませんけど、ある程度そういう方法があるというのはお示ししながら、あとは生産者のほうはどう捉えるかというふうに考えております。

○議長（南 一成議員） 高月議員。

○議員（7番 高月 義夫議員） ぜひ広報、最初の質問にもありましたけど、広報というのはぜひや

ってほしいなというふうに思います。

このエコファーマーになればと、かなりの優遇といいますか、出てまいります。どういたしますか、機械を買うにしても、いろんな優遇策がありますので、そういった面も併せて広報していただけたらというふうに思っております。これが第6次で目標が終われば非常にありがたいことであるんですけども、そういうふうにやっていただきたいというふうに思っております。

この農業政策、今化学肥料とか化学合成農薬の低減ということがあります。今、いろんな形態的には集団的な農業形態というのを描かれておると思うんですけども、じゃあ、実際その農業のやり方ですね、大量に農薬をまいて、どういたしますか、大量に収穫するという方向を描かれていらっしゃるのか、そういう化学肥料や化学合成農薬を使わない農業というものを目指されていらっしゃるのか、どちらでございましょうか。

○議長（南 一成議員） 山中経済課長。

○経済課長（山中 浩徳君） 自然環境からいえば、今言われるような化学肥料とか使わずに、有機でやるというのがベストだというふうに考えております。

ただ、今現在、やっぱり作っていく上では、やはりそれだけではなかなか難しいという、先ほどの答弁と同じようになりますが、あくまでも生産者がどう考えるかということと、あとは当然有機を使ってメリット感はしっかり農業者のほうは、こちらのほうから、関係機関のほうから、やはりしっかりアピールしながら、あとは生産者がどう捉えるかというふうに考えております。

○議長（南 一成議員） 高月議員。

○議員（7番 高月 義夫議員） そこだと思います。高付加価値、先ほどの答弁の中にもございました。高付加価値をつけて価格を上がったものにするということが大切なんではないかなというふうに思うわけです。

地域交流館では、低硝酸とか、無農薬、要は残留農薬の検査というものをしっかりやられて販売をされておられます。ところが、この地域交流館、いろんな方に聞くと、地域交流館、とにかく安いんよというふうにおっしゃられるわけです。ということは、それだけ品質のいいものを安く買えるということは、消費者にとっては大変大きなメリットなんですけれども、逆に生産者からすると、その恩恵ってどこにあるのかなというふうに思うわけでありまして。そういった高付加価値というものを、ぜひ、私は前も課長とはいろいろお話ししたんですけども、ブランド化というものを、ぜひ図っていただきたい。田布施にはこういういい物が、こういうブランドがあるんだよというような物を、ぜひ作っていただきたいと思うんです。それが今の農家、一生懸命やられている農家さんの手助けになるのではないかなというふうに思うわけなんですけれども、そういったブランド化のお考えというのはござ

いませんでしょうか。

○議長（南 一成議員） 山中経済課長。

○経済課長（山中 浩徳君） 議員とは以前こういうお話を何度かさせていただいております。

当然ブランド化ということにつきますと、１００円の物が１５０円で売れる。要は５０円プラスになるということなので、当然生産者にとってはメリットがあるというふうに思います。その中で、それを求めて本町に来られて、また、ほかの物も買ってもらえるという相乗効果も考えられますが、ただ、これにつきましては、あくまでも生産者がどう考えるかというのが一つだというふうに思っています。しかし、そうながらも、やはり本町においてはブランドといってもイチジク、ワインというぐらいのものしかございませんので、今後は、やはり国営圃場整備の完成後を目指し、あくまでもブランド化に向けて軸を切っていかなきゃいけないというふうには考えておりますので、前向きにこれは考えてまいりたいというふうに思います。

○議長（南 一成議員） 高月議員。

○議員（７番 高月 義夫議員） ブランド化というのは、どういいますか、価値が上がるということではあるわけですが、逆に若い人も参入しやすくなってくるということになります。真っさらな状態から、そのブランド化に適した食物を育てるというようなこともやりやすいのではないかな、また販売もしやすくなってくるのではないかなというふうに思うわけでありまして、ぜひ取り組んでいただきたいなというふうに思います。

それでは次に、学校給食について御質問いたします。

一番安全でなくてはならない学校給食に目を向けて、現在世界においてオーガニック給食の波が押し寄せてきております。国内では、千葉県いすみ市で積極的にオーガニック米の採用を進められ、市主導で有機稲作の研修が進められたという経緯があります。最初は３軒の専業農家さんでスタートされたようですが、それが２０１７年には２３軒の専業農家さんが生産され、５０トンという収穫があった。これは、市内の学校給食全量化を達成できる量であったということを聞いております。

学校給食への導入は、消費者への信頼を勝ち得て、産地をブランド化し、農家の所得を上げることに貢献されたということ。また、学校給食においては、残菜が２０１７年には１８．１％だったのが、２０２０年には１０％に減っているということも挙げられております。

また、この有機農業は学校での食・農・環境教育にも取り入れられ、いすみ教育ファームという独自の事業も行われておるようです。まさにＳＤＧｓな取組であるというふうに思うわけであります。

２０２２年９月３０日現在、オーガニック給食を実施している自治体が５９、活動中のグループが７２団体全国にあります。

まず、教育委員会さんのほうに質問をいたします。

学校給食の食材は、どちらから仕入れられておられるでしょうか。

○議長（南 一成議員） 山根給食センター所長。

○給食センター所長（山根 正行君） お答えします。

主には、山口県学校給食会から仕入れております。その他、品目によりましては地元の卸業者さんでありましたり、野菜につきましては主に近隣の、青果店といいますか、そういったところから仕入れをしております。

○議長（南 一成議員） 高月議員。

○議員（7番 高月 義夫議員） それでは、そのお米にしろ野菜にしろですけれども、産地というのは分かっておるわけでしょうか。

○議長（南 一成議員） 山根給食センター所長。

○給食センター所長（山根 正行君） 全ての品目につきまして、産地は分かっております。

○議長（南 一成議員） 高月議員。

○議員（7番 高月 義夫議員） それでは、その野菜、農産物ですね、どのような管理をされ生産されたものか、そういったことは把握されておられますか。

○議長（南 一成議員） 山根給食センター所長。

○給食センター所長（山根 正行君） 管理といいますか、それにつきましては把握はできておりませんが、一般の流通に乗った商品といいますか、作物を使用しておりますので、そのあたりは、確認はしておりませんが、大丈夫なものとして捉えて使用しております。

○議長（南 一成議員） 高月議員。

○議員（7番 高月 義夫議員） そこが一番大事なところではないかなというふうに思うわけです。

農薬を——言うたら悪いですけれども、ぶちまいて、収穫して、大量に作って収穫した野菜がそちらのほうへ入っているということであれば、非常に食に対しての不安というものがあると思います。そういう野菜に関して、残留農薬というのはチェックというのはされておられますでしょうか。

○議長（南 一成議員） 山根所長。

○給食センター所長（山根 正行君） 残留農薬のチェックというのは、ちょっと、今の納品の段階ではしておらないというところです。

○議長（南 一成議員） 高月議員。

○議員（7番 高月 義夫議員） 今いろいろお聞きしましたけれども、やはり、どこで生産されて、どういう栽培をされていらっしゃる食物かということが非常に大事になってくるのではないかな。それ

は、子供に対しての食の安全ということにつながっていくというふうに思います。早急にちょっとその辺はチェックをしていただきたいというふうに思うわけであります。そういう、要は、どこで取れたかよう分からん野菜と、町内できちんと管理されて生産された農産物ということ、どちらがいいかということですが、一目瞭然だというふうに私は思っております。そのような食の安全というものを、まず念頭に踏まえて、食材の選定というものはしていただきたい。

逆に言うと、そのように学校給食で、地産地消で地元の野菜、お米が使っていただけるということは、農家にとっては非常な励みというふうに思います。地元の農家を育成するということにもつながっていくと思いますので、そういった広い観点で、いろいろ検討をお願いしたいというふうに思うわけであります。

なかなか規格の問題からいうと、有機農産物と特別栽培農産物というのがあって、一番いいのは有機 J A S という規格を取ったものになってくるというふうに思うわけですが、1点、有機 J A S というのは、町内で認定取られた方というのはいらっしゃるのでしょうか。

○議長（南 一成議員） 山中経済課長。

○経済課長（山中 浩徳君） 1名いらっしゃいます。

○議長（南 一成議員） 高月議員。

○議員（7番 高月 義夫議員） 有機 J A S というのは、国際的にも通用する規格であります。そういったこともやはり広報で広めていただきたい。一人でも多くの方がそういう生産ができれば、本当に大きなブランドになっていくというふうに思うわけであります。安全・安心という大きなブランドというふうに思うわけでありまして、農業政策、単一的に言えば農業政策ですが、そこからどんどん大きく広がっていく政策ではないかなというふうに、私自身は思っております。先ほどのエコファーマーも同じであります。こういったことを、ぜひ取り組んでいただきたいというふうに思っております。

また、生産者さんも横のつながりって大切だなというふうに思うわけであります。そのような、要は農薬を使わない生産者さんというところというのは、町として把握をされていらっしゃいますでしょうか。

○議長（南 一成議員） 山中経済課長。

○経済課長（山中 浩徳君） 先ほど答弁中でありました環境直接支払制度というのが、それが1団体実はございまして、今5名の方が構成でいらっしゃいます。そのほかもいらっしゃいますので、把握はできていると思います。

○議長（南 一成議員） 高月議員。

○議員（７番 高月 義夫議員） 団体でなくて、個人で一生懸命頑張られていらっしゃる方も多々いらっしゃいます。ぜひそういった方を横につなげるのが——町内で農家同士でつながるというのはなかなか難しいところがあります。そういったところを、同じ目的を持ってということで、町のほうでちょっと先導していただいて、そういう何か集まりがあればいいなというふうに私自身は思っております。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） ありがとうございます。

大変難しい問題でございます。地域交流館の方に聞いても、低硝酸といっても、なかなかレベルがあって、本当にやると、やっぱり生産量がなかったり、安定しない。経営から見ると非常に苦しい。でもやっぱり作るほうから見ると、安心な物というプライドがあってやられているというのが実態で、それも、何ですか、真反対の意見もあるんですが、そういう方向性でいこうということでやられております。

だから、私とすると、買う側もそういう努力で、地域交流館のは安心だから、安全だからということで買っていると思います。値段が高い、安いというのはあると思うんですが、作るほうも買うほうも、そういったことを気をつけてやっていきたい。

昔ほどやみくもに農薬を使うという方というのは、今いらっしゃらないと思います。有機農業——大規模農家でも堆肥を買って田んぼにまかれている方もたくさん知っておりますし、昔はそんなことやられてなかったのになという方が、本当にそういうことを心がけて、そのほうが直接契約して販売しますので、お約束事で有機を使いますよということでやられている。それでないと販売のほうがいきません。ですから、買うほう、作るほうと一緒にそういう農業のよさを考えていきたいと思ひますし、広報等でもそういう食の安全とかいうのは学校給食含めてやっていって、提案していきたいなと思ひます。ありがとうございます。

○議長（南 一成議員） 高月議員。

○議員（７番 高月 義夫議員） ありがとうございます。ぜひ田布施町で先導して、いろんな規格が、段階があると思ひますけれども、その段階を整えて、これよりもいい物であれば、もうブランド化しますよというふうにさせていただくと、規格が統一できるのではないかと思ひます。

とにかく食の安全が一番だというふうに私自身は感じております。学校給食がまずは一番ですけれども、そのあたり、しっかり検討していただいて、お願いしたいと思ひます。

以上で、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（南 一成議員） 以上で、高月義夫議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（南 一成議員） ここで暫時休憩いたします。再開を１０時２０分再開しますので、よろしくをお願いします。

午前１０時０７分休憩

.....

午前１０時２０分再開

○議長（南 一成議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、松田規久夫議員。

○議員（４番 松田規久夫議員） 私は、一問一答で３問、いずれも東町長、よろしくお願いします。

それでは、最初の１問、ＢＣＰ作成後の災害ごみ対策と題しまして、よろしくお願いします。

防災対策機能を有した施設が保健センターとして活動を始める。田布施町は、行政事業継続計画としてＢＣＰが作成され、各種災害・事故に備えている。日本各地で毎年自然災害が発生している。先日の台風２号でも多大な被害を各地で受けました。ここ柳井エリアでは自然災害ではなく、大島と上関で２つの甚大な橋の事故が発生した。住民の生活に多大な影響を及ぼしたのは記憶に新しい。

田布施は、自然に恵まれ、災害の少ない気候温暖な地域だが、地球温暖化の影響で、風、雨、気温の上昇と、以前に比べ程度が激しくなっている。望まないＢＣＰの出番も近い気がする。

私は、可能性の高い大きな災害は、支流を含めた田布施川堤防の決壊による水害と考えている。

１、水害による災害ごみ処理のシミュレーションはできているか。

２、町全域となれば大地震と考える。被害は古い家屋が中心となり、全、半壊の建物ごみ、倒壊で処分を要する各種ごみ処理、ごみ処理が遅れば交通の支障となり、物流網の確保が困難となる。それが住民生活に影響している。

以上、ＢＣＰにおける水害・地震対策をお尋ねします。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） お答えいたします。

まず、１点目は、水害による災害ごみ処理のシミュレーションについてのお答えですが、現在、水害に特化した災害ごみのシミュレーションというものではなく、地域防災計画の中において清掃計画として定めております。そして、町内における人的・物的資源の応援体制を確立するほか、必要に応じて町外から人員や資機材の提供等の応援を受ける体制を整えることとなっております。

実際のごみ処理対応は、緊急度を踏まえ、段階に分けて収集及び処理を実施することになっております。

次に2点目は、大地震を想定した場合の災害ごみ対策についてのお尋ねでございます。

これにつきましては、令和3年3月に南海トラフ巨大地震を前提とした田布施町災害廃棄物処理計画を定め、災害廃棄物の発生量などのシミュレーションを行っています。

南海トラフ巨大地震においては、津波堆積物が約8.5万トン、その他の災害廃棄物が約0.5万トン、合計で約9万トンという廃棄物が排出されるという推計が出ております。

このような巨大地震が発生した場合、災害後の復旧・復興を行うためには、まず災害廃棄物を撤去することとなりますが、その際、これらの廃棄物の一時保管・分別・仕分けを行います一時保管場所・一時仮置場・分別・仕分けをした廃棄物を破砕・選別する二次仮置場が必要となります。

この災害廃棄物処理計画では、それらの仮置場の選定基準を定めており、公有地・民有地等の数か所を候補地として選定し、民有地についてはそれぞれに御協力いただけるよう、条件等をお話しさせていただいております。今後、急ぎ具体化させていただきます。

また、想定している大地震が発生した場合、本町の人的・物的資源だけでは到底対応が困難であり、計画においては、災害廃棄物の処理や運搬、機材の提供など、関係業種の団体や近隣市町などの協力を得ながら進めていくことを想定しております。

今後、さきに申し上げました仮置場の確保と、広域処理の仕組みづくりをさらに進めることで、実効性のある災害廃棄物処理体制の構築に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（南 一成議員） 松田議員。

○議員（4番 松田規久夫議員） 答弁ありがとうございます。

廃棄物の一時仮置場、分別処理ということで、一括何もかもごちゃ混ぜにして収集とか、住民が持っていくんじゃないという、ある程度の仕分けをして保管場所へ持っていくということなんですが、この住民周知については、誰がどのように、どの地区の住民だったらどこへ持っていけというあたりは、シミュレーションといたしますか、想定箇所というんですか、民有地、町有地、このあたりはできておりますでしょうか。

○議長（南 一成議員） 坂本町民福祉課長。

○町民福祉課長（坂本 哲夫君） この一時仮置場なんですが、先ほど町長の答弁でもございましたけれども、廃棄物の一時保管、分別仕分けを行うための場で、計画の中では被災地内の主な公園とか空き地等、できる限り生活場所に近いところとしております。

ただ、これ、やっぱり計画ではそういうふうにはしておりますが、主な公園、空き地等となっておりますけど、例えば公有地であれば、こういったところというのは該当するところは、例えば仮設住宅

の候補地と重なることもありますし、なかなか設定が難しいところがあります。

したがいまして、今議員お尋ねのそういった住民等への周知、ここに、こういうところに持ってきてくださいという周知というのは、まず、その選定場所から、まだ今検討しているというか、どういふところがあるのかなというところを今は探っているというところでございますので、そういうところの選定をまだ考えているところでございます。

○議長（南 一成議員） 松田議員。

○議員（４番 松田規久夫議員） 当然ですね、対策本部ができて、災害ごみは環境系の町民福祉課が担当になるんでしょうが、事前に、課長が言われたように、ごみの置き場所は仮設住宅の適地でもあるわけなんです。それで、場所の奪い合いになると思いますので、事前に、ここは仮設住宅の場所、ここはごみを置く場所というあたりを、大きな災害が来て、それから検討したんじゃ時間もかかりますし、前もってごみ置き場の場所、住宅場所というのは、ぜひとも検討しておいてもらいたいと思います。

回答の中に、近隣のほう、市町とか、あるいは資機材の提供の応援を受ける体制を整えるというふうなことも書いてありますが、災害ごみが、水害の場合でしたら、ほぼ人力で何とか運べると思いますが、地震の場合でしたら、重量物、あるいは非常に大きなごみも出てきますので、場合によっては重機、あるいは運搬車両が必要になってくるかとも思います。このあたりの、重機はどこで借りる、運搬車両は５月の一斉清掃のように、どこの業者さんにお問い合わせというふうな、こういうあたりの検討というのはされておりますか。

○議長（南 一成議員） 坂本町民福祉課長。

○町民福祉課長（坂本 哲夫君） 申し上げますと、現状ではまだちょっと洗い出しの途中でございます。

○議長（南 一成議員） 松田議員。

○議員（４番 松田規久夫議員） 追加して検討してもらいたいのは、車両や重機があっても、それを扱う資格のある人材が見つからないということもありますので、このあたりも機械の手配と同時に人材の確保も検討してもらいたいと思います。

と同時に、大きな災害が田布施町に起きた場合、近隣の市町に応援を求めるといふことなんですが、よそも被害を受けているか分かりません。ということは、協力できる業者さんの奪い合いになる可能性もありますので、今あちこちのスーパーマーケットあたりと食料の確保の協定を結んだりしている状況ですから、町内の建設業者さんと、大規模災害時のそういう場合は、応援をお願いできる、優先して田布施の業者は田布施に協力してもらおうという、そういう協定のようなものを考えてもらったら

と思うんですが、このあたりはどうでしょうか。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） おっしゃられるとおりでございます。大きなものからいくと、自衛隊がおられますけども、山口におられますのは、もう九州のほうへ行く計画になっておられますので、山口から来るということはない。広島からもないですね。だから、南海トラフですと、東北か北海道のほうから入ってくるという、その、結構南海トラフとなると、通常とかなり違うことでございます。

細かい災害でいくと、県と市とありますね。だから町内の業者さん、いろいろございますが、当然県事業も請け負われておられますので、県道とか、そういう大きなインフラの整備・復旧が優先されるということになれば、当然そちらのほうを優先していただかなきゃいけませんし、細かい町道の復旧ということになれば、その後になるんじゃないかなというふうに思います。

取りあえず大きなインフラを先に復旧させて、細かいところからということになると、奪い合いということもありますけれども、その辺県とも十分協議をしていきたいというふうに思っております。

具体的には決めていないものもたくさんございますが、災害というのは発生状況がかなり違いますので、大まかなものだけ決めておいて、それを活用しながらということはやっていきたいというふうに思います。

○議長（南 一成議員） 松田議員。

○議員（４番 松田規久夫議員） よろしく申し上げます。

大規模災害が起きましたら、被災者ニーズに合った迅速な支援が求められます。なおかつ、実効性を高めなければなりません。

ゴミじゃないんですけど、例えば地震で、あちこちニュースなんか見ますと、ブルーシートなんか屋根に張って、早急に雨漏りを防ぐような、こういうニュースをよく目にしますが、田布施の町役場の組織の中でその情報を共有して、住民から要望があったときに、各担当の係のほうへ実動部隊として動くように指示するというのは、あまりにも件数が多くなると思いますので、私は、町の受け付ける機能と、実動部隊の、例えばゴミ処理であれば環境係がやるんじゃなくて、どこか中間組織がクッションとして要るんじゃないかと。ここの中間支援組織に、住民から支援要望があったときに伝えて、支援組織がいろいろ実動部隊を動かすと。それで、受け付けた町のほうは、支援組織に連絡すれば次のいろんな問題点を受けるというふうにすれば、住民からの要望がかなりスムーズにさばけるんじゃないかというふうに思っています。

田布施なんかでしたら、ＮＰＯ法人とか自治会に、この中間組織をお願いするのはちょっと難しいと思いますので、私は、田布施町であれば、社会福祉協議会が、この中間組織的な役割を果たしても

らったらいんじゃないかというふうに考えております。これは私の考えですから、最適かどうかは分かりません。こういうふうにして、大規模災害のスムーズな住民要望の声を迅速にさばいていくというふうに……。

この中間組織なんですけど、中国 5 県中間支援組織連絡協議会というのがあります。田布施町、熊本地震等で応援に行きましたが、ごみ処理とか、いろいろボランティアで携わったと思うんですが、ごみ処理のノウハウを持った職員はいないんじゃないかと思うんですね。先ほど言いました中間支援組織連絡協議会というのがありますので、今この 3 年間のコロナの影響で、その現地に行かなくても、研修等にはリモートで参加できるという時代ですから、ぜひとも——ここでどういうことをやっているかというのは具体的には僕は知らないんですけども、ぜひとも勉強会、研修に職員参加してもらったと思います。このあたりはどうでしょうか。

○議長（南 一成議員） 山田総務課長。

○総務課長（山田 浩君） 中間支援組織でございます。NPO 法人とかボランティアとの調整役をするような組織と思います。災害に限った分野では、組織ではないというふうに認識しておりますが、このたび国の防災基本計画というものが修正されまして、都道府県による災害の中間支援組織の育成強化、関係者の役割分担の明確化とか、そういうことで改正がされておるようでございます。ちょっとまだ馴染みのない、特にこの辺りではあまりなじみのない組織でございます。

議員おっしゃられましたように、中国 5 県でそういう連絡協議会のようなものがあるということは承知しております。

今後、中国地方においても、各都道府県でこれらの育成とかということがなされてくると思いますので、その中でどういうふうな団体が受皿になるのかとか、そういうことがだんだん明確になってくると思いますので、情報収集等をしっかりしてまいりたいと思っております。

○議長（南 一成議員） 松田議員。

○議員（4 番 松田規久夫議員） 災害が起きて、慌てて右往左往することがないように、時間のロスがないように、迅速な対応ができるそのための事業継続計画ですから、研修等計画のほう、よろしく願いいたします。

それでは、2 問目に行きます。地域おこし協力隊シニア版と題しまして、よろしくお願いします。

田布施町の農業従事者の主力は 70 歳代。元気でばりばりの現役として活動している。何もせずに手をこまねいていれば、一段の高齢化の進展で、大胆に予想すれば、10 年しないうちに、圃場整備された田の一部分は耕作放棄地となる可能性が高い。また、農業従事者の引退で担い手不足も見込まれる。担い手不足が耕作放棄地となっているのが現状だ。町内から担い手の増加は期待できないと私

は思います。町外から移住も兼ねた新たな農業就農者を募る案はどうであろうか。農業の経験はなくても、田舎暮らしを希望する都会の人は多いと思う。ターゲットをシニア層に絞って、定年退職者あるいは早期定年退職者の地域おこし協力隊シニア版、農業おこしシニア隊として人材を募集する案をお尋ねします。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） それでは、お答えいたします。

本町において、地域おこし協力隊員として平成25年度から令和4年度まで、6名の協力隊の方を採用してきました。いずれも採用した年齢は50歳未満の方でございました。任期満了後は3名が町内に定住され、1名が町内で起業し、2名は帰郷されましたが、6割強の方が町内に残って活動され、大変ありがたいことだと思っております。

現在は、本年4月から40歳代の隊員が1名着任し、町内の集落営農法人を拠点に担い手不足の解消を図り、地域及び農業集落の活性化を目的に、3年後に自立できるよう活動されております。

しかしながら、山口県は全国でも就業者の高齢化が高く、担い手の減少が続いており、さらなる担い手の掘り起こしと確保は喫緊の課題であると考えております。

御提案の、定年退職者や早期退職者のような中年層、45歳から64歳の方だろうと思いますが、そうした方は農業の担い手として大変有望であり、そうした方の就農支援をしていきたいと考えております。

しかし、国の新規就農支援は49歳までとなっておりますので、そうした事情も今後国、県等にも要望していきたいなと思います。

また、そうしたこともあり、本町の独自の補助事業として、対象年齢を60歳までとしている田布施町農業技術等習得支援事業の活用や、就農相談、農業技術などについて、県や農協、農業大学校などの関係機関と連携した就農サポートにより、農業経験がない方でも就農にチャレンジできる体制を整えたいというふうに思います。

また、地域おこし協力隊シニア版についてでございますが、議員おっしゃるとおり、現在の農業は70歳代が中心でございます。現在は、大変皆さん元気で農作業に従事されておりますが、10年後とか考えますと、大変厳しい状況にあることは間違いございません。

そのため、集落における担い手を一人でも増えればという思いもあり、平成30年に地域おこし協力隊を1名採用し、退任後も町内において農業で起業され、集落と協力して活動されております。まだ年齢は40歳代と若く、担い手として長く活動していただけることを期待しております。

また、本町は山村振興法や半島振興法などに該当するような条件不利地域ではないとされております。

す。このため、地域おこし協力隊の募集の地域要件として、東京などの三大都市圏や、大阪市などの政令指定都市などの、本当に、都市在住の方しか採用できないこととなっておりまして、近隣市町と比べ、募集要件が大変厳しいという実情もございます。

そのため、せっかく移住先として本町を希望されてマッチングしても、採用ができないということもあります。そうしたことから、多様な担い手の確保のためにも窓口は少しでも広くしておきたいというふうに思いますので、限定した採用は今のところ考えず、窓口は広くというふうに考えております。

しかしながら、当然、定年退職後の就農や早期退職後に移住して農業をしたいと考えていらっしゃる方も多くいらっしゃると思いますので、今後も引き続き地域おこし協力隊の採用を行うとともに、就農者の年齢を問わず、幅広く就農支援をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（南 一成議員） 松田議員。

○議員（４番 松田規久夫議員） 町長の答弁の一番最後に、幅広く就農を支援していきたいということで、答弁の途中でもいろいろ、制約といいますか、条件がありますので、地域おこし協力隊のシニア版については年齢制限があるので、難しいと。

私の考えているのは、この木地地区に、たしか４６歳でしたか、方が来られて、田布施のためには本当ありがたいことだというふうに思っていますが、この方の干支を、もう一回りぐらい年齢を増やしたそういう方ですと、今、米が１俵非常に安いと。米が安いので、なかなか田の耕作だけでは家族を養うことができんということで、なかなか就農者の新規就農が難しいわけですから、いろいろ国、県、あらゆる支援の経済界を含め、田布施町組織全てを挙げて、何か都会から新たに移住者が、空き家もありますから——３問目で空き家の質問をしますが、このあたりも利用して、先ほど高月議員の質問の中で、農業の農地の取得なんかも規制が随分緩和されたというふうな町長の話もありましたので、何か町内組織全て協力して、少しでも移住者を呼び込んでもらったらと思います。

田布施町は、基本的には山がある、川がある、海がある、５０平方キロくらいの小さな町ですけど、全てあって、大きな自然災害は今のところないような、非常に気候温暖な、住むにはいい土地だと思いますので、移住者を——若い人が来るのがええんでしょうが、なかなか若い人は家族を養うそこまでの収入を得るとするのは難しいですから、シニア層に絞って、年金と自分で作った作物を食べたら、楽しく老後が生きていけるよと、そういう感じの宣伝をして、人を呼び込むような町ができればいいというふうに私は思っております。

１１時には私はやめたいと思ってますので、次に行きます。

3問目は、空き家へ新税導入をと題しまして、よろしくお願いします。

実家の両親の死亡により、居住目的のない空き家が町内全域で目立つようになった。このような空き家を所有者が適切に管理しなければ、近隣住民に対し、防災上、防犯上、衛生上の外部不経済を生させ、地域環境も悪化する。

空き家対策として、空家等対策の推進に関する特別措置法が2015年に施行された。特定空家に対し行政の介入が可能となったが、管理状態が非常に悪くなってからの対症療法である。居住目的がなく、使用しない管理の悪い空き家は、年数の経過で特定空家になっていく。なぜ所有者は家屋を放置するのか。使用しない空き家があることで、宅地評価の固定資産税が優遇されるのも大きな理由である。

特定空家になる防止策として、新税の導入で、地域住民の安全で良好な環境を確保したいのでお尋ねします。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） それでは、お答えいたします。

総務省の統計調査によれば、居住目的のない空き家の数は、平成30年時点で約349万戸、平成25年の調査より約31万戸増加してきております。

このような空き家は、本来所有者等の適切な活用や管理が行われるべきところ、適切な活用等が行われない空き家等が、地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしている現状があり、空家特措法が施行されたところでございますが、今後とも人口減少等がさらに増加することが懸念されております。

このため、今国会において、特定空家になるおそれのある空き家に対する措置の強化を盛り込んだ改正法案が、昨日可決されたというふうにテレビでやっておりましたが、特定空家のおそれのある空き家の勧告の対象となり、固定資産税等の特例措置を解除することが可能というふうになってまいります。

もう1点、新税の導入についてでございます。こちらは京都市が導入を予定しております非居住住宅利活用促進税のことと思われませんが、現在の特定空家等に対するペナリティーとは異なり、居住目的のない空き家に課税することで、その利活用が検討されることにより、住宅供給の促進につなげることを目的とされております。これは、住宅状況が大変逼迫し、手頃な住宅がなく、若者、子育て世代が京都市街から出てしまうという京都市ならではの課題に対応するために制定されようとしているもので、当町のように比較的住宅状況が、まあいいとは思いますが、逼迫はしていないという地域には、現在はそぐわないものと考えられます。

しかしながら、居住目的のない空き家の増加は全国的な課題でもございますので、今後法改正や近

隣市町、また先進地の動向も踏まえながら研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（南 一成議員） 松田議員。

○議員（４番 松田規久夫議員） 京都市が、全国に先駆けてその新税を導入するというのは、京都は古いまちですから、高さ制限等があつて、どうしても、同じマンションを造つても、提供する戸数が限られるということで、金額も高くなりますし、若い人は京都市から周辺のまちへ出ていくという、そういうことで京都は新たに新税を導入するわけです。

私が提案するこの新税というのは、住む目的がない空き家というのは管理不全空き家となりますから、当然また時間の経過で、最後には特定空家になると。

このたび、その法改正で特定空家になる前に対策が取れるということなんですが、僕はもう少し早い時期で、住む予定がないのであれば、まあ、年数は５年がいいのか７年がいいのか、そりゃ、１０年がいいのか別にして、両親が亡くなって住む予定のない家については、いずれ管理不全な空き家になるわけですから、住む予定がなければ即解いてもらおうと。解けば、今の税制だったら、更地にすれば税制上は不利になるわけですね。そこを不利にならんような仕組みづくりみたいにして、それと同時に、早い時期に住まない家を解体してもらえば、例えば２，０００万円、３，０００万円、両親が亡くなって預貯金があつても、今、都会のほうへお金が、財産が田布施から逃げていっているわけです。家を解体してもらえれば、最近随分解体費用が高くなりましたが、一部分が地元の、この田布施を中心とした建設業界のほうに落ちるでしょうから、これが地元のほうで、またお金が回りますので、経済効果も発生すると、そういう思いでこのたび提案したわけです。

この思いは、議員になって早い時期に思っていたんですが、よそがやっていないことを、田布施が新税をつくるというのは大変な労力になりますので、京都がこのたびそういうことをやったというので、京都が新税をつくった手順というのがあるんでしょうから、そこをまねすれば、意外と簡単に労力なしで新税の導入ができるんじゃないかという思いでこれは提案しました。

このあたりも含めて、特定空家の防止をするため、あるいは空き家を中古住宅として少しでも流通して有効利用するために、新税をという提案をしたわけですが、１１時になりましたので、提案して質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（南 一成議員） 以上で、松田規久夫議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（南 一成議員） 次に、落合祥二議員。

○議員（５番 落合 祥二議員） それでは、通告に従い２件の質問をいたします。質問方式は一問一

答で、答弁は町長にお願いします。

まず1問目の、田布施町地域公共交通計画策定に向けた本格的な始動についてです。

地域公共交通計画は、地域が自ら地域の移動手段をデザインする、すなわち地域において、地方公共団体である田布施町を中心に、これまで以上に多くの関係者が連携、協働して取り組む必要があります。

一方、地域公共交通は、自動車を使用しない住民に対して通勤・通学・買物・通院などの移動手段を提供し、日常生活を支えます。そのため、国土交通省の所管の地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づき設置される法定協議会において、多くの関係者を巻き込みながら議論を行うためには、地域旅客運送サービス業に関する知識やノウハウを豊富に有するとともに、協議会等の議論を円滑に進行できるアドバイザーやコーディネーターの存在が重要となります。

一方、民間コンサルタント会社等の活用も重要です。特に地域における移動データや商業など関連分野における移動以外のデータを、地域の公共交通の活性化及び再生に生かす観点からは、様々なデータの調査・分析やマーケティングなどの手法は有効と考えられます。

本町は、今年の1月10日に法定の田布施町地域公共交通協議会を立ち上げました。そして、先月5月にコンサルタントを選定しました。今後は、田布施町地域公共交通協議会を4回程度開催し、来年3月末までには、まあ、一部3月を過ぎるかもしれないとも聞いておりますけれども、策定予定と聞いております。

そこで、次についてお尋ねします。

1点目、田布施町地域公共交通協議会の構成メンバーについてお尋ねします。また、協議会の議論を円滑に進行できるアドバイザーやコーディネーターはおられるのでしょうか。

2点目、コンサルタントを選定する際、プロポーザルによる企画提案により選定されましたか。応募は何社ありましたか。選定したコンサルタントは、豊富な経験を持ち、一緒に地域の課題に向き合ってくれますか。田布施町地域公共交通協議会には必ず出席してもらえるのでしょうか。

3点目、町民・利用者・高校生アンケート調査、交通事業者等とのヒアリングの調査、住民との意見交換会、町民の意見聴取のためのパブリックコメントが実施予定とされています。これらは、田布施町にとって望ましい計画にするため、必要不可欠なものと私は認識しています。調査等に関する見解をお願いいたします。

4点目、計画の策定に当たっては、コンサルタント会社に丸投げするのではなく、調査に担当者も同行する等、積極的に関与すべきと私は思っておりますが、見解をお願いいたします。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） それではお答えをいたします。

まず、1点目の協議会の構成メンバーやアドバイザー、コーディネーターについてのお尋ねでございますが、12月の定例会でも答弁いたしました。構成メンバーは、バス、タクシーなどの各交通会社、社会福祉協議会、民生・児童委員、各公民館長、国、県、町の道路管理者、警察などの関係機関に、学識経験者として徳山高等専門学校の目山准教授にアドバイザーとして参加を頂いております。24名のメンバーでございます。

2点目の、コンサルタントの選定の際、プロポーザルによる選定としたか、そして応募数やコンサルタントの協議会の出席についてでございますが、プロポーザルの参加募集は、令和5年4月13日から24日までとし、2社が応募されました。2社とも資格要件があり、5月31日に2社によるプレゼン及びヒアリングを実施し、その後、審査委員会を開催し、選定業者を決定し、町ホームページにも掲載しております。

選定した業者につきましては、県内でも多くの実績があり、計画策定等にも精通されておりますことから、一緒に課題に向き合っていただけるものと考えております。

3点目の町民・利用者・高校生アンケートや、関係機関とのヒアリング、住民との意見交換、パブリックコメントについてでございますが、御質問の件は全て実施することといたしております。さらに、高校生の保護者や高校のほうにもアンケートを実施したいというふうな提案も受けておりますので、今後、協議会の中でも協議したいというふうに考えます。

また、パブリックコメントにつきましては、1月中旬から2月中旬にかけて実施する予定といたしております。

4点目の、計画策定に当たって、調査に担当者も同行するなど、町が積極的に関与してはとの御意見でございますが、当然のことながら、協議会メンバー、アドバイザー、コンサルタント、そして担当者も含め、協議会として全体で主体的に計画策定に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（南 一成議員） 落合議員。

○議員（5番 落合 祥二議員） 今回の町長答弁で大変満足しているわけではございますが、アドバイザー、コーディネーターというのは、地域の公共交通の問題を検討していく中で、関係者の中で利害が対立する可能性もあると思うんです。また、時には、問題が明らかなのに、どのように解決を考えたらよいか、なかなかよいアイデアが浮かばないといったこともあると思います。学識経験者には、中立的な立場から多様な意見を総合的に取りまとめるコーディネーターとしての役割や、関係者の思いを具体化し、公共交通を地域にとってよい方向に進めるための提案、技術的な助言などを行うアド

バイザーとしての役割が期待されています。

そういう中で、先ほど町長の答弁にありましたアドバイザーとして、徳山高等専門学校の目山准教授ということでございますが、今までもいろいろ参加していらっしゃるということですが、その辺について、ちょっと触れていただいたらと思うんですが。

○議長（南 一成議員） 山中経済課長。

○経済課長（山中 浩徳君） このアドバイザー、コーディネーターの選定に当たりましては、いろいろな候補者がいらっしゃるというふうに考えておりますが、山大の教授なり、徳山高等専門学校の教授なりとありますけども、やはり地理的に田布施に近いということと、あと目山准教授につきましては、いろんな市町の公共交通といわず、大きく交通関係に長けていらっしゃると思います。都市計画とかそういうところでも各市町で入っていると思いますので、こちらからお願いして受けていただいたというところがございます。先般のこの選定委員会の中にも入っていらっしゃいました。

○議長（南 一成議員） 落合議員。

○議員（５番 落合 祥二議員） 分かりました。コーディネーター、徳山高等専門学校の先生に期待したいと思います。

それと、今のコンサルですよね。コンサルは何という会社に決まったんでしょうか。

○議長（南 一成議員） 山中経済課長。

○経済課長（山中 浩徳君） バイタルリードというコンサルタントに決まりました。

○議長（南 一成議員） 落合議員。

○議員（５番 落合 祥二議員） これも、一応、先ほどの私の質問にもあるんですが、大体私が述べたことをクリアできるような会社なんだろうと思いますが、これについてもちょっと述べていただいたらというふうに思います。

○議長（南 一成議員） 山中経済課長。

○経済課長（山中 浩徳君） 企画書の中から確認しましたが、議員おっしゃるとおり、全ては網羅されておりますし、さらには、先ほど言いました高校生の保護者、また学校等にもアンケートを幅広く取って行って、本町に担うような、また少し広がるかも分かりませんが、広域的な考え方も盛り込んだらいいなというふうに考えております。

○議長（南 一成議員） 落合議員。

○議員（５番 落合 祥二議員） アドバイザーとコーディネーターの徳山高等専門学校の先生につきましては、１回目のときは、それはいらっしゃるけど、次も、次回もずっと毎年これをやるわけですよ。それにも、やっぱり出ていただくようになるんじゃないかと思うんですよ。そういった意味

で、もっと田布施を知っていただくということも必要だろうと思うし、よろしく……。その辺についてはどうですかね。

○議長（南 一成議員） 山中経済課長。

○経済課長（山中 浩徳君） 目山准教授につきましては、田布施のことをよく御存じでございます。

それで、基本的には、やはりアドバイザーには出ていただきたいというふうに思っていますので、できるだけ准教授の日程に合わせた形の中で、協議会は進めたいというふうに考えております。

○議長（南 一成議員） 落合議員。

○議員（５番 落合 祥二議員） 先ほど言ったのは、柳井市の例においても、一度最初になっていただいた先生につきましては、学識経験者については、今も協議会を柳井市も続けていらっしゃいますけど、毎回それで出てやっていただいているみたいなんです。

それと、コンサルについては１回だけですね。そんなに毎回、今年やって、来年もまたそのコンサルというわけにはいかないと思うんですね。ですから、とにかくそのコンサルのやり方というのを職員がよく習得して、そういうやり方というのを見ないと、次の今度の計画を改正、もう一度作り直すときに、またコンサルを採用せないけんというようなことになりますので、その辺も十分留意する必要があるだろうというふうに思いますが、それについてはどうでしょう。

○議長（南 一成議員） 山中経済課長。

○経済課長（山中 浩徳君） 当然、議員のおっしゃるとおりだと思っています。まずこの１年間は協議会の中にコンサルがしっかり入っていただいて、職員も、まあ、異動はしますけども、ノウハウはしっかり受け継いで、また５年後の計画——当然課題が出ます。その課題を整理して、それが５年後にまた生かされるような計画をつくっていきたいというふうに考えます。

○議長（南 一成議員） 落合議員。

○議員（５番 落合 祥二議員） この中身につきましては、その中でいろいろ協議されると思いますが、私も今まで一般質問でいろいろ言っておりますので、そういったことも多分協議していただくと思うので、十分、とにかく田布施町に合った公共交通、地域公共交通計画をつくっていただいて、それを実践していただいたらというふうに思います。

この公共交通は、お年寄りだけでなく、交通弱者ですね、小さい子供も、そういうものを全部含んでのあれですので、今田布施町においては高齢者の補助、初乗り、今年から夫婦２人なり、２人おられたら初乗りを２倍ということになりましたけども、あとは買物同行バス、これ１台で行っていますが、今後はそういう形でいかないと、やっぱり、住みにくいというか、やっぱり田布施で住んでよかったというふうにやっぱり言われるように、すばらしい計画をつくっていただいたらと思ってお

ります。それについてもお願いします。

○議長（南 一成議員） 山中経済課長。

○経済課長（山中 浩徳君） ありがとうございます。

当然計画倒れしないような、やはり本町に合った計画にすべきだと思っています。

ただ、やっぱり計画が計画だけじゃなくて、やはりそれが実行できるような形の中で、PDCAサイクルではございませんけど、PDARUと今頃は言うらしいですけども、それに向けて計画を策定できたらというふうに思っております。

○議長（南 一成議員） 落合議員。

○議員（5番 落合 祥二議員） そういう中で、高齢者のいろいろな意見を聞くと、免許を返納するですね、危ないから。いろいろニュースなんかで事故したというのを聞くから、これは免許を返納せんにゃいけん。前にも言いましたけど、私の知り合いで、夫婦で一緒におったときに、自分のほうが奥さんより年が上だからというので返納されたんですけど、結局奥さんが入院されたり亡くなったりして、結局免許なしの状態になったりするんですね。そういう人が、まあ、今タクシーの補助は初乗りだけありますけど、中心地から遠かったら、それを使っていくというのがなかなか難しい状況もあるんです。

それと、中には、今は車の運転免許を持っているけど、いつ免許がなくなるか、もう取られなくなるかというのが不安でいけんという高齢者の方もいらっしゃいます。

そういった意味で、この公共交通、本来なら民間が、ちゃんと機能しておればそうですけども、それが今できていない、全国的にですね。大都市圏は別ですけども、そういった状況なんで、さっき言いましたような法律ができて、やるようになりましたので、ぜひよろしく願いいたします。

それでは、1問目は一応それで終わります、2問目に移ります。2番目の町長が求める職員像についての質問です。

今年3月に退職した職員は8名で、4月に新たに採用した職員が11名です。そういうことで、令和5年4月1日現在の職員数は何名でしょうか。そのうち男性は何名で、女性は何名でしょうか。これら職員に対して、町長が求める職員像はどのようなものでしょうか。また、町長が求める職員像を実現するためには、どうすべきと考えておられますか、お伺いします。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） それでは答えいたします。

まず、令和5年4月1日の職員数でございますが、140名でございます。男女別の人数でございますが、男性職員が87名、女性職員が53名でございます。なお、これには田布施平生水道企業団

及び熊南総合事務組合、田布施町社会福祉協議会への出向・派遣職員は含まれておりません。また、育児休業中の職員につきましても含まれておりません。

次に、町長として求める職員像、それを実現するためにはどの御質問でございますが、町役場の職員としての最大の責務は、町民の生命と財産、暮らしを守ることでございます。町民の皆様が安全・安心に暮らせるように全力を尽くし、町民の皆さんの立場に立って物事を考え、実行し、来庁される方々には、いつも笑顔で明るく元気よく丁寧に対応するように、日々職員を指導しています。

町民の皆様方から、役場の職員の挨拶がとても気持ちよかった、活気があって雰囲気がよかったとのお褒めの言葉を頂くことも増えましたが、一方で、まだまだ指導が行き届いていないところもございまして、職員の対応でお叱りを受けることもあります。

本町役場は、大体150人程度の小さな職場でございます。職員一人一人の顔が見える環境でございます。町長として、引き続き職員とのコミュニケーションをしっかりと取り、働きがいのある、笑顔あふれる職場にしていきたいと私は考えております。

また、新採職員には、毎年、どうせ働くなら、みんなから信用される職員になるように、日々新しいことにチャレンジしてくださいというふうに伝えています。

今後とも、職員一人一人の能力と積極性を引き出しながら、引き続き、全職員が一丸となり田布施町の発展に尽力していけるよう、私も共に精進をしまいたいと思います。

以上でございます。

○議長（南 一成議員） 落合議員。

○議員（5番 落合 祥二議員） 今、大体、町長が言われたことで、その中でも特に私が思っているのは、住民、町民の視点に立って物を考えるということと、あと言いたいのは、やっぱり田布施町を好きでないといけない。愛してと言ってもいいんですけど、そういう職員でないといけないというふうに思っております。

そういう中で、ちょっと聞きたいんですけども、今回11名が採用されて、8名が退職ということで、3名の差があります。これは、定年退職が何人だったのか分かりませんが、若年で退職、いろいろな事情で退職された方もおられるんじゃないかと思うんですけど、あまり聞くと、個人情報とか、プライバシーになることもあるので、そこまでは聞きませんが、その辺はちょっとどうなのかというのはちょっと教えていただきたらと思います。

○議長（南 一成議員） 山田総務課長。

○総務課長（山田 浩君） 定年退職の方もいらっしゃいますし、再任用の期間が終わってという方もいらっしゃいますし、自己の都合という方もいらっしゃいます。

○議長（南 一成議員） 落合議員。

○議員（５番 落合 祥二議員） それと、いつも田布施町の町民が少ないというのも聞くんですけど、その辺の、それって、私はいけないとは思ってないんですよ。その辺の割合は今実際、今回の採用者、どんな感じなんですか。

○議長（南 一成議員） 山田総務課長。

○総務課長（山田 浩君） ちょっと、今すぐ割合は出てきませんが、近年、町外の方もたくさんお越しいただいております。

○議長（南 一成議員） 落合議員。

○議員（５番 落合 祥二議員） 当然、隣の市にも田布施町の住民の方が勤めておられたりしていらっしゃるの、それは田布施町も当然そうだろうと思います。ただ、田布施町に勤められたら、やっぱり田布施町を愛していただくような、そういう職員にしていきたい。

これは、ホームページなんかを見て私が感じたんですが、ホームページに、求める職員像というのを載せている自治体もあるんです。

一つの例を言うたら、求める人材というのもあるんですよ。使命を持ち、向上心のある強い人、協調性のある温かい人、環境変化に対応でき、意欲のある人、これ、求める人材です。町長もいろいろ言われた中にも入っています。目指す職員像、大きな枠で言うと、行政のプロフェッショナルとしての自覚を持つ職員、それから広い視野を持ち、住民の視点で考え行動できる職員、それから協調性と豊かな人間性を持ち、協働する職員、それから成果を評価し、積極的に創造改革する職員。その辺も、ほかにもありますけども、全てを言ってもあれなんです、そういったのをやっぱりホームページかなんかで、それは採用するときだけでもいいんですけど、田布施町はこういう職員を求めているんだと、こういう職員像を目指してくださいよと。あんまり仕事をやり過ぎたら困るんじゃないとか、そういう遠慮しでなくて、ホームページにもちゃんと出ているから、そういった形で私は仕事をしているんですよというのを、ちゃんと見せるということも大事じゃないかというふうに思うんですよ。山口県の自治体にもそういったのをちゃんと載せている自治体もあります。

ですから、私は、やっぱりそういう中で、そういったことをちゃんと明確にすることが、職員のやる気をまた起こすと思うんですよ。消極的に、意外と——私も元職員でしたから、意外と消極的に考える傾向がありますので、そうじゃないんだと。今の時代は、どんどんそういうふうな形になっていますし、給料関係も年功序列だけではなくて、今頃は特別昇給とか、いろいろそういうものもあるわけですから、そういったこともいろいろやって、そういうふうに職員像というのを公表することが随分職員にとっても違うと思うし、そういうふうに考えるんですが、その辺はどうでしょうか。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） おっしゃるとおりでございます。採用のとき、いろいろ職員像とか示すことも大事だろうというふうに思います。面接の際もいろいろお話をお聞きして、それぞれやっぱいいところ悪いところございますので、バランスを取って今回11人入りましたけども、11人のチームとして働いていただけるように——先ほども申し上げましたが、どうせ働くんなら、もう落合さんに任せたら間違いないと言われるくらい実績を積んで、評価して、そのためには努力を当然しなければいけませんし、失敗はしてもいいからということを申し上げております。

今、人事評価もございますし、新入職員には特別に1年間、新採の評価ということでアドバイス等を行う人事評価も行っておりますので、大事な職員でございますので、将来有為な人材となるように、町としても努力していきたいと思ひますし、私も気をつけていきたいというふうに思ひます。ありがとうございます。

○議長（南 一成議員） 落合議員。

○議員（5番 落合 祥二議員） 私が職員時代に、ある県の職員の方と一緒に仕事をしたときに、その職員の方、まあ、親しくなつたんですけど、何と言われたかといいますと、落合さん、あなたは何ぼ法律を持っていますか、と言われたんですよ。何ぼ法律を持っているか。ええ、私は法律を何ぼ抱えているんじゃないかと、そのとき改めて思ひました。県の職員で、それは県は守備範囲が狭いから、自分は6つほど持っていると、法律を。何と何と何と言われました。やっぱり経験則で職員をやる——経験則も大事なんですよ。大事なんですけど、論理的にここはどうなんかないという職員もやっぱりないと、そういう職員がまた育たないといけないと思うんですね。でないと、いつも経験則で物事をやっていたら、前の方がそうであつたからということで終わっていくわけです。改革は、できないわけですね。だから、そういったのも一つの、職員像をもしホームページなんかで出すとしたら、その求める人材でもいいですけど、そういったこともやっぱりすごい大事なことはないかなというふうに思うんですね。私も入ったときはそこまで思ひなかつたので、そう言われて、はっと自分で気づいたというのもあります。ですから、今はみんなそういう法的なものもちやんと考えていろいろしていらっしゃるというのは、私も分かっているんですけども、そういったことをやっぱり、特に新しく入った職員、そういった方には、そういったことも大事なんだということを、やっぱりちゃんとやってあげることも大事だろうというふうに思ひます。

あまりにも回答が、私が何か言うことがだんだんなくなつたんで、早いですけども、以上で私の質問は終わらせていただきます。

○議長（南 一成議員） 以上で、落合祥二議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（南 一成議員） 暫時休憩いたします。ちょっと早いんですが、再開を１３時３０分……（発言する者あり）１３時。はい。それじゃ、再開を１３時ジャストにしたいと思いますので、よろしくお願いします。

午前１１時２９分休憩

.....

午後 １時００分再開

○議長（南 一成議員） 休憩前に引き続き本会議を開きます。

次に、瀬石公夫議員。

○議員（１０番 瀬石 公夫議員） それでは、私は通告に基づき３件の質問を行います。質問方式は、いずれも一問一答方式です。

質問事項１は、柳井地域水道事業の広域化についてです。答弁者は町長でお願いします。

質問要旨は、令和５年３月２０日の全員協議会で柳井地域水道事業の広域化についての説明があり、柳井地域以外の、より広範囲な事業統合を最終目標とし、当面の目標は柳井地域の全ての水道事業体の経営の一体化（経営統合）を目指す。経営の一体化の時期は令和７年４月１日（目標）とされていた。そこで、次のことについてお尋ねします。

１、水道法において、広域連携の推進役として県の責務が明示された。山口県の水道は人口減少による給水収益の減少、水道施設の老朽化、災害への対応、人材不足など、持続可能な事業運営に課題があるとされている。その認識はいかがか。

２、柳井地域の水道料金は山口県内で一番高い。経営の一体化により、将来、水道料金の抑制が図られるのか。

３、経営の一体化によりスケールメリットが現れると思うが、費用削減効果額は幾らか。

４、水道普及率は全国では９８．１％、山口県９３．９％、田布施町６５％で、普及率は県下最低である。本町では民間宅地開発支援事業補助金が創設された。宅地開発の推進のためにも普及率向上が必要ではないか。

以上、質問します。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） それでは、お答えをいたします。

まず１点目は、山口県の水道事業が抱える課題についてのお尋ねでございます。

もともと山口県は三方を海に囲まれ、また中央部は山間部が多く、こうしたことから都市部も分散

していることから、他県に比べ、どうしても水道事業化の管路接続が難しい地理的な条件にあるように思います。

また、全国的な問題であります。急激な人口減少や節水型家電の普及による給水量の減少から給水収益の減少が見込まれるとともに、老朽化した施設の更新や耐震化などの費用は今後増加していくため、経営環境は非常に厳しく、人材確保も同じく難しくなると懸念いたしております。

2点目は、今度は柳井地域の水道事業経営統合により、水道料金の抑制が図られるかとお尋ねでございます。

3月議会の全員協議会においても御説明いたしましたが、広域化の検討において、当初は経費削減効果による水道料金の抑制というのが主眼でございました。

しかし、検討を重ねる中、柳井地域の水道事業は、先ほど申し上げました県レベルでの課題や、さらには柳井地域特有の難しい事情もあって、事業の継続そのものが極めて厳しい状況に置かれることが明らかとなり、その結果、柳井地域の水道事業を、今後、将来にわたり継続していくための1つの方策として、広域化が考えられるという方向に変わってきたように感じます。

したがいまして、これから進められようとしております広域化の効果をもって、現在の水道料金体系を維持することは、残念ながら困難であると言わざるを得ない厳しい状況でございます。

3点目は、経営の一体化によるスケールメリットの効果額についてのお尋ねでございます。

水道サービスの平準化、維持管理体制の強化、職員の確保、そして技術の継承、施設更新に向けた体制強化等が挙げられますが、金額に換算したものは現在まだ示されてはおりません。

4点目は、水道普及率の向上についてのお尋ねです。

これまでも、田布施・平生水道企業団におきまして、計画給水区域内における新規の管路を整備したところでございます。しかし、田布施・平生水道企業団の厳しい経営状況からすると、普及率を今後どんどん上げていく状況にはないことも事実で、今後、町として宅地開発の状況に応じて、田布施・平生水道企業団と協議しながら、安全で安心な水の供給に努めてまいりたいと考えております。

また、お尋ねいただきました柳井地域水道事業の広域化につきましては、まずは両町の水道事業を担います田布施・平生水道企業団議会で十分検討していただきながら進めていく必要があると認識いたしております。

今後とも関係各所との連携を図りながら適切に対応してまいりたいと考えておりますので、田布施町議会でも御論議、御検討よろしくをお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（南 一成議員） 瀬石議員。

○議員（１０番 瀬石 公夫議員） いろいろ経費が、今後このままでは経費がかさんでいく、それを抑えるためにも、この広域化を図らなきゃいけないというようになって、その削減効果等はなかなかまだ分からないということでございますが、推計期間４０年での経営の一体化の費用削減効果は、県が示しているのにすれば、県東部で２５億８，０００万円、県中部で２７億８，０００万円、県西部で３億２，０００万円、県全体が一緒に全部やるとしたら７４億７，０００万円と、このような数字が出ているということは、ある程度ここでも分かるんじゃないかと思うんですが、その辺はどんな状況でしょうか。

○議長（南 一成議員） 坂本町民福祉課長。

○町民福祉課長（坂本 哲夫君） 今、議員おっしゃられた部分、これは県のほうが山口県水道ビジョン、広域連携シミュレーション編として、そのシートの中での数字であると認識しております。

このシミュレーションにつきましては、将来にわたり持続可能な水道事業経営を実現するための選択肢の１つとして提示されたものでありまして、今議員おっしゃられた数字につきましては、事務の広域的な処理、管理の一体化によって共通する物資や業務等中止するとか、施設の共同設置、共同利用、経営統合により事務の広域的な処理や職員の効率的な配置を考慮して、県のほうで東部地域ということで算出されたんですが、ここの前提となるのが、東部は１つの浄水場を共同利用することにより、約１２億円の効果という資料を出されております。東部と申しましても、この柳井地域に限ったことではございませんので、例えば下松、周南の間であるとか、そういったものも含めての東部の広域での４０年間の効果の額を出されております。ですので、今、町長の答弁にもございましたけれども、柳井地域で幾らかというのにつきましては、金額としての算定はまだ示されてございません。

○議長（南 一成議員） 瀬石議員。

○議員（１０番 瀬石 公夫議員） この件につきましては、この合計も県全体では７４億円で、東部が２５億円、県中部が２７億円、県西部が３億円で合わないんで、ちょっと県のほうへ問い合わせました。そうすると４０年後に、統合すると、この地域ではこのぐらいになるということなんで、そういう回答でした。だから、柳井地域もこのようにやられるということになれば、このような数字を出されて、また検討を今後していかなきゃいけないんじゃないかと、そのように思っておりますが、県がここまで、県全体でやればこれだけ、県東部だったらこれだけと、大体試算は出しているような話でした、お電話をすると。いかが。

○議長（南 一成議員） 坂本町民福祉課長。

○町民福祉課長（坂本 哲夫君） 県の中で、例えば柳井地域とか周南であるとか、ここで幾らということでの細かいところの数字の提示はちょっとございませんでしたので、今、柳井地域であればこれ

ぐらいは見込めるんじゃないかということにつきましては、なかなか幾らということを申し上げる段階にはないんじゃないかと思います。今から事務方のほうで、いろんなプロジェクトチームとかの中でどれぐらいのものが見込まれていくのかということにつきましては、当然議会のほうにもお示しができるような形で出さなくてはいけないと考えておりますので、またそういった事務方の協議の中で積み上がっていくのではないかと考えております。

○議長（南 一成議員） 瀬石議員。

○議員（10番 瀬石 公夫議員） そのようによろしく願いいたします。その辺をうやむやにされたんじゃ困るんで、今後そういう発表があったら、こういうところでお示しを願って、みんなでどの方向がどのようになるんかは検討協議がされていくものだと思っております。

そして、広島県の水道広域連合企業団が、昨年の11月に設立されました。そうすると14市と広島県が水道事業、水道用水供給事業、工業用水道事業を共同で運営するようになりました。将来的に水道量の上昇が2割程度を抑えられると見込まれるということでございます。

しかし、人口規模や良質な水源の有無で、広島市、福山市、尾道市などはメリットがないと統合の不参加をしております。

しかしながら、この柳井地域は人口も少なく、この広域水道の小瀬川のパンフレットを見ても、この地域は水源がないということで、32キロも離れた小瀬川からこの柳井地域に水を引いているわけございまして、そういう意味合いで、この地域は何かをしなきゃいけない。このままでは、どうしても弥栄ダムを造ったときの負担金、また導水管32キロの経費等を、これから計画水量という形で払っていかなきゃいけないということで、その辺を考えると、やはり大きな改革が必要だと、このように思うわけですが、どのようにお考えでしょうか。

○議長（南 一成議員） 坂本町民福祉課長。

○町民福祉課長（坂本 哲夫君） 議員おっしゃることにつきましては、まさしくそういった改革というのは進めていかなくてはならないという認識は同じでございます。

ただ、まだ今から検討の緒に就いたばかりであるということもございます。まだプロジェクトチームでどういったこと、例えば資産の整理をどういうふうにしていくのかとか、体制はどうしていくのかとか、今ようやくそのプロジェクトチーム分けが終わったと言ったらなんですが、プロジェクトチームをこうしようと、こういう形でそれぞれの担当者を入れて話し合っていこうということですので、そういった広域化を進めていく、その中でやはり課題というのいろいろ出てくるんだろうと思います。そういった課題を踏まえながら検討を進めていくという、今はそういった現在地ではないかと考えております。

○議長（南 一成議員） 瀬石議員。

○議員（１０番 瀬石 公夫議員） 今から検討ということで、今まで言いましたこともしっかり腹に入れてもらって、そういうことも議題に上げていただきたいと思います。

そして、この水道事業の広域化を行うということになれば、県、国の責務も、このたび生まれてきたわけで、そういうことで新たに広域化すると、市町村合併もあつたら、そういうときは、いろんな補助金もあつたというように、この事業をしたとき新たに補助金生まれるか、その辺はどんなですか。

○議長（南 一成議員） 坂本町民福祉課長。

○町民福祉課長（坂本 哲夫君） 柳井地域の水道事業広域化検討委員会専門部会の中でも、いろいろ補助の関係の話も、こういった制度がありますということでの話も出ました。当然、県への協力を求めていくという話も出ておりますので、そういったものにつきましては、広域化が前提ということでのお話でしたので、今からまたそういった部会であるとかプロジェクトチームの中で、そういう財政的なメリットをどういうふうに押し出していくかという検討も進めていかれるのではないかと認識しております。

○議長（南 一成議員） 瀬石議員。

○議員（１０番 瀬石 公夫議員） それと、田布施・平生水道企業団のほうはちょっと特殊な関係があるわけですね。計画水量、責任水量以外に、ここで水を作っていると、田布施川の伏流水を取って。その辺りで広域合併をするとき、その辺りは今からでしょうね、どの辺にするかというところは。その辺は、今、田布施だけ特殊な事情ということで。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） いろいろ難しい問題でございまして、はっきり言ってこの水は、今ここがなくなると足りません。導水管が平生、田布施の半分しか来ておりませんので、導水管が存在しませんので、この水がなくなると水が足りないということで、何か広域で新たに導水管を引っ張ってこない限り無理ということで、急になくなるということはないと思うんですが、将来、もっと給水人口が減ったりするときは考えられる、検討会で上がるんじゃないかなと思います。現在はそういった位置づけは、はっきりしようという論議にはなっておりません。

先ほどから再々御意見いただきますが、私も同感でございまして、感覚として、国のやっぱり制度として、ここだけじゃなくて、本当に水源がなくて、大きな負債を抱えて、水道料金がほかの町の５倍、１０倍というような地域もあるわけでございますので、それがどんどん人口が減ってくるということになると、計画水量だけじゃなかなか補い切れないと思いますので、県議の方がよくお話しする

んですが、国に抜本的な公共事業としての在り方として、もう一回見直していただくという働きかけもしていないと、県にというレベルでは、ちょっと解決できないような気がいたしますので、また今後、国への働きかけは県と一緒にやっていきたいなというふうに思います。

○議長（南 一成議員） 瀬石議員。

○議員（10番 瀬石 公夫議員） 県と国のほうに要望していただきたいと思います。

確かこの辺りは、水が昔なかって、さっき言いました小瀬川から32キロも導水管でやって500億円くらいのお金がかかっているんで、なかなか大変で、よそと合併しようと言っても、先の利害関係、メリットがないところは、この周りは相当安い水道料でございしますが、一緒になろうと言っても、向こうはメリットがないということにもなろうと思いますので、その辺りは紆余曲折があるかも分かりませんが、地域のために一生懸命まとめていただきたいということと、先ほど町長が言いましたように、国のほうにも強く要望して、少しでも住民の負担がなくなるようお願いしたいとこのように思います。

それでは、次の2問目の質問に行きます。

質問事項2は、杉・ヒノキ花粉症対策についてです。答弁者は町長でお願いします。

質問要旨は、今年は杉・ヒノキ花粉の飛散量は例年になく多く、花粉かコロナウイルス感染かどちらか分からないと、町民の方はこの症状は風邪だろうか、花粉症かコロナウイルス感染かと非常に困っておられました。現在の日本では、約38.8%の人が杉花粉症だと言われております。くしゃみ、鼻水、目のかゆみ、頭痛や倦怠感、モチベーションの低下、不眠の症状などが現れ、花粉の飛散の季節はつらいと多くの方から聞きます。花粉飛散の季節が過ぎたからといって、ないがしろにしている話ではないと考えるわけです。そこで、次のことについてお尋ねします。

1、花粉発生源対策による杉・ヒノキを花粉の少ない苗木への植え替えは町内では何%くらい行われていますか。

2、花粉症対策として、町民への保健指導や予防治療のきめ細かい指導や啓発が必要ではないでしょうか。

3、花粉症は国民を悩ませ続けてきた社会問題であります。国、県に働きかけて、俎上にのせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

以上です。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） それでは、お答えいたします。

まず1点目の、杉・ヒノキを花粉の少ない苗木への植え替えは町内で何%くらい行われているかと

いった御質問でございますが、本町の人工林の面積は805ヘクタールであり、そのうち植え替え時期となります50年以上たった森林は約2割程度と見込まれております。

しかしながら、木材価格の低迷や不在地主の問題、所有者の森林整備への関心の薄れから、御質問のような苗木への植え替えにつきましては、森林所有者から作業の委託を受けております森林組合に確認いたしましたところ、現状では植え替え等を希望される所有者は少なく、また、花粉の少ない苗木の市場流通も進んでおらず、本町での実績はないといった答えでございました。

2点目は、町民への指導や啓発についてでございますが、花粉症の症状を緩和させ発症を遅らせるためには、花粉に関する知識を持ち、いかに花粉を避けるかといったことが基本になろうかというふうに思います。

近年は予防治療も進んでおり、医療機関での予防対策を行うことができます。かかりつけ医を持ち、早めの予防対策を行うことが大切なことから、今後とも広報などにより周知を行うとともに、ホームページ等も活用して情報提供等を行ってまいります。

3点目は、国や県に取り上げていただくような働きかけについてでございます。

国も、今後、花粉症被害軽減に取り組んでいくとされており、杉人工林の伐採や花粉の飛びにくい苗木の生産拡大に力を入れていくと先般発表があったばかりでございます。町といたしましても、国や県にこうした意見を伝える場がありましたら、十分伝えていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（南 一成議員） 瀬石議員。

○議員（10番 瀬石 公夫議員） 花粉の少ない苗木への、そういうことは本町では実績がないということございまして。杉の花粉が飛ばなきゃいいんですから、伐採するだけというのは、何かそういう手当は県のほうで、山を切ってもらうだけですいいね、切って倒しておく。そうでもしないと、なかなかこれは、先般の政府の閣僚会議でも、30年先、10年先というようなことじゃ、その辺はどのようにお考えですか。倒す、この辺りの杉は売ってもお金にならん、切ってもらや30万円、50万円要ると、ちょっと広い地域を。そういうのを将来どのように、森林組合、国、県、その辺りでそういう補助はないんですか。

○議長（南 一成議員） 山中経済課長。

○経済課長（山中 浩徳君） 正直、今のところございません。

先般、ニュースになったばかりでございますので、今言われたように10年後に2割減らす、30年後には50%減らすというのが書いてありました。今年度、林業活性化・木材利用推進パッケージを年内に策定するというふうに国が言っておりますので、その動向を見ながら、また県がどういった

施策を打っていくか、それに基づいて各自治体がどのようにしていくかというのが見えてくるんじゃないかというふうに考えております。

○議長（南 一成議員） 瀬石議員。

○議員（１０番 瀬石 公夫議員） なかなかこれ大変なんで、杉の木をどのようにこれから伐採していくかということ、植え替えるというのはなかなか難しいようですので、伐採をどのようにするかというのをちょっと考えていただきたいと、このように思うわけです。

そして、この杉花粉は、くしゃみや鼻水、目のかゆみ等で約４０％の人が苦しんでいるわけでございまして、ふだんの生活に大変影響を及ぼしているということで、これをどのようにするかというのを、国のほうも、先ほどありましたが、花粉発生量を３０年後に半減、１０年後には杉の人工林の約２割を減少さすとしておりますが、やはりスピードアップが必要だと思うわけです。大変です、みんな生活の中で。そういうことで、町長会等から、そういう文書を出すということが非常にいいんじゃないか、東京のほうに向けて出していくというのも非常にいいんじゃないかと思うわけです。私も何年前から、東京へ行けば花粉症はないんだろうと思っていたら、春頃行ってみると、この辺の花粉症よりまだひどい。なんていいですかね、スモッグ、それと一緒に、目はちかちかするという嫌な目を見たことがあるんです。

そういうことで、国のほうにもいろんなところから、早くこういうことをスピードアップして防止をしてほしいと、そういうことをちょっとお願いしたいと思うんですが、どのように思われますか。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） 私も大変苦しんでおりまして、今もこの辺かゆくて気持ちが悪いですけども。町長会で要望等はいたしますが、これに限ってというわけにいきませんので、全体のバランスも見させていただいて、ほかにもたくさん要望するものはありますので、瀬石議員のおっしゃることを酌んで、また町長として対応はしていきたいと思います。

○議長（南 一成議員） 瀬石議員。

○議員（１０番 瀬石 公夫議員） こういう身近な生活のことも国のほうに言われると、向こうもちゃんと分かるんじゃないですか。東京だったら花粉は来んのかと思ったら、そんなことはない。この辺より、まだひどいんで、よろしく願いいたします。

それでは次に、質問事項３は、町民へのハザードマップの周知についてです。答弁者は町長でお願いいたします。

質問要旨は、滋賀県の全国市町村国際文化研究所で開催された「住民とのコミュニケーション〜対

話と発信力の向上～」の研修を受講しました。発信力向上の中で、ハザードマップが住民によく周知されているか、また、ハザードマップを住民がインターネットやスマホで見やすいか、命に関わることなので検索しやすいことが重要であると教示された。

しかし、どの市町村もハザードマップを見つけるのが難しい、検索欄をホームページの最初に持ってくるなど工夫が要ると講義を受けました。

本町の場合、検索欄が最初にあり、またその下の「安心・安全」の欄をクリックすると、ハザードマップや防災、災害などの閲覧が可能で見やすいです。しかし、ハザードマップは各家庭に配布されているが、どのくらい家庭に備え付けられているか疑問であります。そこで、次のことについてお尋ねします。

1、ネット環境のない家庭に災害、防災情報をふだんどのように周知されているか。

2、ネット環境のない家庭に情報提供をするためにスマホの購入補助を行い、スマホ教室等の開催が必要ではないでしょうか。

以上、質問します。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） それでは、お答えいたします。

ハザードマップは、災害時に、お住まいの地域にどのような危険があるかを把握するための地図といったものでございますが、町では、田布施川・灸川洪水ハザードマップや、地震、土砂災害、津波、高潮、ため池のハザードマップを作成し、町ホームページに掲載をいたしております。

また、そうした災害に係る世帯にはこれを配付しておりますが、紛失された場合などは、遠慮なく、総務課または建設課に御連絡を頂きたいと思っております。

それでは、まず1点目の災害、防災情報の周知についてでございますが、ネット環境のない御家庭にとっては、こうしたハザードマップは災害時の危険箇所を把握することや、避難場所や避難ルートを確認するためには重要な資料となります。

また、災害が発生するおそれのあるときは、あらかじめ町ホームページ、田布施メール、防災行政無線で最新の情報を周知しておりますが、ネット環境がない御家庭にとっては、現在では防災行政無線か自主防災組織の連絡網、あるいは要援護者プランによる連絡や移動手段などとなってしまいますが、御承知のように、最近ではテレビ等で詳しく災害のおそれや避難所開設情報等の情報テロップで一日中放送しておりますので、町もこれに合わせまして、放送機関に対して、こうした情報を随時適切に提供いたしております。その他に一人でお住まいの世帯で御不安な町民の方からは、何回も電話等で御相談を頂き、御説明も申し上げております。

また、町では基本的な災害・防災情報は、町広報や出前講座等で周知しておりますが、本年度は6月の25日に田布施農工高校で「田布施ぼうさいフェスタ2023」を開催いたしますし、現在、避難計画の作成促進を進めておりますので、あらゆる機会を通じて周知をしていきたいと考えております。

次に、2点目のスマホ購入補助やスマホ教室の開催についてでございますが、スマホ購入の補助は、県内では令和4年度には光市と岩国市が実施しております。光市の事業は、マイナンバーカードを活用した電子申請など、デジタル行政サービスの普及を目的にマイナンバーカードの交付を受け、または申請をされている満65歳以上の市民を対象に、スマホ購入補助を最大1万円まで補助されております。交付の要件は、市が指定されます店舗において、マイナンバーカード対応スマホを購入された方で、かつ、市の指定するスマホ講座を受講された方が対象となっております。

本町では年間通じて高齢者スマホ教室を開催しておりますが、町内にスマホの販売店等がないことや特定の財源も現在持ち合わせていないことから、スマホ購入の補助は現在のところは考えておりません。

以上でございます。

○議長（南 一成議員） 瀬石議員。

○議員（10番 瀬石 公夫議員） この高齢者のスマホの件ですが、スマホを持っておられても、なかなかスマホというのは、いろんな機能があって使いにくいわけですよね。新しいことをやろうかと思うと、高齢者じゃ使い方が分からないとか、そういうことで、先ほどスマホ教室も役場でやっておられるということですが、特に田布施には田布施農工高校等があるので、そういうところの学生さん——これも地域とのコミュニケーションにもなるかと思うんですが、そういうところの学生さん等々にスマホの使い方、特に町からもお願いされて、災害はこうやって見るんよ、天気はこうやって見るんよとか、そういうことを計画されてはどうかと、そのように思うわけですが、いかがでしょうか。

○議長（南 一成議員） 森企画財政課長。

○企画財政課長（森 清君） 田布施町では、今年度計画しているのは、年間24回、スマホ教室をやっていこうというふうに考えております。その中で2つの2大キャリアに講師をお願いして対応していきたいと思っているんですが、今のところ、農工高校の生徒に講師になってやってもらうというところまでは考えていないんですが、この先、このスマホ教室はずっと続けていきたいと思っておりますので、また農工高校とも協議しながら検討していきたいと思っております。

○議長（南 一成議員） 瀬石議員。

○議員（10番 瀬石 公夫議員） 講師の方が前で言われる、そうしたら農工の生徒が二、三人に1

人ぐらいついておると非常にスマホも分かりやすいんじゃないかと思うわけです。パソコンの使い方も、昔そういう教室にも行ったことがあります、なかなか先生がやられるのが分からない。横におられたら非常にいいということで、高校生にもその辺を、もし御検討願えるならよろしく願います。

そして、スマートフォンの保有者は40代が10.2%、50代が9.7.3%、60代が7.9.5%、70代が4.8.4%、80代で1.3.6%と、高齢になるほど保有率が極端に少なくなると。70代では半分持っておられないということで、先ほどありましたが、いろんな方法で、テレビもあればいろんなことで知らせているということでございますが、この災害だけじゃなしに、スマホというのはいろんな機能がありまして、自分が見たいことをリアルタイムに見れるということで、これを田舎に住んでも街と同じ情報が見れるというようなことで、特にこの辺は普及していただきたいと思うのと、特に災害時は、いつも自分が持つて見れるようになると非常にいいと思うんで、そして防災無線も、台風やり、そういうときは、なかなか家おったら聞こえんのが本当と思うんです。時代の流れで、スマートフォンは1人1台持つようにすると地域で情報が共有できるんじゃないかと思いますが、今後どのようにお考えでしょうか。

○議長（南 一成議員） 森企画財政課長。

○企画財政課長（森 清君） 今、議員おっしゃるように、70代、先ほど4.8.4%とお聞きしましたが、スマホは、その災害時のための必要なツールというところも一つなんです、マイナンバーカードを使った行政手続など、今後、用途も増えてくると思っておりますので、スマホ教室を通じていきながら、スマホの購入者が増えていってもらいたいなというふうには思っております。

○議長（南 一成議員） 瀬石議員。

○議員（10番 瀬石 公夫議員） ぜひ、よろしくお願いいたします。スマホはちょっと習えば、自分からいろんなことを、SNSでもしようかと思うと大変ですが、見ようと思うとテレビのスイッチを押すぐらいで、使い慣れたら大丈夫なんで、特にこういう地方におると、スマホがあると高齢の方も生活に潤いが出てくると思うんです。Yahoo!見たり、いろんなニュースも見て、ユーチューブも全て正しいわけじゃございませんが、いろいろ知恵にもなるということで、ひとつ普及のほどよろしくお願いいたします。

そして、先ほどありました5点のハザードマップが町にはあるそうですが、こういうのがある、そしてスマホでどうしたら今のハザードマップが検索できるかというようなことを、広報たぶせで、台風前とか災害の起こる前頃は広報されたらいいと思うわけでございますが、どのようにお考えでしょうか。

○議長（南 一成議員） 山田総務課長。

○総務課長（山田 浩君） 議員御質問の中に、非常に検索が見やすいところに置いてあるというお言葉を頂きました。今後、高潮とか懸念されるような状況になったときには、様々なツールを使って周知をしていく中で、そういうこともちょっと考えていきたいと思います。

○議長（南 一成議員） 瀬石議員。

○議員（１０番 瀬石 公夫議員） 先般、冒頭で言いましたように研修に行くと、みんな、よその議員さん、タブレットを持ってこられている方もいる、みんなもうスマホの話なんですよ。先生がこういうように情報発信しなさい、どうのという。それに乗り遅れないように、町のほうもスマホの普及に努めていただきたいと思います。

以上で、私の質問は終わります。

○議長（南 一成議員） 以上で、瀬石公夫議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（南 一成議員） 次に、内山昌晃議員。

○議員（１番 内山 昌晃議員） 通告に従いまして、今回は２問質問させていただきます。２問とも一問一答形式で、答弁は町長でお願いいたします。

では、１問目です。医療的ケア児の支援について。

令和３年に施行された医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律により、国や地方公共団体等の医療的ケア児や家族に対する支援が努力義務から責務となったことについて、昨年６月の定例会において一般質問をしました。町長の公約でもある子育て施策の１つでもあります。希望する施設に通うことのできる支援体制や看護師などの人材の確保が必要です。法律施行からおおむね３年を目途に実施状況などを勘案した検討をすることとなっていますので、その後の進捗状況について、次の４つを再質問いたします。

- １、町内在住の医療的ケア児やその家族が抱える課題や希望を調査していますか。
- ２、看護師など専門的な人材を確保する仕組みを検討していますか。
- ３、近隣自治体や柳井圏域での協議はされていますか。
- ４、保育所、放課後デイサービス、児童発達支援所などの民間施設と協議はされていますか。

以上、お尋ねします。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） お答えいたします。

御質問のように、令和３年９月に施行されました医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する

法律は、医療的ケア児及びその家族に対する支援を国や地方公共団体が負うことを明文化した法律で
ございます。

本町としても、多様化する医療的ケア児及びその家族のそれぞれのニーズに応じた適切な支援を行
えるよう、様々な施策に取り組んでいるところでございます。

まず1点目でございますが、町内在住の医療的ケア児やその家族が抱える課題や希望の調査につい
てでございますが、医療的ケア児のニーズ把握については、県の医療的ケア児とその家族の生活状況・
ニーズに関するアンケート調査に町が協力する形で、令和元年度と4年度の2回実施をいたしており
ます。この調査は、町が保健センター、学校教育、町民福祉課等の子供に関わる部署で対象となる医
療的ケア児及びその家族の、まず洗い出しを行い、県の調査票を郵送する方式で行ってきました。

町内の調査対象者、医療ケア児は、令和元年度の調査では2名、令和4年度の調査では4名となっ
ており、令和5年3月現在で町が把握しております医療的ケア児は4名の方となっております。この
4名の方は、現在、障害児通所サービスを利用されており、サービス計画案作成時やモニタリング等
のタイミングで計画相談支援員が聞き取りや相談を行い、それぞれのニーズに対応しているところで
ございます。

次に、2点目の看護師などの専門的な人材を確保する取組についてでございますが、本町では現在、
医療的ケア児への看護師の支援について、次の2つの方法で検討を行っております。

まず1つ目は、医療的ケア児が障害児通所事業所等を利用される際に、町が依頼し、訪問看護ステ
ーションから看護師を施設に派遣していただき、医療的ケアを行う仕組みです。

2点目は、医療的ケア児が、既に看護師が配置された障害者福祉施設事業所を利用できるようにす
る仕組みでございます。

これら2つの仕組みについて、関係機関等に町のこうした意向を伝え、取組への理解をお願いする
とともに、これらの取組について必要となる要綱の見直し等についても準備を進めているところでご
ざいます。

3点目の、近隣自治体や柳井圏域との協議についてですが、本町をはじめとする柳井市、周防大島
町、平生町及び上関町の1市4町は平成元年度に柳井圏域地域自立支援協議会を設立し、自立支援制
度に係る様々な施策について協議連携を図りつつ取組を進めてまいりました。

御質問の医療的ケア児への支援については、優先度の高い課題として考えており、協議会において、
令和3年度に医療的ケア児連携体制整備プロジェクトを立ち上げております。このプロジェクトは、
医療的ケア児に主に関わりのある相談支援事業所、訪問看護ステーション並びに行政機関で構成し、
柳井圏域として一体的な医療的ケア児支援への体制整備に向け準備を進めているところでございます。

最後に、保育所、放課後デイサービス、児童発達支援事業所などの民間施設との協議についてのお尋ねですが、公立及び法人の保育所については、昨年の４月と１０月に施設に出向きまして、医療的ケア児及びその家族に関する支援に関する法律についての説明を行わせていただき、その周知と情報共有を図ってきたところでございます。

また、放課後デイサービス、児童発達支援事業所等の民間事業所については、今年の１月に柳井圏域地域自立支援協議会として、こども事業所連絡会を開設し、法や制度の周知を図るとともに、医療的ケア児への支援に向けた協議を進めるとともに問題の洗い出し等を行っております。

今後は、医療的ケア児連携体制整備プロジェクトを中心に、柳井圏域として、保育・医療・保健福祉等の関係機関のさらなる連携を図り、洗い出された課題を解決し、様々な医療的ケア児及びその家族のニーズに対応していけるよう体制の確立に向けた施策に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（南 一成議員） 内山議員。

○議員（１番 内山 昌晃議員） ありがとうございます。

それでは、まず１つ目の家族が抱える課題や希望を調査しているかというところでございます。県が行うアンケートに町が協力する形で２回ほどされているということで、現状、令和５年度末の数字が４名ということでした。把握というか、その調査用紙を見て４名ということで把握をされているのかということがまず一つです。いかがでしょうか。

○議長（南 一成議員） 坂本町民福祉課長。

○町民福祉課長（坂本 哲夫君） 議員お見込みのとおりでございます。医療的ケアを要するお子さんについては、まず、こちらのほうに相談があります。障がいを持ったお子さんのケアをどうしていくのか、ずっと大きくなっていくわけなので、そういった発達の段階に応じて、どういうふうなケアをしていくのが適切か、やはりそういった相談がございますので、その中で状況の把握、つまりは、まず最初に、どのお子さんなのか、家庭の中においてどういうふうになさっておられるのか、あと、単なる福祉施設との関わりというか、福祉施設へ通所するだけではなく、医療も当然関わってくるので、そういった関係性がどうなのか。そういった障がいを持ったお子さんの福祉サービスの計画を立てる段階で、状況を把握しながら、そういった支援をさせていただいているという現状でございますので、そういった中で状況のほうを把握しているということでございます。

○議長（南 一成議員） 内山議員。

○議員（１番 内山 昌晃議員） そうですね、実際、その把握というか、その状況判断するのは、今、坂本課長も言われましたけど、相談があればそういうのに応じるというような答えだと思っ

ど、4名ですので、さほど人数も多くありません。やっぱり、しっかり生の声を聞くというか、お子さんもそうですし、お父さん、お母さんもそうですし、実際どういうことの悩みがあるのか、どういう保育を受けたいのかとか。お母さんにしてみれば、パートでもいいから就業がしたいとか、それとか、そういう家事とか、お子さんにかかる時間が取られて自分の自由な時間がないので、もう1時間でも2時間でもいいからそういう時間が欲しいというような、実際聞かないと、そういう悩みとかというのは分からないと思うんですよね。なので、今日、午前中にもこども基本計画というのがあって、子供に意見を聞かなければいけないと、これは相当大変なことだと。町内に住んでいる子供に全部意見を聞くのは相当大変ですけど、結局これでいえば4名ですので、そこまで大変ではないと思うんですが、ぜひ、生の声を聞いていただいて、その切実な願いというのを一度聞いていただきたいと思います、いかがでしょうか。

○議長（南 一成議員） 川添副町長。

○副町長（川添 俊樹君） 内山議員が言われる話は、今、うちの担当の女子職員がおりますけれども、関係機関と連携を取って、親御さんと話をしながら対応しているという――町長室で、この前、重点施策の中で報告を受けています。担当のほうから、ぜひ町長、副町長にも話を聞いてみたいという、副町長室で話したときにそういう話をされたんで、いいですよという話をしていますんで、機会があれば十分お聞きして。状況は担当から、いろんな関係機関の状況を含めて、他の市町の状況も含めて報告を受けていますんで、その中で、どこまでできるかというのを、今後、全て聞き入れられるかどうかというのは分かりませんが、町としてどこまでできるかというのを、1つずつ検証していきたいというふうには思っています。

○議長（南 一成議員） 内山議員。

○議員（1番 内山 昌晃議員） ぜひ、生の声を聞いて、親身に応えていただきたいというふうに思っております。

私のほうもいろいろ調査をして、その4名中、本当にそういうサービスを受けたいという方は2名ほどおられるそうです。1人は児童というか小学生、そして1人は3歳ですので未就学児ということで、それぞれ受けるサービスは年齢で違ってくると思われます。

先ほども悩みということでは申しましたが、本当に子供さんがほかの子たちと一緒に同じ環境で、空間で、そういうサービスを受けたいという願望もあれば、親御さんが就労の機会を得たい、自由な時間を得たいということ、目的もいろいろ様々だと思うんですけど、そういうことを本当に聞いていただけるのかどうかということで、また答えは、それは考えていきますということの答えになるでしょうけど、目的別にその辺の理由がかなうのか。例えば、未就学児であれば受入先は保育園であった

り児童発達支援所とか、そういうところになるであろうし、小学生であれば放課後デイサービスとか、そういうサービスになったりするのかなというふうに思いますが、その辺、いろんな場所で可能なのかどうかということをお願いします。

○議長（南 一成議員） 坂本町民福祉課長。

○町民福祉課長（坂本 哲夫君） 今ちょっと具体的なお子さんの年齢が出てきたんですが、未就学児のほうの方からちょっといいますと、当然保育園というか、もしくは児童発達支援事業所、こういったところが出てくるんだと思います。保育園につきましては、こちらで特定の園というのを決定しているわけではないんですが、公立の保育園、法人の保育園、それぞれ医療的ケア児に係る町内の状況を説明いたしました。一つ、園の思いとして聞いて返ってきたのが、やっぱり保護者の方が何を望むかによって対応が決まってくるのではないかと。つまり、仕事、就労のためということで本当に預かってほしいということが主眼なのか、それとも先ほど議員おっしゃられたように、同年代の子供との交流というものを主眼に置いているのか、そういったところによって対応が変わってくるんじゃないかということ聞いております。

またその後、そういった医療的ケアが必要なお子さんを保育の場でお預かりするのであれば、医療的ケア児のお子さん、何人かいらっしゃいます。当然その保護者の方によっては入園を希望される園が違うということもあるかも分かりません。こちらの園がいい、いや、こちらの園がいいと。ただ、園のほうから聞いたのは、それぞれの園で逐次対応していくよりかは、やはり資源を集中したほうがいいんじゃないかという声も園のほうから聞いております。

課題として、単純に保育士を加配して、看護師を雇えば、すぐに受入れができるかとなると、やっぱりそうはなりません。ほかの自治体の事例を見ましても、医療的ケア児の御自宅にお伺いして、どういったケアが必要か、状況の把握に始まりまして、当該児童に関わっている関係者と必要となる医療行為、そのほかのケアについても把握して、あと緊急時の対応、こういったものを調整します。例えば看護師さんを配置するにしても、看護師さんは、やはり医師の指示があつて初めて医療行為が可能になりますので、そういった主治医の方との確認も必要になります。今度は保育園側におきましても、ほかの入園児と、どの程度同じ部屋で過ごすか、場合によっては施設改修の必要があるかの検討も必要となります。そのほか、保育士の研修等、そういった様々な準備を要します。そういったものを全て整えた上で初めてお預かりできる環境が整ったということになりますので、一つ一つ状況をお伺いしながら解決していくことになろうかと思えます。

一方、児童発達支援事業所につきましては、先ほど町長の答弁の中で、取組について必要となる要綱の見直し等についても検討を進めていると、準備を進めているということなんですが、児童発達支

援事業所についても、受皿が限られておりますので、基準該当となるような施設であれば、障がい者の方が使う施設に、障がい児のお子さんも通えるような形で要綱の改正等も進めておりますので、保育園、あとは児童発達支援事業所、またはそのほかの施設等で受入れが進められるような検討といたしますか、準備を進めて、引き続きまいりたいと考えております。

○議長（南 一成議員） 内山議員。

○議員（１番 内山 昌晃議員） そうですね、それぞれのお子さん、家庭がどうしたいかというのを、やはり聞いていただければ分からないということで、ここは本当に聞き取りのほうをお願いできたらというふうに思います。

今、課長言われましたけど、障害者施設である程度の受入れはということで、私も現場のほうでいろいろ聞いてはきましたけど、民間の障害者施設等では、やろうと思えばできるというところで聞いております。あとは、どれだけ公的支援があるのか、例えば看護師とか介助員といいますか、保育士とか社会福祉士とか、そういう人件費の一部でも補助でも頂ければとか、介護報酬に何%か上乘せしてもらおうとか、もしそういうのが可能であれば、できないことはないということでおっしゃっていました。

民間の保育園でいくと、これはなかなか厳しいんじゃないかというような、これも保育園の意見を聞いております。もう現場がいっぱいいっぱいで、医療行為を伴うお子さんを預かるのは、なかなか困難だなというような意見も聞いております。

保育所に関しては、やはり公立の保育園でというようなものもありますけど、その辺はいかがですか。

○議長（南 一成議員） 坂本町民福祉課長。

○町民福祉課長（坂本 哲夫君） 議員おっしゃるように、そういった民間の保育園、公立の保育園、それぞれに課題はあろうかと思います。非常に受入れをするのにも厳しいと。そういったところからフォーカスとして公立ということも当然浮上してくるわけですが、一般的に保育園というのは希望を取ります。どの保育園にお子さんを通わせたいかということをお伺いした上で、その後の調整というのは自治体が担うということになります。ですから、基本的には希望を聞いた上で、ただ、いろんな事情があれば、どうしてもこちらの保育園のほうで受入れの準備をさせていただきますという保護者の方との協議が始まるかも分かりません。今の段階で、この保育園という特定をしているというわけではないと先ほど申し上げましたが、やはりそういった点もあるということでございます。

○議長（南 一成議員） 内山議員。

○議員（１番 内山 昌晃議員） はい、分かりました。

それでは、次の2番目の質問で、看護師などの専門的な人材を確保する仕組みということで、2通りお示しをされております。一つが訪問看護ステーションから看護師を派遣をするということ。もう一つは施設のほうで看護師を配置するというので答弁がありました。

訪問看護ステーションから看護師を派遣してもらうというのは、ぱっと見、なかなかいい考えだなというふうに思います。施設が看護師とか、もう1人の補助員を確保する、雇用する必要がなく、必要なときに看護師を派遣してもらうということで。これ、なかなかいいなとは思いますが、その看護ステーションに何人、出張できる看護師の人数がいるのかとか、希望日が重複した場合、こっこの施設は行けるけど、こっこの施設は看護師いないので行けないとか、そういうふうな短所もあるのかなというふうに思います。

施設が看護師を確保して配置をしていれば、いつでも受入れはオーケーですと。365日ということはないですけど、週4日も5日も、来たいときに来てもいいですよというようなことで、そこにはメリットはあるなど。逆に、やはり人件費の問題。看護師、それからもう1人雇えば、それこそ2人合わせれば1,000万円近くの人件費が要るのかなと、やはりここがネックになってくるのかなと思いますけど。実際、この2つ、今検討されていますけど、これをどちらかをやる感じなんですか。それとも、2つとも一応やる方向で考えていらっしゃる、どちらでしょうか。

○議長（南 一成議員） 坂本町民福祉課長。

○町民福祉課長（坂本 哲夫君） 今、確定して定まっているということではございません。ただ、担当と話をしまして、訪問看護ステーションから看護師を施設に派遣するというので、こちらのほう、先ほど申し上げましたように要綱を作っていく。看護師さんを派遣するとなると、まず定額部分であるとか、派遣された先でどういった子供さんを見るのか、そういったことによっていろんな基準額というものが決まっております。ですから、そういったものを障がい児の通所支援サービスでいくのか、それとも地域生活支援事業の中でやっていくのか。いずれにしても、公的な給付の中で適切に事業を執行していけるような、そういった体制づくりを進めてまいりたいと考えております。

○議長（南 一成議員） 内山議員。

○議員（1番 内山 昌晃議員） 訪問看護ステーション、柳井圏域の中で何か所かあると思うんですけど、それはもう全てのステーションが参加をされる感じですか。

○議長（南 一成議員） 坂本町民福祉課長。

○町民福祉課長（坂本 哲夫君） 全ての看護ステーションが参加するかどうかというのは、まだ未確定の部分です。ちなみに、医療的ケア児の連携体制整備プロジェクト、これは柳井地域の地域自立支援協議会の中でプロジェクトを立ち上げているというふうに、先ほど町長の答弁の中にありましたが、

昨年5月、プロジェクトのコア会議がありまして、その中にも一つ、訪問看護ステーションのほうからも御出席いただいて、令和5年度の取組であるとか、今からどういうふうにしていくかというスケジュールとか、そういったものにも話として参加を頂いているというところでございます。

○議長（南 一成議員） 内山議員。

○議員（1番 内山 昌晃議員） 今回のプロジェクトというのは圏域でつくられている、構成市町と相談支援センター、訪問看護ステーションというんですね。

○議長（南 一成議員） 坂本町民福祉課長。

○町民福祉課長（坂本 哲夫君） 議員お見込みのとおりでございます。

○議長（南 一成議員） 内山議員。

○議員（1番 内山 昌晃議員） 柳井圏域のプロジェクトの件なんですけど、5市町いれば、なかなか行政間で温度差があると思うんですね。例えば、田布施町は医療的ケア児が4人いると。私の調査では、柳井市は1名いると。それから平生、上関、大島は、今のところ該当者はいないということで、やはり当事者というのは田布施と柳井。あとのところは、今のところ何もないので、とりあえず検討でいいわというような温度差があると思うんですけど、その辺は感じておられますか。

○議長（南 一成議員） 坂本町民福祉課長。

○町民福祉課長（坂本 哲夫君） 温度差といいますか、やはり議員おっしゃられるところもあろうかと思います。今もおっしゃられたように、柳井市なり田布施町ではそういったお子さんがいらっしゃるわけなので、当然もう直面する課題であるという認識があります。直面する課題がないと、どうしてもワンクッション、ツークッションを置いたような形で情報が入ってくる。柳井圏域の自立支援協議会の中で、こういったプロジェクトをつくって協議を重ねている。それ以外の市町からすると報告を受けるのみという形になろうかと思いますが、医療の発達に伴って、医療的ケアを必要とするお子さんというのは今から増えてくる可能性もあります。私たちがこういった形で協議を進めて、いろいろノウハウといいますか、そういったものを蓄積していくということは、ほかの市町においても、すぐそれを活用することができると思いますので、なかなか同じ温度、熟度まで全部引き上げていけるかということになると難しいところはあろうかと思いますが、やはりそこは熟度を高めた上で、ほかの市町にもこういったケア児の方が、もしその市町のほうにおられるということになったときには、すぐそのノウハウを活用できるような形に持っていきたいと考えております。

○議長（南 一成議員） 内山議員。

○議員（1番 内山 昌晃議員） 大変、坂本課長、素晴らしいことを言っていただきました。ここはぜひ、田布施町がリーダーシップを発揮して、圏域の中で医療的ケア児の支援について前向きに進ん

でいけるよう御尽力いただきたいと思います。

今日のこの話合いの中で、いろんな課題が出てきました。さあ明日からやろうというような、そういう簡単なことではありません。あと、医療行為を必要とする大切なお子さんを預かるわけですから、責任も発生しますし、じっくり考えて、未来永劫続くような制度をつくっていかねばいけないなというふうに感じております。

いろんな課題が出てきました。この課題を克服していかねばということで、こういう課題があるからできませんでしたということではなくて、一つ一つ課題を潰していつてもらって、早急というか、できるだけ早く、ほかの子たちと一緒に環境でそういうサービスが受けれるようなことをお願いいたしまして、第1問目は終わりたいと思います。

それでは、2問目に行きます。令和5年度新規事業について、令和5年度の2つの新規事業について質問します。

1、地域活性化起業人制度について。

三大都市圏に所在する企業等の社員が、専門的知識を生かした観光振興やデジタル化の推進など、企業で培われた人脈やノウハウを生かしながら地域活性化の取組を効果的・効率的に展開するため、自治体業務に従事する制度で、本年度より合同会社DMM. c o mから人材が派遣されています。

本事業の目的は、デジタル化により町民の利便性や職員の業務効率を向上させるとありますが、具体的にはどのようなことを実施し、どのような効果を見込んでいるのかお尋ねします。

2、サテライトオフィス誘致推進事業。

企業等が都市部等に構える本拠とは別に、地方の遠隔地に設置するオフィスとあります。光ファイバー網は馬島を除く町内全域を網羅していることから、対象地域は町内全てが対象と認識をしておりますが、具体的な実施候補をお尋ねします。

また、本町に誘致する企業や事業者等の見込みはあるのか、今後の誘致活動や情報提供をどのように行い、広く周知していくのかお尋ねします。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） それでは、お答えをいたします。

1点目の地域活性化起業人制度についてでございますが、国が示す趣旨には、我が国は人口減少時代に突入しており、その克服に向けては、地域に住む人々が自らの地域の未来に希望を持ち、個性豊かで潤いのある生活を送ることができる地域社会を形成するため、人口、経済、地域社会の課題に対して一体的に取り組んでいくことが重要とされております。このまま人口減少が続けば、将来的に経済規模の縮小や生活水準の低下を招き深刻な事態となるといった認識を官民間わず共有し、的確な施

策を地域全体で展開していくことが、今後重要な課題となっていまいります。

こうした中で、令和3年度に創設されましたこの制度は、地方圏への人の流れを創出することに向けて、三大都市圏に所在する企業等の社員が、地域独自の魅力や価値の向上につながる業務に従事するなど、例えば、マーケティング技術を生かした観光客の誘客や地域特産品の販路開拓、企業のノウハウを生かした地域の中小企業支援や中心市街地域活性化の実施、専門的知識を生かしたデジタル化の推進など、企業で培われた人脈やノウハウを生かしながら地域活性化に取り組み、効果的、効率的に展開することができるため、地方自治体にとっても有効な方策と考えられております。

また、派遣元の企業にとりましても、社員の人材育成や地方圏との人的交流のみならず、企業における社会貢献を新しい形で果たすとともに、経験豊かなシニア人材への新たなライフステージの提供などにもつながるものと考えております。

御質問にございますように、本年度から、東京都港区に本社がございます合同会社DMM. c o mから起業人を受け入れており、派遣期間は6か月以上3年以内で、派遣元企業からのサポートを考えております。

御質問の、具体的にはどのようなことを実施するかについてお答えする前に、まず令和5年度の重点施策については、先日、私が各所管にヒアリングを行い、各施策の方向性やスケジュールなど情報共有し、必要に応じて各課長に進め方などの指示をしたところでございます。

その中で、この地域活性化起業人制度は、派遣元企業との協定項目で、デジタル化によって町民の利便性や職員の業務効率を向上させることを目的に、町の公式L I N Eアカウントの開発や開設、運用の支援、また自治体D Xの段階的・多面的なデジタル化の実装への支援を明記しております。派遣から、まだ2か月程度ではございますが、P R用の素材撮影や公式L I N Eアカウントの具体的なメニュー、ホームページバナーへの意見などの提案があり、また、デジタル活用やL I N E活用を中心とした情報発信等のヒアリングを全課・全係に実施してもらい、現在は自治体D X課題整理などを指示しております。

また、派遣の起業人は、コミュニケーションスキルや問題解決能力も非常に高く、町が抱える様々な行政課題に解消できることから、職員と一緒に将来見据えて取り組んでもらいたいというふうに考えております。

2つ目は、どのような効果があるかについてでございますが、例として情報発信のデジタル化についてお答えしますと、急速に進展するデジタル化の流れに対応しつつも、戦略的な情報発信のアドバイザーの視点から積極的な提言をしてもらい、庁内全体の情報発信体制を構築した上で、より情報の受け手に伝わる発信を目指したいと考えております。

また、令和４年度に策定した田布施町ＤＸ推進方針にも掲げております２６の行政手続のオンライン化にも取り組むことにしており、町民の利便性の向上や情報基盤の整備による行政事務の効率化も図られるものと期待いたしております。

今後は第２期地方創生総合戦略を改編し、田布施町デジタル田園都市国家構想総合戦略を策定していく中で、デジタル化が導く新たな地方創生の方向についても起業人の意見等を参考にしながら検討し、一緒に策定してまいりたいと考えております。

続いて２点目は、サテライトオフィス誘致推進事業についてでございますが、この事業は、町内にＩＣＴ関連企業等のサテライトオフィス等を誘致することで雇用の創出や移住促進を図り、多様な人材の交流を通じた地域の活力創出につなげるため、開設費用の一部を補助する制度でございます。

補助対象となります企業等は大きく２つあり、ＩＴ・コンテンツ産業等が進出する場合とサテライトオフィスの開設、２つとなっております。

まず、ＩＴ・コンテンツ産業等の補助要件とは、田布施町と進出に関する協定を締結し、日本標準産業分類の規定に掲げる事業活動を行い、また、新規従業員を３人以上雇用する企業等が対象となります。

次に２点目でございますが、御質問のサテライトオフィスの補助要件は、田布施町に進出する企業等が、１年以上、同種の事業等を営んでいることや、常勤役員または雇用期間の定めのない労働者が町内に１人以上常勤し、引き続き従前の事業活動を５年以上行うこと、また、企業等が個人事業者の場合には、過去３年間の平均年間所得が６００万円以上であるか、またその所得が見込まれることなど、これら全ての要件を満たす企業等が補助金の要件となっております。

補助対象となる経費は、施設改修等をする場合で上限５００万円、通信回線使用料は上限で２４万円で最大３年間、不動産賃貸料は上限１２０万円で、こちらも最大３年間補助となっております。

本町の具体的な取組としては、平成２７年１０月に開設された山口県サテライトオフィス誘致推進協議会に町として参画しており、現在登録しておりますオフィス物件は、山口県農業協同組合旧麻郷支所をとりあえず物件登録をさせていただいております。

また、御質問の、本町に誘致する企業や事業者等の見込みと、今後の誘致活動や情報提供、そしてその周知についてですが、現在のところ、企業等からオフィス物件について問合せ等は具体的にはございませんが、誘致活動や情報提供については、やまぐちＩＴ・サテライトオフィスサポートセンターと連携を図りながら情報発信等に努めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（南 一成議員） 内山議員。

○議員（１番 内山 昌晃議員） ありがとうございます。

すみません、本当に単純な質問なんですけど、私、地域活性化起業「にん」と言っていますが、起業「じん」なんです。申し訳ございません。

その起業人さんが入ってきて、今LINEをやられているということですね、私もスマホを使っていますけど、やっぱり一番情報をやり取りするコンテンツというのは、LINEが一番便利で、相手にもよく伝わるし、相手が読んでくれたのかどうかというのも一目で分かりますので、これは大変いいことだなというふうに思います。

実際そのLINEの運用方法というか、どのようなイメージでされるのかと。町民の方に登録をしていただいて、双方向で情報共有するというような認識なんですけど、そのような形なんですかね。

○議長（南 一成議員） 森企画財政課長。

○企画財政課長（森 清君） 今、議員おっしゃるとおり、その運用方法については、今からいろいろ検討していくところなんですけど、もちろんお友達登録というのはしていただきたいというふうに思っていますし、プッシュ型だけではなくて、また双方向、そういう行政手続もできるようなところまでは持っていきたいなというふうには考えております。

○議長（南 一成議員） 内山議員。

○議員（１番 内山 昌晃議員） せっかくなんで、起業人さんとベストな、ベターの上のベストな、できるように、お願いしたいというふうに思います。

起業人さん、こちら書いてあると、やっぱり情報の発信の仕方というか見せ方というか、そういうところも結構長けていらっしゃる方なのかなというふうに思います。これまでの議会や協議会の中でもよく言われているのは、田布施町は情報の発信が下手くそだなと。例えば、ホームページの作り方とか見せ方とか、本当に町民が見たい情報がトップページに出てこないとか、検索が難しいとか、言えば切りがないんですけど、そういうこと本当に私も実感していますし、それはよく耳にします。起業人さんに、その辺についても、当然アドバイスは頂けるとは思いますが、その辺はいかがでしょう。

○議長（南 一成議員） 森企画財政課長。

○企画財政課長（森 清君） 先ほど町長答弁ございましたけど、ここ２か月、２か月といえども１月のうち２週間しか起業人さんはいらっしゃらないんですが、その中でもホームページのバナーの御意見とかも頂いていますし、様々な意見いただいているところなんですけど、本町の情報発信とかDXというのは行政課題の１つでもございますので、これからも、いろんな御意見、御提案を頂きながら、何もかもできるとは思っていないんですけど、できることからやっていきたいなというふうには思っ

ております。

○議長（南 一成議員） 内山議員。

○議員（１番 内山 昌晃議員） ホームページですね、軽微な改修とはできると思うんですけど、例えば、その起業人さんにはそういうノウハウはないですね、改修をしたりとかという、そういうスキルはありますか。

○議長（南 一成議員） 森企画財政課長。

○企画財政課長（森 清君） まだ起業人さんには、そこまで、自ら改修できるというところはないんで、そこは委託になるとは思いますが。先日、トップバナーも、議員さん見られたかと思うんですが、この二、三日前にも起業人さんから指摘を受けて、観光情報とか、ふるさと納税、ちょっとトップバナーに今入れておりますんで、そこも起業人さんから提案いただいて改修してきたところでございます。

○議長（南 一成議員） 内山議員。

○議員（１番 内山 昌晃議員） 今、ふるさと納税というのもしました。去年は、今までよりも、かなり納付額が落ち込んだと思います。今年は、ぜひ回復してもらいたいというのもあります。ふるさとチョイスとか、何かいろいろサイトはあると思うんですけど、その辺の見せ方とか、起業人さんの、そこが見せどころだと思うんですよね。どうやって見せていくか、田布施町の特産品はどうきれいに見せるかとか、その辺が本当に本業だろうと思いますが、その辺とかもやっていただけますか。

○議長（南 一成議員） 森企画財政課長。

○企画財政課長（森 清君） ふるさと納税については、高月議員から、これまでもいろいろ指摘を受けて、頑張っていけないといけないというふうには思っているところでございます。

ふるさと納税については、いろんなプロモーションをやっていけば、お金をかけていけば納税額は上がっていくと思うんですが、以前も申し上げたとおり、経費率の５割というところ、県内、田布施町だけちょっと超えているというような状況の中で、なかなかプロモーションを大きく仕掛けていけないというところがございます。

ただ、起業人さんからは、トップページ、先ほど言いましたように、ふるさと納税、バナー入れていますが、その先の展開、その遷移した先がすごく弱いんじゃないかとか、そんな提言も頂いていまして、もう少しできる範囲でホームページ等で工夫できるのかなというふうには考えております。

○議長（南 一成議員） 内山議員。

○議員（１番 内山 昌晃議員） ぜひ、お願いします。

あと、アプリといいますか、そういう情報共有のほかにも、例えばインスタグラムであったりユー

チューブであつたりとか、最近、チャットなんかとか、ちょっとそこはあまり勉強はしていないんですけど、いろいろあると思うんですよね。その辺についてはどういう考えでしょうか。

○議長（南 一成議員） 森企画財政課長。

○企画財政課長（森 清君） 起業人さんから、一番最初にこの公式LINEアカウントという話いただいたときに、それ以外にもインスタグラムというところは御提案いただいたところでございます。ただ、そこを持っていくには、まずは庁内の職員の発信の構築というか体制をしっかりとやっていかないといけないので、まずは公式LINEアカウント、これは全国でもちょっと後発になってしまうんですが、まずそこはしっかり取り組んでいきたい、また、そこからやらせていただきたいというふうに思っております。

○議長（南 一成議員） 内山議員。

○議員（1番 内山 昌晃議員） 一番最後に言った、ちょっと私が濁したチャットなんかというんですけど、例えば質問を入力したら、そのものが返ってくるという、そういうふうなものというのは考えておられないですか。

○議長（南 一成議員） 森企画財政課長。

○企画財政課長（森 清君） 最後に神田議員の一般質問にchat GPT、生成AIがあるんで、またその中でお答えさせていただきたいと思います。

○議長（南 一成議員） 内山議員。

○議員（1番 内山 昌晃議員） 大変申し訳ございませんでした。では、最終日のほうで、しっかり回答していただいたらというふうに思います。

自治体DXというのも多分関わられるんじゃないかなと。これができれば、書いてもありますが、町民の利便性が向上し、また、職員の事務の効率化も図られるということで、大変いいあれだなというふうに思いますので、これについても、しっかりと意見をもらって、よきものとなるように。

そして、総務省のホームページで、この起業人制度というのを、令和3年から始まって、今年2年経過していますが、いろんな事例が出ています。自治体DXで起業人さんをお招きしてやってもらったというところが、ぱっと飛ばしてみたんで定かじゃないんですけど、四、五件ぐらいはありました。その中にも同じDMM. comが入られてやっているというところもありますので、その辺の自治体とかとも、いろんなことを共有していただいて、よりよいものになるようにしていただいたらというふうに思います。

それでは続いて、サテライトオフィスのほうにいきます。補助ということで、対象経費で改修費とか通信回線料、賃借料とか、その辺の補助があるということ、それで施設改修については、上限50

0万円というふうに書いてあります。これ大変いいことだなというふうに思います。

問題は、答弁にもありましたが、現在その物件が旧JAの麻郷支所1件だけだということですね。これはあまりにも、来てくださいという割には1件しかないというのは心もとないと思いますが、ほかに物件とかの心当たりはございますか。

○議長（南 一成議員） 森企画財政課長。

○企画財政課長（森 清君） 企画財政課の中では幾つか考えているところあるんですが、ちょっとこの場では場所等控えさせていただきたいと思いますが、まずはJAの旧麻郷支所以外にも掘り起こしをしていきたいというふうには考えておりますし、また、民間の所有者等から建物とかの申出があれば、サテライトオフィスに物件登録等をしていきたいというふうには考えております。

○議長（南 一成議員） 内山議員。

○議員（1番 内山 昌晃議員） 光ファイバー網が、馬島を除く全てに敷設をされたということで、その対象範囲が馬島を除いた町内全域ということだと思います。本当に企業といいますか事業者さんが思い描くTPOに即した場所、例えば田舎がいいとか、利便性がいい、駅前の方がいいとか、古民家っぽいところがいいとか、例えばロケーションのいいところといえば山の上とか——ちょっと山の上は電波が届かないかもしれませんが——海ですね、馬島が見える海岸とか、いろいろあると思いますので、いろんなことを想定して物件のほうを選んでいただいたらなというふうに思います。

それと、今回は来ていただいて改修費等を補助するという制度になりますと、今度は逆に、町のほうがある程度、建物を整備して、来たら、すぐそこで使えると。施設もそのように改修もして、Wi-Fiとかも引いてオフィスらしい構えをして、さあ来てくださいというふうなことも僕はありなんじゃないかなと思うんだけど、その辺はお考えになっていないですか。

○議長（南 一成議員） 森企画財政課長。

○企画財政課長（森 清君） まず最初に、今の御質問の前に、町内、馬島以外は全域、光ファイバー網は全域整備しているところなんですけど、馬島に関してもインターネット環境があるんで、サテライトオフィスの誘致というのは可能だというふうには考えております。

御質問の町有施設ということの御質問だと思いますが、その町有施設が空いているというところでいえば、ちょっと今思い当たらないところがあるんですが、現麻里府公民館というところを、今度新しく移転するわけなんですけど、そういったところ、そういう利活用についてというのは、まだ現在のところ何か決まったものがあるというふうには聞いておりませんので、そのサテライトオフィス等について、一つ方法として考えてみたいとは思っております。

○議長（南 一成議員） 内山議員。

○議員（１番 内山 昌晃議員） ぜひ、御検討いただけたらと思います。麻里府公民館、本当ロケーションもいい、海も見えますし、大変すばらしい景観ですので、何かに使わないともったいないなというような気もしていますので、ぜひ、よろしくお願いしたらというふうに思います。

結局、そういう建物とか、すばらしい制度を用意しても、そういう事業者が来てくれないと、何もならないというふうに思います。何回も言いますが、その情報提供ですね、起業人さんを活用した情報提供をしっかりといただいて、田布施に来てくださいというふうなこと、もちろん必要だと思います。

それと、しばらくコロナで中止になっていたと思うんですけど、例えば東京とか大阪とか広島に、職員とか観光協会の人とか出かけて行って、町の宣伝したり、誘致活動したりというのがコロナ以前はあったと思います。恐らく、コロナが明けたので復活するんじゃないかなと思いますけど、そういう場を活用して、そういうことをするというようなことはお考えでしょうか。

○議長（南 一成議員） 森企画財政課長。

○企画財政課長（森 清君） そうですね、企業誘致活動というか情報提供というところでございます。そもそもが、この事業というのが、県の補助制度の枠組みを活用した制度でございます。これ今、県のサポートセンターのホームページには、田布施町の支援策というところで掲載をさせていただいているところでございます。今後、コロナも明けたとは言いませんけど、コロナが終息している中で、今、企業立地フェアとかＩＣＴのイベントなど、そういった展示会にパンフレットを備え付けてもらうなどしてＰＲ活動していきたいというふうに思いますが、まず県のサポートセンターと経済課も含めて連携した取組をしっかりとしていきたいというふうには考えております。

○議長（南 一成議員） 内山議員。

○議員（１番 内山 昌晃議員） 県のサポートセンターとしっかりと連携をされてお願いをしたいというふうに思います。

あと、やっぱり使えるものは全て使うと、つてというか、コネというか。例えば山口県の東京事務所であったり大阪事務所であったり、それから東京に在住の山口県人会があったり、それこそ田布施町出身で東京で活躍される方とか、本当にたくさんいらっしゃると思います。そういう方のつてを頼っているいろんなことをやっていかないと、机に座って、さあ来てくださいと言うだけでは、なかなか来てもらえないと思いますので、ぜひ、よろしくお願いします。

○議長（南 一成議員） 森企画財政課長。

○企画財政課長（森 清君） 御提案ありがとうございます。本当に様々な機会を捉えて、企業誘致、机に座っていたら企業誘致はできないんで、これは、所管は経済課とうちでもあるんで、一緒に

いろんなことを考えていきたいというふうに思っております。

○議長（南 一成議員） 内山議員。

○議員（1 番 内山 昌晃議員） いろいろ言いましたけど、コロナも終息したということで、遅れを取り戻す意味でも、しっかりと頑張っていただきたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（南 一成議員） 以上で、内山昌晃議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（南 一成議員） 暫時休憩いたします。再開を14時55分とします。

午後2時40分休憩

.....

午後2時55分再開

○議長（南 一成議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、伊村渉議員。

○議員（11 番 伊村 渉議員） それでは、通告によりまして、2問の質問を行いたいと思います。

1つは、1問目、答弁者を鳥枝教育長でお願いします。それから、2問目を東町長でお願いします。

質問は一問一答でお願いします。

それでは、第1の質問で、馬島からの通学、親の補助はできないか。

現在、馬島の人口は、4月末現在で16戸25人で、この春、小学2年生に進学した子供と3名が本土で働いておられる。小学生は、朝の通学で親と一緒に渡船で麻里府側に渡っている。そして、7時50分に公民館に迎えに来るマイクロバスを親と一緒に待ちます。

1、小学生の渡船料は補助があるが、同伴の親には補助がありません。子育ての支援が騒がれる今、何とかならないものか。それと、渡船は7時に麻里府に到着し、7時50分の通学バスが来るまで、冬は寒いので、50分間、車で待たなければならないことだ。この状況は毎日大変だと思われる。

2、送迎バスの時間を繰り上げるか、7時から8時までを1便増やすか、また、送迎バスが渡船場まで送迎できるか、検討していただきたい。当事者家族には、もう一人幼児がおられる。そのあたりの話を確認し、現状を少しでも改善できるよう願います。

○議長（南 一成議員） 鳥枝教育長。

○教育長（鳥枝 浩二君） それでは、お答えいたします。

まず1点目は、朝、渡船で馬島から通学する小学生に同伴する保護者への渡船料の補助ができないかとの御質問でございます。

現在、馬島から渡船通学する児童に係る定期券等を購入する費用については、支援の対象としておりますが、教育委員会におきまして保護者を対象に補助するということは難しいというふうを考えており、関係部局とも協議してまいりたいと思います。

次に、2点目の送迎バスの時間を繰り上げるか、7時から8時までの渡船便を1便増やせないか、また、バスを渡船場まで送迎できないものなのかについてお答えをいたします。

まず、現在、スクールバスのいわゆる麻里府便は、中郷のバス停、それから麻里府公民館前及び旧J A南すおう麻里府支所前の3か所で乗り降りをしております。この3か所の乗降場所を決定するに際しましては、当時、スクールバスを利用する児童の保護者をはじめ、麻里府公民館長等との関係者と協議をして決めてきた経緯がございます。したがいまして、今回も、当事者家族や他のスクールバスを利用する児童の保護者をはじめ、関係者等の御意見も伺い、スクールバスの運行ルートや時間及び乗降場所について協議、検討してまいりたいと考えております。

次に、渡船の便を7時から8時までの間に1便増やしたり、渡船の運航時間を変更したりすることにつきましては、早急に熊南総合事務組合と相談、協議してまいりたいと思いますが、渡船の増便や運航時間を変更することにつきましては、かなりの時間を要するというふうに聞いております。

以上でございます。

○議長（南 一成議員） 伊村議員。

○議員（11番 伊村 渉議員） ありがとうございます。

まず、親の補助ということなんですけど、子供さんと一緒に朝の7時便で来ますと、50分、この間待たなければならない。それは、子供さんは50分待てばいいんですけど、親のほうは、今度島に帰るのに、次に10時20分まではないわけですね。そうすると、大体午前中、自分の仕事っちゃおかしいですが、家庭の用であったり、いろんなことがあろうかと思うんですが、それができない状態。やっぱり、この本土で考える状況とは、全く違う状況じゃないかと思うんで、今の教育委員会の子供さんの部分と親の部分に分けて考えられないかと思うんですが、この点はどうでしょうか。

○議長（南 一成議員） 惠元学校教育課長。

○学校教育課長（惠元 朗夫君） 教育委員会としましては、子供さん、児童のほうについては、補助の対象としておりますけれども、親御さんについては、他の親御さんについても、いろんな事情で送り迎えをされておる場合もございますので、親の補助については、ちょっと難しいというふうを考えております。

○議長（南 一成議員） 伊村議員。

○議員（11番 伊村 渉議員） 今の返答ですけど、今現在、子供さん、小学校2年なんですけど、

低学年が1年から3年生ぐらいまで、高学年になって4年から6年ぐらいと思うんですけど、1年から3年の間は、どうしても親がついて船に乗船をさす、また、一緒に同伴でバスまで連れて行くというのが、やっぱり親の気持ちじゃないかと思うんですね。4年生以上になると、一人で船に乗ってこっちに通うということはあろうと思うんですけど、そこらを、やっぱり当事者になって考えていただくということが大事じゃないかと思うんですね。それでないと、また新しい若い家族さんも、もう一家族さんおられると思うんですが、せっかく今、島に住んで、新しい息吹をこの馬島に植え付けて、初めて小学校に通い出した、その矢先なもので、これから考えられることも多々あると思うんです。

それで、最初にバスの乗車場所を3か所ですか、4か所やったですかね、決められたということなんですが、そこらが、1年生の時とか、上級生になった場合とかいうんで、また環境が変わってくると思うんですね。そこらの点も考慮していただいて、何とかならないもんかと。ひとつお願いします。

○議長（南 一成議員） 鳥枝教育長。

○教育長（鳥枝 浩二君） 御心配いただきありがとうございます。今、御指摘のありました点につきましては、現状では、今、馬島から麻里府のほうへの便は、子供さん一人だけではなくて、ほかの島民の方も乗っておられるということを聞いております。特に心配されるのは、登校時の見守りといえますか、安全といえますか、それが親御さんにとってはすごく心配だと思います。

それから、船内では一緒に乗っておられる、近所の方だろうと思いますので、降りてからスクールバスが来るまでの時間を何とか短縮する方法で、一人で待つ時間を短くするということでの工夫を、ちょっとしてみたいと思っています。

それから、一般に保護者の支援につきましては、なかなか教育委員会の所管では難しい部分がありますので、いろんな施策がほかにも、例えば子育て支援とか離島振興とか、何かないか、これからちょっと調べてみたいと、そういうふうに思っております。

○議長（南 一成議員） 伊村議員。

○議員（11番 伊村 渉議員） ありがとうございます。ひとつ、この点を重々考えていただいて、何とかそういう部分でお願いしたいと思うんですが。

また、馬島の環境という部分を知っていただくためには、教育委員会として、何か小学校の行事の中で、馬島でできるような、遠足を、今回馬島に行くとか、そういう企画もあつたら非常にいいんじゃないかと思うんですけど、その点どうでしょうかね。

○議長（南 一成議員） 鳥枝教育長。

○教育長（鳥枝 浩二君） これにつきましては、必ず小学校につき、子供が1回は島のほうを訪れて、島のほうのいろんなところを巡ったり活動したりして帰っております。

私は、それではちょっと不十分だと思ひまして、昨年度から、新たに田布施町に赴任した若手の教員につきましては、1日のうち半日ばかり、夏休みを使って、馬島につきましては自然の恵みであるとか位置について勉強しながら学ぶ研修を、実習を始めました。今年のはのんびらんのほうで、自治会長さんに施設の説明とか案内とか運営の難しさとか、そういったことも含めて指導してもらうように依頼をして計画を進めているところです。

特に馬島という、自然的なところは観光資源でもありますし、教育資源でもあるというふうを考えておりますので、まず実際に見たり聞いたりして、それでふるさと学習を進めるということが大切だと考えております。

○議長（南 一成議員） 伊村議員。

○議員（11番 伊村 渉議員） ありがとうございます。今の、年に1回、馬島に行っておられるというのを聞きまして、本当に感謝しております。ありがとうございます。

今、馬島で2人ほどお子さんが生活をしておりますけど、非常に活発で、本当に生き生きとしたそういう流れで生活されておるような雰囲気になっております。そこらも、島で育つお子さんというのは、本土のお子さんとはまた雰囲気も違うんじゃないかというふうに思います。これからも、ひとつ馬島を盛り上げるように、よろしく願いをいたしたいと思います。

それでは、馬島の件は、1の質問はこれで終わりたいと思います。

それでは、次の質問事項2、馬島、津波時の緊急避難場所の設定。

現在、馬島には津波対応の緊急避難場所としての設定がない。島民は現在25名であるが、必ず設定をしておかないと、人命に関わる問題である。夏のシーズンには海水浴やキャンプの来客数も島民人口の何倍にもなると思われる。緊急時の対応ができるように願ひする。

1、候補地は島内に限られると思われるが、場所の設定について考えをお尋ねする。

2、消防では4分団2班になるが、可搬ポンプは新しく設置済み、しかし発電機がありません。ポンプに照明用コンセントがついているが、水利は発電機がないと無理です。発電機の設置対応ができるか。

3、自主防災備品も、そろっていないと思われる。防災備品がない場合、移動かまど、ガソリン携行缶、コードリール、非常米、土のう袋、ブルーシートなど、最低でもこのくらいの備品はそろえていただきたい。

4、馬島の景観で、渡船場から北側（本土側）に桜を植樹したら、四、五年経つと春には桜並木が見られると思うが、考えていただきたい。

以上、願ひします。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） それでは、お答えをいたします。

1 点目は津波の緊急避難場所についてでございますが、馬島の緊急避難場所は、馬島の集会所とのんびらんど・うましまの2か所を指定しております。

しかし、馬島集会所は洪水、高潮、地震等には対応できますが、のんびらんど・うましまは洪水、土砂災害、高潮、地震等の際の避難場所になっておりますが、現状では馬島は土砂災害と津波、のんびらんどは津波の際の避難場所にはなりません。

麻里府自主防災会では、毎年4月の会議で津波警報が出た際の各自治会の避難場所等を確認されておられますが、馬島自治会は公共施設の指定場所がないことから、避難場所等を決められておりません。

津波発生の際は、馬島に限らず、まず津波被害から人命を守ることが最重要でございますので、高台に避難することが大前提となります。馬島であれば要害山等になるかと思えます。そのことは、馬島の皆様も十分認識しておられるのかと思えますが、今御質問にございましたように、島外から来られているお客様もあると思えますので、今後、避難する場所の集合場所や避難のマニュアル等も馬島自治会と十分協議して、そういうリスクに備えていきたいというふうに思います。

2点目の発電機及び3点目の防災備品についてですが、麻里府自主防災組織では、平成26年度に防災倉庫1か所、発電機3台、ガソリン携行缶3個、投光器3台、移動かまど2台などを整備、管理されておられます。

御質問のように、馬島単独で整備をされる場合であれば、自主防災組織育成事業補助金交付要綱にあります防災資機材整備事業で、補助限度額20万円を御活用いただきたいと思いますので、馬島自治会の代表者の方と、麻里府自主防災組織の事務局でございます麻里府公民館と協議していただきたいと思えます。町のほうも支援をしていきたいと思えます。

4点目の桜の植樹についてでございますが、議員おっしゃるとおり、桜を植樹すれば、春には馬島へ来島される方を目で保養するなど、新たな観光スポットができると思えます。場所も指定されての御提案でございますので、植栽や桜の管理なども含め、麻里府地区連合自治会や馬島自治会、そしてさくら保存会、観光協会等とも相談してみたいと思えます。貴重な御提案ありがとうございます。

以上で終わります。

○議長（南 一成議員） 伊村議員。

○議員（11番 伊村 渉議員） ありがとうございます。

今の1の問題で、この候補地ですが、もう山に行くしかないような状況ということなので、そこら

は島民の皆さんに徹底してもらいたいというふうには思っておりますけど、山に登る山道も、今の状況は、もう草が生えたりなんだりして非常に厳しいというような状況で、たまに草を刈っても、すぐ通れんような状況になるので、そこらも考えていかなくはいけないのじゃないかと思っていますけど、そこらはやっぱり自治会のほうで整備をしていくというふうになるんでしょうか。

○議長（南 一成議員） 山中経済課長。

○経済課長（山中 浩徳君） 要害山の関係でございますので、ちょっと私のほうから御答弁させていただきます。

基本、要害山に上がる道につきましては、指定管理の中で、馬島自治会をお願いしておりますのでございます。できる範囲の中で草刈りをさせていただいておりますが、現在、登るまでの道がかなりくぼんでおって危険な状態というのは、もう何年も前から、数年前から実は続いております。

先般、ちょっと現場のほうを自治会長と一緒に見させていただきまして、今後どのような形の中で対策をしていくかというのを、今検討しております。まずは悪いところをできるだけ、人力でなければできない状態でございますので、どうしたら一番いいのかというのもちょっと考えながら、できることから、まず整備していきたいというふうに考えております。

○議長（南 一成議員） 伊村議員。

○議員（１１番 伊村 渉議員） ありがとうございます。やっぱり、逃げる場所に逃げられないというような状況は非常に危ないので早急にやっていただきたいと、かように思います。

それと、馬島に防災放送があるんですかね。

○議長（南 一成議員） 山田総務課長。

○総務課長（山田 浩君） 放送施設につきましては、町道馬島線、かくつと曲がったところがあると思いますけれども、あそこの岬のところに設置しております。

○議長（南 一成議員） 伊村議員。

○議員（１１番 伊村 渉議員） それがあればいいんですけど。

また、緊急避難場所が２か所ほど設置してあるというふうに聞きましたけど、その告知看板といいますか、渡船場に降りて、すぐ、もしものときの緊急避難場所、そういうふうな看板はありますか。

○議長（南 一成議員） 山田総務課長。

○総務課長（山田 浩君） 馬島のほうには看板は設置しておりません。島民の方は、当然、御存じなんですけれども、先ほどありましたように、島外の方等もいらっしゃいますので、今後はちょっと検討してまいりたいと思います。

○議長（南 一成議員） 伊村議員。

○議員（１１番 伊村 渉議員） ありがとうございます。その辺を、やっぱり島外から来られる方、そういう人も対象にして、早急に対応していただきたいと思います。

それから、緊急搬送であるとかというような場合に、馬島の人が例えば救急で搬送されるというふうな場合に、昼の場合と夜の場合があると思うんですけど、昼の場合は漁船か何かをお願いするような対応を取っておられるんですかね。

○議長（南 一成議員） 山中経済課長。

○経済課長（山中 浩徳君） これにつきましては、一応漁船で対応するようにしております。基本、そういう場合は救急車が多分本土のほうに着いておりますので、漁船で対応して、それに対して町のほうから補助金を出しております。

○議長（南 一成議員） 続いて山田総務課長。

○総務課長（山田 浩君） 日中、渡船が動いている時間帯でございますと、基本的には船長のほうに電話をすれば、熊南総合事務組合に連絡を頂けたら、船長に電話をして救急対応をするということになります。

○議長（南 一成議員） 伊村議員。

○議員（１１番 伊村 渉議員） それは、例えば今の渡船の時間帯外に稼働するようになろうかと思うんですけど、それは可能なんですね。

○議長（南 一成議員） 山田総務課長。

○総務課長（山田 浩君） 人命優先で対応しております。

○議長（南 一成議員） 伊村議員。

○議員（１１番 伊村 渉議員） ありがとうございます。そこが一番大事なところで、絵に描いたような部分ではいけないので、やっぱり現場で、そういう状況を把握して、すぐ対応ができるというのが一番大事なところじゃろうと思う。ひとつよろしく願いをいたします。

それから、ちょっと島のことばかりでなんですが、島のごみの収集なんですけど、本土のほうじゃ火曜日、金曜日が生ごみであるとか、それから月に１回の金物であるとか不燃物であるとか、そういう部分が決まっておると思うんですが、島も同じ日に回収、回収はどういうふうになっちゃうんですか。

○議長（南 一成議員） 山田総務課長。

○総務課長（山田 浩君） ごみの収集につきましては、馬島、それから佐合島もあるんですけども、それぞれ決まった日の決まった時間に、船に積み込んで、麻里府港と佐賀港に次々置いておくという形になります。それを収集者のほうが引き取っていくと、そういうことにしております。

○議長（南 一成議員） 伊村議員。

○議員（１１番 伊村 渉議員） それは、今の時点では島に全然、不具合があるような状況じゃないわけですね。

○議長（南 一成議員） 山田総務課長。

○総務課長（山田 浩君） 馬島用のごみの収集日程表も島民の方にお配りしておりますし、特に不具合を、私自身、熊南総合事務組合にいたときは聞いたことはありません。

○議長（南 一成議員） 伊村議員。

○議員（１１番 伊村 渉議員） ありがとうございます。本当に、我々この本土へ住んじょと、そういう便利慣れして、全く島に住んだ状態で考えていないので、そこらが把握できていないところが多々あると思うんです。そこらも十分踏まえて、これから対応していただきたいと思います。

それと、島のPRになるかどうか分かりませんが、今、コロナもかなり終息をして、ウイズコロナというふうな部分で、５月以降、５類に移行したということで行事も活発化しておると思うんですけど、町の行事の中で、島で行えるような、そういう行事がありますかね。

○議長（南 一成議員） 山中経済課長。

○経済課長（山中 浩徳君） 現在、町が主体で馬島で行事というのはございません。数年前はイベント補助で、夢・美味海 in うましまというのがあったというような記憶はしておりますが、現在ございません。今議員がおっしゃられるように、ウイズコロナ、５類になったということで、新年度予算でも御説明させていただいておりますが、今年度につきましては観光協会と馬島、のんびらんど・うましまを使った新たなイベントを仕掛けていきたいというふうには考えております。

○議長（南 一成議員） 伊村議員。

○議員（１１番 伊村 渉議員） ありがとうございます。

馬島には、まずは魚がうまい、うまいものが多々ありますので、そういう企画を観光協会さんと一緒につくっていただいて、年に１回は何か本当に面白いイベントをつくっていただきたいと思います。どうかそこら、ひとつよろしく願いいたします。

○議長（南 一成議員） 長谷社会教育課長。

○社会教育課長（長谷 満晴君） 遅くなりましたが、社会教育課でも子ども会の活動で、馬島で遊ぶということで、例年この時期に、子ども会の会員のお子様と保護者の方で、島に渡って地引き網だとか、また磯辺遊び、そういったイベントを開催しておるんですが、今年度はちょうど開催日が台風直撃の日と重なってしまって中止と、やむなくさせていただいた経緯がございます。

○議長（南 一成議員） 伊村議員。

○議員（１１番 伊村 渉議員） ありがとうございます。とにかく島でいろいろイベントをやることによって、島外の人が、馬島というのは身近にあって全然来ていなかった、まこといいところじゃないかというような見直しの島になろうと思います。そういう流れの中で、島に訪れられる方も多くなってくると思うんで、そこらも踏まえて、ちいとも馬島の渡船の赤字を減らすためにも、一つの方法じゃないかと思いますので、そこらも含めて、ひとつよろしく願いいたします。

これで私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（南 一成議員） 以上で、伊村渉議員の一般質問を終わります。

○議長（南 一成議員） 以上をもちまして本日の会議を終了し、明日は午前９時から会議を開き、引き続き一般質問から行いますので、定刻までに御参集をお願いします。

本日はこれをもって散会いたします。

（ベル）

午後３時３０分散会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 南 一成

署名議員 内山 昌晃

署名議員 高月 義夫

令和5年6月9日（金曜日）

議事日程（第2号）

令和5年6月9日 午前9時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 一般質問
- 日程第3 議案第36号
専決処分の承認について（令和4年度田布施町一般会計補正予算（第9号）議定について）
- 日程第4 議案第37号
専決処分の承認について（令和5年度田布施町一般会計補正予算（第1号）議定について）
- 日程第5 議案第38号
専決処分の承認について（令和5年度田布施町一般会計補正予算（第2号）議定について）
- 日程第6 議案第39号
専決処分の承認について（田布施町税条例の一部を改正する条例）
- 日程第7 議案第40号
専決処分の承認について（田布施町都市計画税条例の一部を改正する条例）
- 日程第8 議案第41号
専決処分の承認について（田布施町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 日程第9 議案第42号
令和5年度田布施町一般会計補正予算（第3号）議定について
- 日程第10 議案第43号
公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について
- 日程第11 議案第44号
田布施町新型コロナ助け合い基金条例の廃止について

日程第 1 2 議案第 4 5 号

田布施町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める
条例の一部改正について

日程第 1 3 議案第 4 6 号

田布施町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正
について

日程第 1 4 議案第 4 7 号

田布施町保健センターの設置及び管理に関する条例の制定について

日程第 1 5 議案第 4 8 号

財産の取得について（小型動力ポンプ積載車）

日程第 1 6 議案第 4 9 号

字の区域の変更について（国営南周防土地改良事業「宿井（石の口）換地区」）

日程第 1 7 議案第 5 0 号

工事請負契約の締結について（田布施町城南住宅建替工事 第 2 工区（建築））

本日の会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

日程第 3 議案第 3 6 号

専決処分の承認について（令和 4 年度田布施町一般会計補正予算（第 9 号）議定に
ついて）

日程第 4 議案第 3 7 号

専決処分の承認について（令和 5 年度田布施町一般会計補正予算（第 1 号）議定に
ついて）

日程第 5 議案第 3 8 号

専決処分の承認について（令和 5 年度田布施町一般会計補正予算（第 2 号）議定に
ついて）

- 日程第 6 議案第 39 号
専決処分の承認について（田布施町税条例の一部を改正する条例）
- 日程第 7 議案第 40 号
専決処分の承認について（田布施町都市計画税条例の一部を改正する条例）
- 日程第 8 議案第 41 号
専決処分の承認について（田布施町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 日程第 9 議案第 42 号
令和 5 年度田布施町一般会計補正予算（第 3 号）議定について
- 日程第 10 議案第 43 号
公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について
- 日程第 11 議案第 44 号
田布施町新型コロナ助け合い基金条例の廃止について
- 日程第 12 議案第 45 号
田布施町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める
条例の一部改正について
- 日程第 13 議案第 46 号
田布施町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正
について
- 日程第 14 議案第 47 号
田布施町保健センターの設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第 15 議案第 48 号
財産の取得について（小型動力ポンプ積載車）
- 日程第 16 議案第 49 号
字の区域の変更について（国営南周防土地改良事業「宿井（石の口）換地区」）
- 日程第 17 議案第 50 号
工事請負契約の締結について（田布施町城南住宅建替工事 第 2 工区（建築））

出席議員（11 名）

1 番 内山 昌晃議員 2 番 神田 栄治議員

3 番	西本 篤史議員	4 番	松田規久夫議員
5 番	落合 祥二議員	6 番	國本 悦郎議員
7 番	高月 義夫議員	9 番	谷村 善彦議員
1 0 番	瀬石 公夫議員	1 1 番	伊村 渉議員
1 2 番	南 一成議員		

欠席議員（１名）

8 番 河内 賀寿議員

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

事 務 局 長	増原 慎一君	書 記	穂枝美乃里君
---------	--------	-----	--------

説明のため出席した者の職氏名

町 長	東 浩二君	副 町 長	川添 俊樹君
教 育 長	鳥枝 浩二君	総 務 課 長	山田 浩君
企画財政課長	森 清君	税 務 課 長	藤本 直樹君
経 済 課 長	山中 浩徳君	建 設 課 長	吉藤 功治君
町民福祉課長	坂本 哲夫君	健康保険課長	吉村 明夫君
社会教育課長	長谷 満晴君	学校教育課長	惠元 朗夫君
会 計 室 長	江良 和美君	総 務 課 主 幹	堀 昌子君
健康保険課主幹	寶城 和之君		

午前9時00分開議

(ベル)

○議長（南 一成議員） これから本日の会議を開きます。

あらかじめ申し上げます。本日、河内賀寿議員より欠席届が提出されておりますので報告いたします。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（南 一成議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、谷村善彦議員、瀬石公夫議員を指名いたします。

日程第2. 一般質問

○議長（南 一成議員） 日程第2、一般質問を行います。

順番に発言を許します。國本悦郎議員。

○議員（6番 國本 悦郎議員） 今回の質問方式は、一問一答でお願いします。

では、大きな質問1に入ります。

質問は、「誰もが楽しめ交流できる公園を」で、答弁者は東町長と鳥枝教育長にお願いします。

3月議会での、「障がい者への合理的配慮を」と「インクルーシブ教育における合理的配慮は」の2問の質問について、インクルーシブな社会実現についての質問になります。

ふるさと詩情公園を、障がいの有無、性別、年齢等にかかわらず、誰もが楽しめ交流できるインクルーシブ公園に整備できないものかとの声を、障がい者個人や障がい者団体等、多くの人から聞くことが多くなってきています。近年、山口県内でも山口きらら公園や下松市、防府市、宇部市では、インクルーシブ公園化に向けて動き出しています。

そこで質問と要望です。

1点目の質問は、詩情公園内にある施設・設備の定期的な点検や更新はできているのでしょうか。ちびっこ広場の遊具は、今もって使用禁止になっています。ちびっこ広場のそばから天望広場に向かう道を塞ぐように、桜の木の枝が垂れ下がっています。また、天望広場に向かう階段状になっている遊歩道を通るのには、私でも難儀しました。安全に通ることができるようになってほしいです。

2点目は、近隣公園へのインクルーシブ遊具を設置するだけでなく、わんぱく広場や多目的広場

の一角等に、どろんこ遊びや草スキー、ツリーハウス等といった自然体験ができる公園に整備ができないものかと思っています。

3点目は、田布施地域交流館裏のトイレに、障がい者も使用できるような多機能トイレの併設をできるだけ早く最優先でお願いしたいとの要望が、田布施地域交流館と障がい者団体から寄せられており、合理的配慮を願います。

4点目は、詩情公園内で、障がいの有無にかかわらず、誰もが参加可能なイベントを観光協会等と協力して、定期的な開催はできませんか。この秋は、岸辺のステージとランタンフェスティバルを合体するイベントが組まれています。そんな視点を入れた、新しい形のイベントをよろしく願います。

5点目は、展望広場のビュースポットやまぐちから見渡せる田布施川の桜並木や、遠方には平生町の箕山の風車が見える絶景の視界を遮る木々の伐採を、ぜひお願いしたいと思います。

6点目は、今年度、県や国が補助を出すという私立の保育園へのインクルーシブ遊具導入の実施主体は町となっていますが、導入についてはいかがお考えでしょうか。

以上、お願いいたします。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） それでは、お答えをいたします。

まず、1点目の詩情公園内の施設・整備のうち、遊具につきましては、町職員で年1回点検をしています。トイレ施設は、清掃委託している業者に、異常等があれば報告するようにお願いしております。そうした点検にも続きます施設等の更新は、破損、いろいろな状況によって適時行っております。

次、2点目のインクルーシブ遊具の設置だけでなく、自然体験ができる公園の整備につきましては、既に各地でいろいろな整備が行われておりますので、整備に向けて本町でも調査研究を始めたいと考えます。

3点目の田布施地域交流館のトイレについては、手すり、ベビーシート等を備え、車椅子でも利用できる多目的トイレも併設しております。今後は、またオストメイト等の検討もしていきたいというふうに思います。よく要望等を聞いてみたいというふうに思います。

4点目の詩情公園内で障がいの有無にかかわらず、誰もが参加可能なイベントの開催についてですが、御提案のとおり、誰もが気軽に参加できるイベントは大切だろうというふうに思います。

これまでも、平成30年に行われた田布施さくらマラソンと同日に、マラソンのスタート時間より少し空けて、車椅子ウォークラリーを中央橋からさくら橋の詩情公園の歩道で実施をいたしました。

健常者の方々と同じコースではありませんでしたが、大変喜ばれましたし、こうした同じイベントに参加するということは大変意義があったと思っております。

令和2年度も、田布施さくらマラソンと同日に実施する予定でしたが、コロナ禍の中で中止となり、その後は実施できておりません。8月には新保健センターの開設予定でございますので、御提案のある詩情公園を利用して、誰もが参加できる楽しいイベントを観光協会や関係団体ともよく協議して、実施できるよう考えたいというふうに思います。

5点目の展望広場のビュースポットやまぐちから見渡せる絶景の視界を遮る木々につきましては、既に内部でも剪定や伐採、全体の木々の整理の話も出ておりますので、来年度には、とりあえずビュースポットの辺から伐採等も行いたいと考えております。

6点目の法人保育園のインクルーシブ遊具の導入につきましては、国、県において、今年度から補助制度を創設されたところであり、法人保育園に意向をお聞きしたところ、来年度以降、前向きに検討されるということでございましたので、町も支援してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（南 一成議員） 鳥枝教育長。

○教育長（鳥枝 浩二君） 続きまして、私のほうからも6点目の私立保育園（幼稚園）へのインクルーシブ遊具の導入についての御質問にお答えをいたします。

私立幼稚園につきましては、教育委員会の所管ではありませんが、山口県の令和5年度の重点取組方針主要関連事業を見ますと、障がいの有無にかかわらず誰もが等しく育ち、学び、遊べる幼児教育環境を整備する事業といたしまして、多様性に配慮した遊具等の導入支援が上げられております。

このことについて、町内の私立幼稚園にお伺いしましたところ、当面導入する予定はないものの、今後検討していきたいということでありました。

以上でございます。

○議長（南 一成議員） 國本議員。

○議員（6番 國本 悦郎議員） 再質問に入ります。

では、アクセスがよく広い駐車場もあり、田布施地域交流館という、ここら近辺では一番人気のある直売所もあり、8月からは観光協会も高齢者いきいき館に移転するというから、できるだけ多くの人の交流できる場として詩情公園全体を整備し、田布施町の一大観光拠点としたいという思いから、再質問いたします。

馬島自治会が指定管理を受けているのんびらんど・うましまの施設設備は、年度当初予算や補正予算がつけられ、定期的に補修や更新が行われています。ところが、近隣公園では、先ほどの質問で指

摘したところ以外にも、展望広場のあずまやや多目的広場の水道は使用禁止です。雨が降ったら雨水のたまる壁打ちのテニスコート等、詩情公園は馬島と違って、いつもオンシーズンなのにすぐに対応できていません。来年度を待たず、使用できるようになりませんか。

○議長（南 一成議員） 吉藤建設課長。

○建設課長（吉藤 功治君） 展望広場のあずまやにつきましては、柱のほうがちゅっとシロアリのほうにやられておりまして、改修にかなり高額な予算がかかりますので、また来年度に何とか補修できるように検討したいと思います。

多目的広場の水道のほうに関しましては、既に業者のほうに依頼しておりますので、もうじき直ると思います。

以上です。

○議長（南 一成議員） 國本議員。

○議員（6番 國本 悦郎議員） あずまやというのは高額な経費がかかるかと思うんですが、ちびっこ広場の遊具はどうなんですか。それと遊歩道に上がる桜の枝が垂れ下がっているのは、あれは来年度にならんと駄目なんですか。

○議長（南 一成議員） 吉藤建設課長。

○建設課長（吉藤 功治君） ちびっこ広場の遊具につきましては、現在、砂場にある遊具の滑り台のことですが、遊具は古く、一部が、今、破損している状態で使用禁止としております。これは来年度、インクルーシブ遊具を更新しようと、今、検討しているところでございます。

桜のほうの、今、議員がおっしゃった遊歩道につきましては、職員のほうで枝をはねるぐらいであれば対応したいと思います。

以上です。

○議長（南 一成議員） 國本議員。

○議員（6番 國本 悦郎議員） ちびっこ広場の遊具にしても、ほかのところにしても、今年度じゃない、前年度から、もうそういったようになっているわけです。詩情公園全体の施設・設備の対応年数については、きちんと把握して年次計画を立てて更新しているんでしょうか。

先ほど、1回は職員が見て回るというように言っておったと思うんですが、ちょっとそういった設備とか、そういったものは対応年数があるはずです。馬島はきちんと更新しています。ここを一大観光拠点にしようと思ったら、それだけの意気込みを持ってやらしてもらわんといけんと思います。どうでしょうか。

○議長（南 一成議員） 川添副町長。

○副町長（川添 俊樹君） 公園管理につきましては、先ほど指摘されるような枝とか細かいことはやればすぐできるので、点検してやろうと思いますけれども、公園全体の計画を、今、持っていませんので、たまたまコロナ等の予算でバスケットのコートとか整備できましたので、今後、公園全体をどういう形で整備するかというのを再度、課内等で練り直して、インクルーシブを含めた形で。

で、遊具の関係は、平成15年ぐらい、五、六年に完成だったと思うんですけれども、かなりの年数が経っていますので、補修して直せるものと、先ほどの指摘があった遊具については、補修するよりも新しい遊具を取り替えた方が効率的だというふうに判断していますので、先ほど課長のほうから答弁しましたけれども、そういった形を含めて、全体的な計画を今年度中ぐらいにでも立てて、年度ごとに一応整備計画を立てて、公園全体の見直しをやっていこうというふうには思っております。

○議長（南 一成議員） 國本議員。

○議員（6番 國本 悦郎議員） 詩情公園のハミングロードの庁舎横の部分、そこですね。まだ未設置です。この心和む詩情公園とハミングロードの地図は、これ見ましたら平成15年3月に発行されています。いつになったら設置されるのでしょうか。田布施川の堰の改修や護岸工事の完成を待ってのことだと思うんですが、このパンフレットの発行からもう20年経っています。いつになったらできるのでしょうか。

○議長（南 一成議員） 川添副町長。

○副町長（川添 俊樹君） 今の歌碑の関係は、私が担当課長だった時のことなので、私のほうがちょっと答えますけれども、今、山口県が河川整備をずっとやっております。で、河川整備を水道企業団のところまでずっとやらないと、あの辺り一帯に残りの歌碑を予定するようになっていますので、県のほうには河川工事のめどが立って、河川工事が終わってからになると思うんですけれども、歌碑を設置するようにずっと要望していますので、いつになるかというのは河川工事との、県の工事との絡みがありますので、はっきり申し上げられませんが、河川の整備工事が終わった時点で歌碑を設置するという事で約束はしております。

○議長（南 一成議員） 國本議員。

○議員（6番 國本 悦郎議員） 田布施地域交流館の利用者は、この近辺では品ぞろえが豊富で、安全安心な野菜、魚介類、果物が提供されていますので群を抜いています。障がい者の利用も多いようです。そして、買物をされた人が、交流館裏の詩情公園でゆったりとくつろいでいるのを見ます。ストリートミュージシャンが演奏しているときもあります。日頃でも多くの人が利用している詩情公園です。桜まつりや岸辺のステージ、ランタンフェスティバル等の大きな行事では交流館裏が会場となり、これからもそこでいろんなイベントが催されるのではないかと思います。

人が多く集まる場所には、障がいの有無にかかわらず高齢者や妊婦、ＬＧＢＴＱプラス等といった支援が必要な人向けの多機能トイレが必要となります。交流館裏の詩情公園は、県の用地だと聞いています。

先ほど、車椅子も入れるというように言われましたが、ＬＧＢＴＱの人が躊躇するような場所ではいけないんじゃないかと思います。で、親と子が性が違う場合に、それが入れるような場所にトイレは設置しないといけないんじゃないかと思います。

県のほうに要望して、そういった多機能トイレの設置をお願いしたいと思います。

○議長（南 一成議員） 吉藤建設課長。

○建設課長（吉藤 功治君） 多機能トイレにつきましては、今後検討していきたいと思います。

○議長（南 一成議員） 國本議員。

○議員（６番 國本 悦郎議員） 観光協会が、８月には高齢者いきいき館に移転し、名実ともに観光情報センターとしての機能を有する施設になります。詩情公園を整備し、それを活用することによって、田布施町の一大観光拠点にするには、観光協会と町のこれからの取組いかんにかかっています。

近隣公園を含めて、詩情公園全体が障がい者も参加可能な合理的な配慮をし、障がいの有無にかかわらず、みんなが交流できるイベントの開催はしていただけますか。

○議長（南 一成議員） 山中経済課長。

○経済課長（山中 浩徳君） 議員おっしゃるとおり、今後につきましては観光協会等も含め、皆さんと一緒にできるイベントと申しますか、そういうのを実現したいというふうに考えております。

○議長（南 一成議員） 國本議員。

○議員（６番 國本 悦郎議員） インクルーシブ公園にするには、時間をかけて整備する必要があるように思います。県のきらら公園や下松市では、昨年度インクルーシブ遊具体験会の実施及びアンケートを取り、それに基づき今年度から整備に着手しております。

田布施町でも、それに倣ってわんぱく広場や多目的広場等にインクルーシブ遊具体験会を行ってアンケートを取り、障がい者や障がい者団体の意見を汲み上げながら、障がい者のニーズに即した遊具の導入を図ってもらえませんか。

○議長（南 一成議員） 川添副町長。

○副町長（川添 俊樹君） 詩情公園につきましては、担当課を含めて、どうしたらいいかというのは、随分ずっと考えてはいるんですけども、相対的な予算の関係と利用状況等を含めて、現状維持ですと来たというのが正直なところで、かなりの年数経っていますので、先ほど申し上げましたように、公園の中長期的な在り方を含めてどういった公園にしたいかという思いはずっと持っていますので、

検討させていただいて、その中に、今、言われたように、最近インクルーシブ公園の考え方が出てきていますので取り入れて、町として限られたものもありますので、どこまでできるかというのを内部のほうでよく練ってお示しできたらいいなというふうに思っていますので、今後、公園については少し時間をいただいて、検討させていただきたいというふうに思っています。

○議長（南 一成議員） 國本議員。

○議員（6番 國本 悦郎議員） 国や県は、このインクルーシブ化に向けて、非常に熱心に取り組んでおります。町の一般財源でそれをやろうと思ったらなかなか難しいと思います。国や県から引き出せる補助金があれば、そういったのを使ってどうにかできませんか。

○議長（南 一成議員） 吉藤建設課長。

○建設課長（吉藤 功治君） 補助金のほうにつきましても、いろいろ調べさせていただいたんですけど、今現在、近隣公園等につきまして、事業要件に合った補助要綱がございませんでした。また、今後も補助要件にのって、整備できる国、県の施策のほうを研究していきたいと思います。

○議長（南 一成議員） 國本議員。

○議員（6番 國本 悦郎議員） 防府市では、何か宝くじの助成金か何かそういったのを使っておるようです。ですから、国や県だけじゃなくて、そういったところからももらえるものがあるんじゃないかと思いますので、研究していただきたいと思います。よろしくお願いします。

次の質問に続いていきます。

以前、私のまちづくり新聞でも取り上げましたが、展望広場のビュースポットやまぐちから見る初日の出は最高です。初日の出を迎える行事は、田布施町以外ではどこでも観光協会や地元自治会、多くの自治会を含めた地区で取り組んでおります。そういったように、近隣公園を人の集まる場所にしませんか。そのためには、展望広場に上がる道の障害物を整備しなきゃいけないし、頂にあるあずまやの改修は急いだほうがいいんじゃないかと思います。

それから、ねむの木がたくさん生えていますが、それには前年度からピンクのリボンが張ってあります。おおかた切る予定でつけているんじゃないかと思います。まだ伐採しておりません。そういったように、きめ細かくきちんきちんとやってもらいたいと思うんですが、どうですか。

○議長（南 一成議員） 吉藤建設課長。

○建設課長（吉藤 功治君） 先ほど町長の答弁にもございましたとおり、来年度、剪定及び伐採のほうを実施できたらと検討しております。

○議長（南 一成議員） 國本議員。

○議員（6番 國本 悦郎議員） ちょっと、伐採ですよ、ねむの木の。切るだけなら、私がノコギリ

持って切ってもいいような感じがする。来年度予算を待たんと、あれ、切れんもんなんです。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） ビュースポットだけの話ではなく、公園の自然環境、ですから少し大きくなったところで剪定しておかないといけない。全体の樹木の今後のものを考えて、やるにしたら、計画をつけてやりたいという中で、今、提案にある、とりあえず絶景ポイントはやったほうがええという気がいたしますので、ちょっとやり方については検討させていただきます。

ちゃんとプランをつくってやりたいなということで、ちょっと伐採という話が出たので、ちょっと待ってもらおうかということで、ちょっとリボンをつけたり、その木の伐採なり剪定なりということも、随分担当課のほうでもやってくれたんですが、ちょっとなかなかどうなんかなということもありまして、ちょっと1年ほど遅らしたということがございますので、計画どおり実施をしたいと思えます。すみません。

○議長（南 一成議員） 國本議員。

○議員（6番 國本 悦郎議員） 東京パラリンピックのテニスで国枝選手が金メダルを取り、パラスポーツ人気が一気に高まりました。今回設置される3×3のバスケットコートは、車椅子にも対応できますか。また、その隣にある壁打ちのテニスコートには、新しく中学校の美術部の作画が壁面に描いてあり、華やかになりました。しかし、今の土のままでは雨のときには大きな水たまりができる有様で、到底車椅子には対応できません。

私が昨年度、議員研修に行った全国市町村国際文化研修所に併設されている壁打ちのテニスコートとその周辺は、ゴムの全天候型になっています。こういった面でも合理的な配慮はできませんか。

○議長（南 一成議員） 川添副町長。

○副町長（川添 俊樹君） 壁打ちのテニスコートは、私が大変よく使わせていただいています。当時、県と協議して、県の事業であればつくってもらったんです。町ではなくて。そのときに、設計するのに町の意見で、言われるように、コンクリートというか、すれば管理はみやすいんですけど、テニスとかサッカーとか野球とか、あそこはいろんな形で使われるんですけども、使われる人が一番よく分かると思うんですが、コンクリートというのは膝に非常に悪いんですよ。で、すぐ疲れますんで、そのときに県と協議して、土のコートにしたんです。

言われるように、お金を出せば、多分、今のラバーコートみたいな形で整備すれば、それは非常にいいと思うんですけども、今後、予算との絡みになりますんで、どこまでやれるかというのは分かりませんが、いいのは多分分かっていますけれども、当初の計画がそういう形で進めましたので、整備のほうは十分に整備させていただいておりますので、使われる人は、わりと使いやすい状態に、

今、なっています。

だから、今後、その言われるように、車椅子の方が入って使われるのがどういう形がいいのかというのは分かりませんが、参考として聞かせていただいて、できるのであればそういう方向でやればいいと思うし、現状のままのほうがいいのかという判断をすれば、そういう判断をさせていただきたい。今後ちょっと考えさせていただきたいというふうに思います。

○議長（南 一成議員） 國本議員。

○議員（6番 國本 悦郎議員） バスケットコートの方は車椅子対応はできるんですか。

○議長（南 一成議員） 吉藤建設課長。

○建設課長（吉藤 功治君） 車椅子の方のリングの高さというのをちょっと、今、私のほうは分からないんですけど、コートの方はアスファルト舗装になっておりますので、車椅子のほうでも乗り入れはできると思います。

○議長（南 一成議員） 國本議員。

○議員（6番 國本 悦郎議員） 時間の関係がありますので、次に大きな質問2に入ります。

質問は、人と自然が循環するまちづくりを、答弁者は東町長と鳥枝教育長にお願いいたします。

田布施町に移住してきて、田布施町まちづくり研究会を立ち上げ、定期的にまちづくり新聞を発行しながら、一貫して取り組んできていますのが、私の選挙公約の一つに入れている人と自然が循環するまちづくりです。

振り返れば、田布施町に移住してから12年になります。議員生活の2期目の半分が過ぎました。移り住んだ当初、麻里府地区の少子高齢化が進み、小学校も廃校にするという動きがありましたので、悠々自適な生活をしていきたいという思いから転換を余儀なくされ、人と自然が循環するまちづくりを掲げて活動することにしました。

そこで、私の住む地区だけでなく、田布施町全体で取り組みたい諸課題を取り上げて質問します。

1点目の質問は、空き家バンクに賃貸だけでなく売買も可能な物件の取り扱いができないものなのでしょうか。

2点目は、利用回数の少ないお試し暮らしの家、おいでえの利用見直しをお願いします。

3点目は、支えあいまりふのような高齢者支援や環境整備ができる生活支援体制整備事業を各地区に設置をお願いいたします。

4点目は、田布施町内の周辺地区に点在している遊休農地の果樹園転換に奨励金を出すということはどうなのでしょうか。

5点目は、麻里府地区活性化の足かせとなっている旧麻里府小学校の校舎の撤去と抱き合わせて、

跡地の効果的な利用はできないものかと思っています。

6点目です。城南には子育て世代用の町営住宅を建設していますが、さらに城南小は小規模特認校にして児童数増を図りませんか。

7点目です。子育て世代の移住者にもアピールできるような、特色ある各学校のホームページの更新を随時していきませんか。

以上です。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） それではお答えいたしますが、5点までをまず私からお答えをさせていただきます。

まず1点目の、空き家バンクに賃貸だけでなく売買も可能な物件の取扱いをということでございますが、本町の空き家バンク制度は平成19年度から始まり、これまで18件の登録物件があり、24世帯の方が入居されてきました。

現時点におきましては、17件の登録物件に対し15世帯が入居されております。

また、平成28年から空き家バンク登録家屋リフォーム事業助成として、空き家バンクの解消に対し、対象経費の2分の1の助成で上限30万、不要物の撤去に対し、対象経費の10分の10で、上限10万円の助成を行っております。

御質問の売買も可能な物件の取扱いをということでございますが、制度の登録の選択肢を増やすことによって、空き家の有効活用や定住促進につながると思いますので、今後は売買物件の取扱いも行う方向で考えさせていただきたいと、今、協議を行っております。

2点目の、お試し暮らしの家おいでえの利用見直しについてでございますが、本町への移住を検討している方へ、一定期間、町内での生活を実際に体験してもらうためのお試し暮らし住宅として、移住等の促進を図ることの目的により、平成28年2月から運用を開始しております。同年に、田布施町観光協会の事務所が、郷土館からこのおいでえに移転をいたしております。

これまでの実績でございますが、最も宿泊件数の多い年だったのが、平成28年度で8件、続いて平成29年度と令和元年度が4件、平成30年は2件、令和2年度、3年度は新型コロナウイルス対策として厳しい利用制限も設けたこともあり、利用はございませんでした。令和4年度は4件という実績でございます。

町の取組として、田布施町主催のお試し暮らしツアーの拠点として利用したり、田布施町IJU推進協議会主催でマルシェを開催したり、地域おこし協力隊員募集時のお試し暮らしの場として提供したり、町が開催する会議の場所として利用して周知を図ってきたところでございます。

施設の管理につきましては、令和２年度まではシルバー人材センターにお願いし、敷地内の草刈りを行ってきましたが、経費削減の観点から、令和３年度からは町と観光協会で管理を行ってまいりました。

８月には観光協会の事務所も移転されますので、今後の管理は町で行うということになるかと思っています。

御質問の利用料や宿泊日数の上限についても、利用者の方が利用しやすいように、制度の見直しを、近隣市町の状況も見ながら、見直しをしたいというふうに、今、思っておりまして、今、指示をいたしております。

３点目は、生活支援体制整備事業の協議会の各地区の設置についてでございます。

町では現在、各公民館を単位に、第２層協議体の立ち上げを目指し、順次取組を進めております。これまで、麻里府地区に支えあいまりふ、城南地区におかげさま城南、また先日、麻郷地区でも立ち上がり、１回目の会合が開催されたところでございます。今後も、西田布施地区、東田布施地区での協議体設置を目指して、働きかけを一緒に行ってまいりたいというふうに思っております。

４点目の、遊休農地の果樹園転換への奨励金についてでございますが、御提案の遊休農地活用として、他県においては、遊休農地に市町の振興作物を作付ける場合に経費の一部を補助している例はありますが、その多くには、将来にわたって適切に栽培管理ができる農業者等に限るなどの要件が付されています。適切な栽培管理ができない場合、未収穫物の残骸などにより、果樹園はもとより生活環境に近く、有害なイノシシ等の鳥獣を呼び寄せることにもつながることから懸念もされます。

そうしたことから、現在、奨励金制度等は考えておりませんが、今後、地域で農業として果樹園という御希望があれば、当然検討はさせていただきたいと思います。

５点目の、旧麻里府地区の小学校の撤去については、現在、町の文化財、資料等の保管をしておりますことから、これらの移転先と併せて検討していくこととなります。また、入り口の古く狭い橋の問題やハザードマップ上の取扱いもありますので、現在のところ具体的な計画は持っておりません。

以上でございます。

○議長（南 一成議員） 鳥枝教育長。

○教育長（鳥枝 浩二君） 続いて、私のほうから、６点目の小規模特認校の導入に関する御質問にお答えをいたします。

御承知のように、学校教育法施行令において、市町村の教育委員会は、当該市町村の設置する小学校または中学校が２校以上ある場合においては、就学予定者の就学すべき学校を指定しなければならない、というふうに定められておりまして、市町村教育委員会は、通常あらかじめ学校ごとに通学

区域を設定し、これに基づいて就学すべき学校を指定することになっております。

小規模特認校の制度は、児童数が減少し存続が危ぶまれる小学校において、小規模のよさを生かした特色ある学校運営を進める場合に限り、自治体全域から児童を集めることを平成9年から文科省が認めるようになった制度であります。

お隣の平生町では、自然豊かな環境で特色ある教育活動を行っている佐賀小学校を平成28年度から特認校として指定し、入学・転学児童を募集して一定の成果を上げておられるというふうに伺っております。

しかしながら、本町におきましては、城南小を除く他の3小学校は、いずれも一、二名の児童の増減により学級数が変わるというような、いわゆる1学年35人前後の規模の学校でありますので、町内全域を通学区域とする特認校制度を導入しますと、現在の3小学校の学級数が安定せず、学校運営にも支障が生じることが予想されます。また、特認校への通学に係る時間的、経済的な負担が増えるなどの課題もございます。

したがって、統廃合を実施する段階であれば、検討する施策の一つかもしれませんが、現時点においては小規模特認校の導入は考えておりません。

次に、7点目の、子育て世代の移住者へもアピールできるような特色ある各学校のホームページの更新について、お答えをいたします。

各学校のホームページには、それぞれの学校の教育目標をはじめ、主な行事計画や教育活動の様子、保護者、地域の方々へのお知らせなど、多種多様な教育情報が掲載され、広報に努めているところでございます。

また、どの学校におきましてもホームページの担当者を決め、定期的に情報等の発信に取り組んでいるところでありますが、更新に際しましては、データの作成、申請、承認、そして公開までの手続に本町では一定の時間を要するために、頻繁に更新することが難しく、教職員の負担増とならないようにする必要もあります。

なお、ホームページ以外にも学校行事等を開催する際には積極的にマスコミ等に報道発表を行い、取材や報道を通じて学校の教育活動を広く情報発信するよう指導しているところであります。

以上でございます。

○議長（南 一成議員） 國本議員。

○議員（6番 國本 悦郎議員） 平生町では平成23年に空き家バンクの制度運用を開始し、平成27年には賃貸に見切りをつけ売買可能な空き家バンクにしています。

先ほどの答弁では売買も可能な方向でということなんですが、これまで売買しなかった主な要因と

いうのは何なんですか。

○議長（南 一成議員） 山中経済課長。

○経済課長（山中 浩徳君） 売買しなかった理由というのは、私も定かではないんですが、平成19年にこの空き家バンクを近隣に比べれば早い段階で始めたと認識しております。

ただ、個人の財産を行政が間に入って売買するのはどうか、という意見があったという風には聞いておりますので、それがずっとここまで来たというのが要因だという風には考えております。

○議長（南 一成議員） 國本議員。

○議員（6番 國本 悦郎議員） これまでにも一般質問で何回となく取り上げてきた中に、町内には、1970年代初期にニュータウンとして造成された見田団地、泊団地、宿井団地、岸田団地等があります。いずれの団地も増改築や建替えをして、程度のいい物件がたくさんあります。

しかし、ほとんどの居住者は後継ぎが帰らない80歳代になっています。このまま進めば当初ニュータウンといった団地がゴーストタウンになるのは必死です。

ですから、そういった状態のいい物件が売買可能になると、固定資産税を払わないで済むから、安い価格で売買するのが多くなるのではないかと思います。ですから、そういったところをターゲットにして空き家バンクに登録をお願いしたらどうでしょうか。

○議長（南 一成議員） 山中経済課長。

○経済課長（山中 浩徳君） 議員おっしゃるとおりでございます。当然、このまま置いておくと特定空き家という形になってくるかと思っておりますので、先ほど町長の答弁の中にもありましたように、今年度中にはある程度方向を見つけ、来年度には売買も可能にするような方向で考えたいという風に思っております。

○議長（南 一成議員） 國本議員。

○議員（6番 國本 悦郎議員） 空き家リフォームや不要物の撤去の場合、田布施町は助成金額については一律に上限額がありますが、平生町では、新規就農漁業者の場合には上限額が引き上げられ、優遇措置が取られています。

また、若者定住促進住宅についても、補助金の額が、佐賀地区の場合というように地域を特化して、例えば補助金が20万円から50万円というように引き上げられ、町外からの転入世帯の子供の数でも、佐賀地区を特化して補助金を引き上げています。

田布施町でもそういった優遇措置をして新規就農漁業者を増やしたり、周辺地区への移住を促進したりしませんか。

○議長（南 一成議員） 山中経済課長。

○経済課長（山中 浩徳君） 私も実は課長になってからそういう思いがございました。当然、移住フェアとか行った場合、やはり住むところが一番の課題という風に考えております。で、多いところにおきましては、当然、今、言われるようにU I J ターンの専用の物件を持っている市、町もございいます。今後、売買も含め大きく広げると物件も増えてくるという風に考えますので、言い方は悪いですが、程度のいいような物件があれば、そういうUターン者とかIターン者とか向けの専用の物件が1件でも2件でも増えたらいいなという風には私は思っております。

○議長（南 一成議員） 國本議員。

○議員（6番 國本 悦郎議員） 生活支援体制整備事業のことについて、支えあいまりふにしても、活動主体はそれぞれの自治会です。地区全体で取り組み、移動販売車はその枠組みを解いて行っています。中郷自治会では、その中に魅力ある中郷づくり委員会を設置し、自治会内の活動として有志が行っています。

見田団地や尾津東地区でも、自治会が動いて環境整備やコミュニティー活動を進めています。他の地区でも、それと同じように大きな枠というだけではなくて、各自治会の組織が機能しないことには、地区全体で取り組もうと思ってもできないんじゃないかと思います。

これから、西田布施地区でも、竹尾や大国木と町なかで一緒に課題を進めていくわけには、なかなかいかないのではないかと思います。東田布施地区でも同様です。そういったことを踏まえながら広げてほしいと思います。

○議長（南 一成議員） 吉村健康保険課長。

○健康保険課長（吉村 明夫君） 西地区と東地区につきましては、町なかに近いところと町なかから遠いところで要望とかも変わってくると思いますので、そこら辺は特色を出しながら対応していきたいと考えております。

○議長（南 一成議員） 國本議員。

○議員（6番 國本 悦郎議員） 先ほど言いましたように、自治会が主体となって動かないと、地区全体ということだけでは、どうしてもうまくいかないんじゃないかと思います。ですから、そういった自治会へのてこ入れをよろしくお願いします。

続いて、先日、私1人で管理している2反程度の広い町の麻里府公園に、四季折々に花が咲き、秋にはアサギマダラという蝶が舞う公園だとか、家の裏のやぶを開墾して公園化して地蔵さんを置いたり、四季折々に果樹が実る果樹園にして桃源郷にしたいなというように思っているところを、経済課長に見ていただきました。彼がどういったような印象を持ったかは定かではありません。魅力ある中郷づくり委員会の活動の一端です。

田布施町内にそのような取組を広げていくために、モデル地区として中郷地区でこういった取組をしているのか、一度、町の3役は来てもらえませんか。どうでしょう。

○議長（南 一成議員） 川添副町長。

○副町長（川添 俊樹君） 貴重な御意見なので検討させていただきます。

○議長（南 一成議員） 國本議員。

○議員（6番 國本 悦郎議員） 田布施町内には圃場整備に係らない遊休農地が散見します。しかし、遊休農地のままにしておくと固定資産税の特例措置が外され、高い固定資産税を払わないといけなくなるようです。課税課に聞きましたら田布施町にはそれが適用された農地はないと聞いています。

国は遊休農地解消のために対策を強化中ということです。活用方法の1つに、元の田んぼや畑の工作に不向きになった農地では、手間暇のかからない果樹を植えるというのも省力化を考えると1つの手段のようです。

植える果樹を限定して、苗の購入などに補助を出す自治体もあるようですが、田布施町でもその果樹を特定して補助はできないもんじゃろうかと思います。

田布施特産のイチジクとなるとハウスが要り、初期費用にすごい経費がかかります。私は露地植えでブルーベリーを育てていて、今、極早生のジャンボサイズのブルーベリーを出荷していますが、交流館でも好評です。

建築屋の出す産業廃棄物となる自動かんなくずをブルーベリーの株元に入れたら、生育は格段に違います。建築屋とはウィン・ウィンの関係になります。ブルーベリー栽培で遊休農地の解消が図れますが、そういったのはどうですか。

○議長（南 一成議員） 山中経済課長。

○経済課長（山中 浩徳君） 議員にはいろいろと貴重な御意見を頂きありがとうございます。遊休農地対策とすれば1つの方法かという風には思いますけども、まずは、今現在、行っています圃場整備を完成させて、これがまず遊休農地の解消ということでございます。そのほかにつきましては、先ほど答弁がございましたように、今のところは考えておりませんが、周辺の農地を考えると、やはり荒れるのは見苦しいという風には感じておりますので、今後どのような形がいいのかというのは、ちょっと検討させていただきたいと思います。

○議長（南 一成議員） 國本議員。

○議員（6番 國本 悦郎議員） 麻里府地区の公民館長が変わり、麻里府地区に精通していない人が着任しました。連合自治会長は、長年、地元を離れた人がUターンしてなっております。他の自治会長も地元のことがよく分からない人がなっており、これから新公民館が建ったり麻里府の夢プランを

策定するにしても、このままでいいものかと思っています。

先日、新公民館長と連合自治会長とはお会いして意見交換をしました。新公民館長には、とにかく地元民との接点をつくってほしいという思いと、90キロを越す体重を減量してほしいということから、地区内の各自治会へのウォーキングで出向き、出会った人との顔つなぎを多く持つように提案しました。それだけでなく、私が管理している2反ある麻里府公園の草刈りも一緒にしようと提案し、快く引き受けてもらいました。

麻郷地区の新公民館長も麻里府と同じで、どちらも田布施中の教員出身ですが、いずれも柳井市在住の方です。そういったとき、総務省から出された集落支援員制度があることを知りました。彼らを集落支援員として兼任はできないものかと思っています。どうでしょうか。

○議長（南 一成議員） 今、通告にない質問ですが、答弁できますか。（発言する者あり）

そうですか。山田総務課長。

○総務課長（山田 浩君） 公民館長を集落支援員として兼務、というようなお話しだろうと思います。集落支援員そのものは特別交付税措置があつて有利な財源となります。ただ、全国的ないろいろな事例で集落支援員さんの悩みとといいますか、をお聞きすると、やっぱり兼業とかにすると、本業とその兼務、何が自分の本当の本業なのか、集落支援員として何をしたらいいのかというのが、なかなか曖昧になって悩まれるという例も結構あるようです。

ですから、集落支援員として就いていただく場合には、やはり明確な目的とか、そうした軸となるものがやはり必要ではないかと思います。そういう軸があるときに兼務がいいのか、専任がいいのかということもあろうと思います。ですから、地域にどういう課題があつて、集落支援員をつけたほうがいいというものがあれば、今後検討してまいりたいと思っております。

○議長（南 一成議員） 國本議員。

○議員（6番 國本 悦郎議員） 他の市町では平成29年ぐらいに要綱をつくって、こういった支援員というか、そういったのをつくって、阿武町では、今回3人目の支援員が出ております。他の地区ではこのお二人だけではなくて、田布施町のことに精通している田布施町役場の退職職員の再任用に専任として集落支援員として採用することはできませんか。

○議長（南 一成議員） 山田総務課長。

○総務課長（山田 浩君） 集落支援員はどういう方が適任かということを考えたときに、その主たるテーマとの関連性がありますけれども、そういうので、どういう方が、どういうテーマがあつて、それに集落支援員をつけるかということで検討したときに、1つの選択肢としては十分あり得ると思います。

○議長（南 一成議員） 國本議員、時間が参りました。

以上で、國本悦郎議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（南 一成議員） 次に、西本篤史議員。

○議員（3番 西本 篤史議員） それでは、2問質問いたします。

最初は、生活基盤整備支援事業について、2番目が麻里府公民館の進捗状況について、どちらも一問一答をお願いします。

生活基盤整備支援事業は、地域の生活道、水路の整備または補修を地域の利用者が共同で行う場合に利用できます。支援対象は、資材購入費、作業用特殊機材の借上げであります。支援限度額も受益世帯数掛ける支援金です。近年、資材費の値上り、また作業用特殊機材の燃料代の値上りなどあり、支援限度額を引き上げてもいいのではないのでしょうか。

作業費は支援対象外でありますけど、大規模工事の場合、地域住民の高齢化により作業はとても危険であり、ある程度、建設業者に委託してもいいのではないのでしょうか。

以上、質問いたします。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） それでは、お答えいたします。

基盤整備支援事業は、平成17年度から実施をいたしております。支援の対象は、原材料費、借上げ費が主なもので、支援限度額は受益世帯数によって異なりますが、各支援区分の上限は、生活道等道路整備支援50万円、生活道等道路舗装支援30万円、用排水路整備支援30万円、ため池補修支援30万円、用排水路浚渫・頭首工補修支援30万円、その他町長が特に必要と認めるものが20万円となっております。

過去3年間の実績を申し上げますと、令和2年度に14件、令和3年度に23件、令和4年度は12件となっており、特に申請が多いのは道路や水路などの整備や補修等でございます。

本来であれば、利用される方々による整備が基本となっておりますが、業者でないと実際に対応ができないようなものがあれば、地元の方々と建設業者等と一緒に整備される場合もあります。特に重機を使用したり加熱アスファルトを用いた舗装工事などは、もう当然、建設業者に施工依頼をされております。

支援限度額につきましては、物価高騰の状況もございますので、十分そうした価格の上昇を考慮いたしまして見直すことも検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（南 一成議員） 西本議員。

○議員（3番 西本 篤史議員） 見直しの方向で検討ということで、よろしくお願いします。

例えば、建設会社に見積りを取った場合、資材費、重機、人件費、この場合、仮に見積りが全部で75万円来た場合、資材が25万円、重機が25万円、人件費が25万円のケースですね、資材費と重機は支援されると、残りの人件費25万円は地元負担ということになります。

実際問題、各地区の予算ではなかなか25万円を出せるところがないんですよね。で、どうなるかという、ちょっと諦めようか、とかなるわけです。で、農地の場合とか用水路の場合でしたら、今、多面的機能の補助で改修してもらえます。また、町道の場合は予算取りしてもらって改修できると、この多面的生活道に限っては地元負担ということになるんですよね。この辺の見直しはいかがでしょうかね。

○議長（南 一成議員） 吉藤建設課長。

○建設課長（吉藤 功治君） 基盤整備事業は、そこを利用される受益の関係者の方が必要とされる事業に対しての支援をしているという事業でございますので、今のところ人件費につきましては考えておりません。

○議長（南 一成議員） 西本議員。

○議員（3番 西本 篤史議員） 実際問題は、各地区の中の生活道ですからね、そこを利用される方だけではないんですよね。その地区全体でお金を出しましょうとか、そういうのが実際なんですよ。例えば、その道路を5人が使っているから5人がお金を出し合ううちゅうわけもいかんし、また、みんなで直しましょうという場合は、お年寄りばかりでから、重たい物も持てんし、ちょっと建設会社に頼もうかということが実際なんですよ。そこで、その辺の見直しですよ。どうですか。

○議長（南 一成議員） 川添副町長。

○副町長（川添 俊樹君） もとものの事業の発端が、町が管理する水路、道路等は、当然、町がやるんですけれども、個人で入る道を3人が利用するとか、そういうときにどうにかならないかということで、そういう箇所は申請すれば星の数ほど出てきます。

その歯止めをどうするかということで、当初、いろいろ検討させていただいたんですけれども、道路の利用が一番多いということで、上限が50万円になっています。水路、舗装等、長さとか大きさにもよるんですけれども、1人当たりの上限を決めて、本来であればその利用者が今までは全部対応していたんです。当然、町がやりませんから、利用される方は困るので何とかしてほしいということでできた制度なので、その根本が揺らぐと、多分、歯止めがかかりません。だからどこかで歯止めをかけて、受益者、利用される方に一定の御負担を頂いた形で町ができる範囲で何とかしたいという

思いがこの制度なので、その基本的な思いを変えることは制度根本が変わりますので、新たな制度を考えるか何かしないと、やはり今の制度のままで変えると根本が揺らぎますから、それはちょっと勘弁してほしいなという思いがします。

○議長（南 一成議員） 西本議員。

○議員（3番 西本 篤史議員） 今、新たな制度と言われましたけど、本当に高齢化社会でなかなか人が集まらんし、重たい物は持てんし、今、そういう状況が続いております。ぜひとも新しい制度、これをちょっといろいろ見直してほしいと思います。

続きまして、次に移りたいと思います。

麻里府公民館の進捗状況についてです。

令和5年度の予算資料によりますと、麻里府公民館整備の概要と防災拠点施設等整備事業費1億350万円を使い、実施設計、土地造成工事、土地購入費が予定されております。スケジュールは、令和4年度が基本設計、令和5年度が実施設計、令和6年度が建設工事であります。

予定どおり工事は進みそうでしょうか。また、公民館建屋はどのようなものでしょうか。地域との話し合いは順調でしょうか。国道を通っていると建設予定地に大きな木があります。あの木はどうされるのかお尋ねいたします。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） それでは、お答えいたします。

御質問の麻里府公民館の移転整備につきましては、まもなく基本設計が完了します。今後、来年の夏までには実施設計と造成工事を完了させ、令和7年の秋には建設を完了したいということで予定を進めております。

地域との話し合いにつきましては、昨年度から地元の意向を把握するため事情をよく御存じの麻里府公民館館長、今、変わられておりますが、と事前に協議等を行い、また、その館長にもお骨折りもいただき、麻里府地域の代表者の方々を集めての地域に密着した公民館を考える会で協議を重ねてきたところでございます。状況は議会のほうにも御説明を申し上げております。

そして、今年の4月には最後の会合ということで、公民館建設に伴います基本設計等についての御了解が得られたところでございます。

御承知のとおり高低差もある非常に限られたスペースでの建設となります。このため、建物は御高齢の方々の利用に配慮して平屋建てとし、玄関を入ってすぐのところに広い交流スペースを備えることを特徴としております。ここではいろんなイベントなり、物品の販売なり、直売も将来は可能なものにしております。

その他、間仕切りができて収納式のステージも備えた会議室、事務室からも出入りができ、10名程度の利用を考えた会議室、調理実習室に対応した調理室、和室の講座室、そして多機能トイレと授乳室、また倉庫も備えております。

屋外については、御希望の強かった別棟のできるだけ広い倉庫ということがございましたので、できるだけ広く変更いたしました。

そして、公民館の屋上も多目的に使っていただけるように、イベントに利用できるように階段等も使って屋上も常に使えるようにというような配慮もいたしております。

また、御質問にあります建設予定地内の大きな木でございますが、木を残してほしいとの御要望もありましたので、建設に支障が出ない範囲で、現在、幹の一部を残す方向で基本計画の中で急ぎ検討をいたしております。

御承知のとおり、この事業は大変有利な財政措置のある国の緊急防災・減災事業を利用する事業となりますことから、制度的に必ず令和7年度中には完成をさせる必要があるわけでございます。

このため、近々のうちに基本設計に基づきます実施設計の入札に取りかかり、残された時間も少ないことからスケジュールどおり事業を完了していきたいと考えておりますので、今後とも麻里府地域の皆様、そして関係者の方々の御理解と御協力をいただき、皆さんに喜ばれる施設にしたいという風に思います。

以上でございます。

○議長（南 一成議員） 西本議員。

○議員（3番 西本 篤史議員） ありがとうございます。まず、今年度に行われます実施設計は内容的にどんなものですか。

○議長（南 一成議員） 山田総務課長。

○総務課長（山田 浩君） 現在、基本設計のほうで配置図ですとか平面図等、概要ですね、こういう建物を造りますというものを作っております。それではちょっと不十分ですので、今度は実際に工事をするときの詳細設計でございます。

○議長（南 一成議員） 西本議員。

○議員（3番 西本 篤史議員） 3月の議会のときに、予算概要という中で麻里府公民館の建屋と平面図が示されましたけれども、大体、それが格好ですか。それとも今回一部変更されたのか。また、この6月議会ではまだ何も示されておられませんけれども、この6月議会で何か示されますか。

○議長（南 一成議員） 山田総務課長。

○総務課長（山田 浩君） 6月議会の最終日の全員協議会で、今、用意をしているのが、敷地の造

成の関係で排水等の関係がございますので、断面図等をつけて説明をさせていただこうという風には考えております。

○議長（南 一成議員） 西本議員。

○議員（3番 西本 篤史議員） 最終日の全員協議会で出されるということなんですけども、麻里府の中でいろいろ議論された結果の図面だと思いますけども、今度、議会に出されて議員の方にも見ていただいて、ここはこうした方がいいんじゃないかとか、そういう余地はありますか。

○議長（南 一成議員） 川添副町長。

○副町長（川添 俊樹君） 麻里府公民館は、地元の方の代表者で、公民館を考える会で十分に練っていただきましたので、その人たちの時間を随分取らせてもらって検討させてもらったので、今の現状の基本設計を基本的に変えることはありません。

基本設計ができて、今年の予算で実施設計を上げておりますけれども、実施設計ができないと金額が決まりませんから入札ができませんので、実施設計を今年度中にやって入札できる体制にして予定どおり進めるということなので、最終日に議会にお話しするのは、もともと麻里府地区の方は、買った土地が広がったので、かなり広い土地が利用できるという思いがあったんですよ。でも具体的に設計をしていく中で、排水関係等を含めて遊水地として利用しなくちゃいけない部分が出てきたということで、その辺りを議会の皆様に御了解いただくというか、説明させていただくと、だから建物自体の変更とかいうのは全く考えておりませんので、その辺は御理解をいただきたいという風に思っています。

○議長（南 一成議員） 西本議員。

○議員（3番 西本 篤史議員） 今回、町の予算でやりましし防災拠点施設の整備事業で行いますので、地元で図面の議論をされて、それが100%正解というわけじゃないですよ。だから、今回、議員の皆さんにも見ていただいて、ある程度、ちょっとこれはおかしいんじゃないというのがあれば、ちょっと変更する余地もあるのでしょうか。

○議長（南 一成議員） 川添副町長。

○副町長（川添 俊樹君） 基本的に考えておりませんが、明らかにやはりこれはおかしいなというのがあれば、それは当然、協議しながら進めさせていただきたいと思いますが、一般的な話で、ずっと練り上げてきて、基本設計をつくって、実施設計に持っていかなきゃいけない、もう時間的なタイミングになっていきますので、意見を聞いてあまりにも違うなというのがあれば、それは全く聞かないというような話ではないですけども、基本的な考え方として地元と協議して練り上げたものを基本に進めさせていただきたいという思いはあります。

○議長（南 一成議員） 西本議員。

○議員（3番 西本 篤史議員） よろしくをお願いします。

この公民館は188号線に隣接しております。先日も松田議員がここを道の駅にしてはどうかとか、いろいろお話しをされたと思います。将来的に道の駅になるには24時間トイレ、公民館を利用される方が、当然、屋内にはトイレがあると思いますけれども、やっぱり外にもトイレがあったほうがいいんじゃないかと思いますし、いずれ観光案内情報、観光情報など馬島の観光拠点として、あそこの公民館に車をとめて馬島に行くとか、あそこに馬島の地図の看板を建てるとか、そういった観光拠点にもなると思うんですね。

当然、防災拠点施設ということで、有事の場合はそこの公民館を利用して、自炊したりいろいろとできるようにもしょかんといけませんので、ほぼ道の駅の施設をあらかじめ用意しておったら、いろいろと対応できるのではないかと思います、その辺はいかがでしょうか。

○議長（南 一成議員） 川添副町長。

○副町長（川添 俊樹君） なかなか道の駅というのは、どういう主体がやってどういう形で進めるかというのもあるんですけども、現時点では難しい思いがしています。で、外からトイレが利用できるように考えておりますので、全く利用できないというわけじゃなくて、建屋が全部閉まっても入れる場所を1か所造っていますから、トイレとしては利用できますけれども、道の駅の関係は今後の検討課題とさせていただきたいと思います。

地元の意向等もありますし、今、経済課主体でいろいろな考え方を取りまとめているので、そういう中でまたそういう方向が出てくれば、補助のルートも全然違いますから考える方向が出る可能性もありますけれども、現時点では検討課題として残させていただいて進めさせていただけたらと思います。

○議長（南 一成議員） 西本議員。

○議員（3番 西本 篤史議員） よろしくをお願いします。ちょっと気になるのが、公民館の海拔ですね、南海トラフ地震の想定が4メートルですもんね、その辺がちょっと分からないですけども、公民館を造る場所は海拔何メートルですか。

○議長（南 一成議員） 山田総務課長。

○総務課長（山田 浩君） 5メートル程度はありますので、ハザードマップ上は公民館が建つ位置については浸水区域ではありません。

○議長（南 一成議員） 西本議員。

○議員（3番 西本 篤史議員） 仮に想定を上回る津波が来た場合、公民館に避難所しちよって、わ

あ、水が来たというときには、屋上かどこかに逃げられるんですかね。

○議長（南 一成議員） 山田総務課長。

○総務課長（山田 浩君） 想定を超えるというような場合には、各自でやはりできるだけ高いところに避難していただきたいと思いますが、公民館そのものも階段がありますので上に上がることは可能です。

○議長（南 一成議員） 西本議員。

○議員（3番 西本 篤史議員） 階段上がって大丈夫ですか。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） 南海トラフの想定をする場合に、場所で変わりますが津波が来るのが小1時間あるという、高知県とか宮崎県のように5分以内に来るという状況では、瀬戸内海ですからずっと入ってきますので、そういう状況は分かりますし、1時間あると国道が機能しなくなるということも考えられますので、車による避難じゃなくて、今、麻里府地区の防災組織では各自治会ごと、地域ごとにまず高いところへ、見田団地の上とか神社とか、それぞれ分散してとりあえず避難しようと、命を確保しようということでやられておられます。

ですから、とりあえず津波が来るときに公民館に集まるというのは、今の自主防災のあれからいくと、やっぱり車でないと逃げられない方、担架とか補助がいる方とか、若い方であったら5分もあればすぐ走って逃げられる方といろいろとありますけど、とりあえず確認せんにゃいけんからですね、集合場所を決めましょうということになっておりますので、今の自主防災のルールは新しい公民館を想定されたものではなくて、今の海岸沿いの麻里府公民館が使えんから、とりあえず国道から上のそれぞれ安全なところへということで作られておりますので、今後、公民館が高台のほうへ移転してとなったときに、やっぱり体の不自由な方とか長時間かかりますので、津波って何回も来ますから、1回来て終わりという高潮のように干潮、満潮でという処理ができないような、また地震が何回も発生すれば2回目のほうが大きい津波が来るということも考えられますので、長時間の避難ということになれば公民館を使ってということも、その辺ちょっとまだ場所的なこと、公民館の機能も含めて、これから自主防災も町のほうも、もう1回改めて、で、基本的には津波が来るとやっぱり長時間の避難になりますので、当然、スポーツセンターとか、農高さんとか県立の学校、町有施設含めてこちらのほうで避難の支援をするということになりますので、短期間にとりあえず公民館を使ってどう避難するのかというのと、長期間にわたって避難される方に安心して避難していただくかというのを二通りに分けて考えたいと思いますが、今までなかった国道から上に公共施設ができますので、トイレとか水道なり、停電しても水を供給できるようなものとか、また細かいことは考えたいという風に思いま

すが、せっかく造る施設でございますので、先ほど申し上げましたが、そんなに再々できるものでもありませんので、住民の方が本当に使い勝手のいい、利用に即したものにしていきたいなという風に思っております。

○議長（南 一成議員） 西本議員。

○議員（3番 西本 篤史議員） 防災拠点施設ということでいろいろな議論を地元の方といろいろお話しされたらと思います。

それで、木ですよ、私はとてもあの木は気になるんですけれどもね、とても立派なセンダンの木ですかね、この木は田布施の名木に入っております。今現在あるセンダンの木は有形文化財に入っておりますか。

○議長（南 一成議員） 長谷社会教育課長。

○社会教育課長（長谷 満晴君） 県及び町の指定文化財ではございません。

○議長（南 一成議員） 西本議員。

○議員（3番 西本 篤史議員） 今回、一部を残す方向ということになっておりますけども、どれぐらい残されますか。

○議長（南 一成議員） 山田総務課長。

○総務課長（山田 浩君） 今、残す方向での検討をちょうどしているところでございます。やはり人工的な構造物と生きて呼吸もしている木との共存ということになりますので、いろいろ課題等を整理しているところでございますけれども、難しい面もあるというのは事実ということの上で検討を進めておるところです。

伐採について、どこまで切れるかということについては、実際に着工すると足場等も要りますし基礎等もやりますから、どこまでというのは、今、検討しているところでございます。

○議長（南 一成議員） 西本議員。

○議員（3番 西本 篤史議員） 当然、残せば維持管理、これが出るわけです。町の施設でありながら麻里府地区の建物ということになりますので、実際問題、維持管理はどういうふうに予定されておられますか。

○議長（南 一成議員） 山田総務課長。

○総務課長（山田 浩君） まず、どこまで当初に切るかというところとの兼ね合いもあると思います。ある程度残した場合に、実が落ちたりとかってということもございます。実際に公民館を管理されている職員とか、その辺とちょっとお話ししながらということにはなるとは思います。現時点ではまだはっきりしたことは申し上げられません。

○議長（南 一成議員） 西本議員。

○議員（3番 西本 篤史議員） せっかく立派な施設を造りますので、地元ともう一度よく協議されて、造ってよかったなというのを造っていただきたいと思っております。

以上で、質問を終わります。

○議長（南 一成議員） 以上で、西本篤史議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（南 一成議員） 暫時休憩いたします。10時45分に再開します。

午前10時31分休憩

.....

午前10時45分再開

○議長（南 一成議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、神田栄治議員。

○議員（2番 神田 栄治議員） 昨日からの一般質問、お疲れさまでございます。

私で最後の質問となります。最後までお付き合いのほどよろしくお願いをいたします。

それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。

今日は3問ほど質問をさせていただきたいと思います。いずれも一問一答形式で、1問目は町長と教育長に、2問目、3問目は町長に御答弁をお願いいたします。

では、最初の質問でございます。

児童数の減少に伴う影響と対策及び少子化対策についてでございます。

小学校の児童数、中学校の生徒数の減少に歯止めがかかりません。小学校では平成12年度から29年度までの18年間、町内5校の合計800人台だった児童数が、平成30年度から減り続け、今年度は600人を割り込み、570人にまで落ち込んでおり、この期間に約3割の減少でございます。

一方、中学校においては、平成14年度から令和2年度までの19年間、400人前後で推移しておりましたが、令和3年度に400人を割り込み、今年度は362人となっております。平成30年度以降は毎年減少となり、5年間で16%も減少しておる現状でございます。

こうした児童数減少の弊害として、教員の人員削減となり、学級数の減少、教員1人当たりの担当児童数が増え、教員の負担増につながるのではなかろうかと。

2番目としまして、児童同士の交流や競争が少なくなることによって、学びの刺激やモチベーションが低下するなど、教育の質の低下を招くおそれがあるのではないのでしょうか。

3番目として、児童数や生徒数が大幅に減少することが予想される場合、学校の廃校や統廃合の可

能性が生じ、それに伴い、通学距離の増加や、学校の消滅による地域の衰退が生じるなどが考えられますが、これらの問題に対し、どのように対処されるかお尋ねをいたします。

これらの諸問題の根本原因である少子化の対策として、どのような対策・政策を打っていかれるのか、こちらも併せてお尋ねをいたします。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） それでは、最初に私から、少子化全般についてお答えをさせていただきます。

国の少子化社会対策白書によれば、少子化の根本的な要因は大きく3つ挙げられておりまして、1つ目は出生率の低下、2つ目は未婚化、3つ目は晩婚化と分析をされております。

これらの対策として、国では異次元の少子化対策を掲げ、令和6年度から3年間かけ、こども・子育て支援加速化プランを集中的に取り組むと、先般、発表されてきたところであります。

今後、国がまとめる骨太方針や、こども未来戦略など、国の政策を注視していきたいと考えております。

また、本町におきましては、人口ビジョンから見る現状と課題について整理しており、第6次総合計画や第2期総合戦略に基づいた施策として、今年度も、結婚や出産、子育て環境の整備のため、様々な施策を積極的に取り組んでいるところでございます。

私としては、次の町の次代を担う若い世代の減少を少しでも抑制する上で、今後も若い世代の視点に立ち、安心して子育てができる環境づくりを、引き続き努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（南 一成議員） 鳥枝教育長。

○教育長（鳥枝 浩二君） 私のほうからお答えいたします。

小中学校の児童生徒数につきましては、少子化に伴い、全国的に減少傾向にあり、大きな課題となっているところでございます。

本町におきましても、町内の小中学校に通う児童生徒数は、平成14年度頃から平成29、30年度頃までの間は、ほぼ横ばいに推移しておりましたが、その後、児童生徒数が減少傾向に転じ、今後の見通しは、さらに厳しいものがございます。とりわけ、議員御指摘のように、児童数の減少に伴い、様々な課題や弊害が生じてくることが考えられます。

1点目の、学級数減に伴う教員数の減少等による教員の負担増への対応につきましては、現在の35人学級から、さらに少人数の30人学級化の実現や教職員定数増につきまして、引き続き、全国町村教育長会等を通じ、国に要望をするとともに、県教育委員会に重ねて要望してまいりたいと考えております。

2点目の、児童同士の交流や競争の減少、学びの刺激やモチベーションの低下など、教育の質に関わる懸念につきましては、町内の4小学校が相互に連携を深め、各種行事を合同で実施したり、交流したりする機会をさらに増やしてまいりたいと考えております。

3点目の、学校の廃校や統廃合に関わる対応や課題についてですが、将来的には、町内の小学校の適正な規模と配置の在り方や通学区の見直し、さらには、小中連携した学校の在り方も含め、各学校や保護者、地域の関係者等の御意見を伺いながら検討する必要があると考えております。

いずれにいたしましても、教育委員会といたしましては、今後とも児童生徒数の減少傾向を注視し、一層、特色ある田布施町の教育の充実と魅力づくりに努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（南 一成議員） 神田議員。

○議員（2番 神田 栄治議員） 御回答ありがとうございました。

今、町長から、各種施策を講じておるといふ御回答がありました。全くそのとおりだと思います。今年度から、これは赤ちゃんのほうですけど、おむつの定期便を開始したり、それから、子育て住宅の建設の継続事業がございますし、また、雇用の確保ということで、サテライトオフィスの誘致推進事業等もございます。また、新規宅地の造成に対する補助金の創設等、様々な角度から施策を講じて、取り組んでいるという姿が、しっかりと伝わってきておるところでございますが。

ただ、現実には、じゃあ、それで少子化に歯止めがかかっているかといいますと、やはり、現実はいくら以上に厳しいという状況でございます。

では、どうするか。まず思うのは、田布施町だと、そういう新しい施策を講じているということが、近隣の市町ひいては県下の東部全体に知られているのかどうかと。せっかくやっても、広報の中でしか、町民しか知らなければ、人は田布施町に住んできません。何とか、やはり田布施町に住んでみたいなと思っていただけるように、いかに取り組んでいる政策をPRするか、アピールしていくかということが重要だと思いますが、そのあたりどういったことをお考えなのか、ちょっとお聞きできたらと思います。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） おっしゃいますように、新聞を見ましても、本当にそういう競争のような、メニューをばんばん出して、地域間競争のような形になって、子供の取り合いのような形、それがいいのかなという。

だから、医療費にしても、本当に国・県にしっかりやっていただきたいと思いますし、今、岸田総理が異次元の対策というのを打ち出されておりますが、実感とすると、10年ぐらい前にやっていた

だくと随分違ったんじゃないかなと、ここまで落ちてしまいますと。この前、研修で聞いたんですが、6人子供が生まれんと、元に戻らないというような。1.2とか2.1というんじゃ絶対ね、戻らんですよね。分母がないわけですから。

そういう中で、どうするかちゅうことですが、やはり具体的には、もう一個一個やっていくということと、あまり、例えば給食の無償化につきましては、財源をお持ちのところは、もう既に昔からやられておりますから。子ども医療費の無料化につきましては、早いほうかなと思いますけれども、それも全国的に見ると、本当にどうですかという形のものじゃなくて、やるべきものを、着実に1個ずつやっているということだろうと思います。

ですから、私が思うのは、あまり言いたくないんですが、口伝えて、「田布施は、ええよ」というようなお母さん同士、やっぱり、お母さんのその力というんでしょうか、大きい感じが。「子育てしやすいよ」とかいう形を、にぎわいイベントをする中で、つくっていくというのが早いのかなと。

子ども食堂って今、町で2つ目の子ども食堂も今度、始まります。お母さん方が一生懸命やられておりますが、田布施の方だけじゃないんですよ。光の方とか入ってきて、柳井の方とか。田布施で、麻郷で子ども食堂があると、そういう「子育てしやすいよ」という、つながり合いになってくるし、また移住してみようとかいうことにもつながると思いますので。

きめ細かに、そういうイベントとかにぎわいのあるものが、先ほどいろんなインクルーシブとか、まちづくりとか出てきましたが、それを一個一個やっていく。

また、医療ケア児の問題もありましたけども、田布施ってそう優しい町なんだなというのを実証していくっていうのか、口だけじゃ信用してもらえませんが。1個ずつ、着実にやっていくちゅうことしかないなというふうに思います。

で、とりあえず今、予算つけておりますが、そのほかには、やっぱり保育園の中で何ができるんとか、まだまだ予算でちょっと見送ったものもたくさんありますけれども、これから、どんどんチャレンジしていきたいなと思いますが。

要は、町が元気で、にぎやかで、子育てしやすいよという雰囲気が、みんなで醸し出すというのが大事かなと思います。その辺、また地域イベントとか、そういったものにどんどん活発に、観光協会・商工会らと一緒に。桜まつりを見ても、あれだけの人が来ていただいて、よかったなというふうに言っていただきましたので、それがつながるように、気をつけていきたいなと。

お答えになっていないかも分かりませんが、そういう気概を持って、やらせていただきたいと思います。ありがとうございます。

○議長（南 一成議員） 神田議員。

○議員（２番 神田 栄治議員） ありがとうございます。

どうやって、本当、PRしていくか、アピールしていくかっていったときに、もう今の世の中でしたら、ホームページ、それからSNSはもう避けて通れないし、一番有効なツールだと思うんですね。

で、ホームページの充実に関しましては、今まで各議員から、田布施町のホームページは、いま一つ、充実を図ってほしいという要望がかなり強いと思っております。この前の質問でもさせていただきましたが、「まだ改定の時期までは3年か4年かかる」という御返答だったと思うんですが、やはり、このあたり、ホームページでいかに訴えていくか。せっかくいい事業を新たに創設したわけですから、それをしっかりPRできるのは、やはりホームページじゃないかなと思っております。

ぜひ、金額も張りますが重点的に、ちょっと前倒しができるように御配慮が頂きたいと思いますが、いかがでございましょうか。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） ありがとうございます。

昨日も、そういった御質問ございまして、今、企業人員ということで、東京のほうから来てやっていただいておりますが。やはり、よそから入ってくると、目につくところが、すごいたくさんあるんでしょう、課長も困っておりましたけども。

私が、どうかかなと思ったことも、やっぱり、必ず、これはというのが上がっていて。やっぱり、バナーを変えるとか、ふるさと納税のカタログも、もう、すぐ直しましょうということで、今やっております。

その中で、ホームページというのが、私は実感からするともう2ランクぐらい上がらんと、キャッチボール、今のは本当、昔のホームページがですよ、すごくいいとこっていても、なかなか一方通行の話で。やっぱり、これから、その技術、アプリとかスマートフォンが進歩する中でのホームページというものを考えないと、今ので1番取っても、二、三年後には、びりになっていると思いますので。

やっぱり、アプリなり使って、若い方が何を、本当にホームページで何を求められているんかっちゃうのをよく分析して。ホームページが100点になっても、若い方が「それがどうしたん」という話になると、困りますので。やっぱり、技術が今、進歩しますので。遅れておりますけれども、ちょっと少し先も見ながら、やっていきたい。

それと、当面できることは、やっぱり今、子育てアプリもやっておりますけれども、今度、LINEのほうに全部載せ替えて、一括してやったらどうかな。田布施町メールとか子育てアプリとかばらばらになると、ハザードマップでもあるように、いろんなハザードマップがあって、どれを見てええ

のか分からんという話になりますので。

そういう情報発信等も一本化して、子育てアプリも1つの、今度LINEのほうへ載せ替えるとか。そうすると、プッシュ型とかキャッチボールしましょうかというのも可能になると思いますので。

少し課長もやる気のようにございますので、皆さん方からも、厳しい御質問を続けていただく中で、切磋琢磨していけばというふうに思います。ありがとうございます。頑張りますので、よろしくお願いいたします。

○議長（南 一成議員） 神田議員。

○議員（2番 神田 栄治議員） 町長から力強い御発言を頂いて、うれしく思います。どうぞよろしく願いをいたします。

また、1つ身近なところなんですが、私は某、平生町にあります整形外科に通院を腰の関係しておりますが、その待合室に、光市のおっぱい都市宣言というポスターが貼ってあるんですね。これ、光市が作っているんですね。で、おっぱい都市宣言っていうのをやって、確かに光は産婦人科が充実していますが。昔からおっぱい都市宣言っていうのを言われておりますけど。

ああいうポスター等をやっぱり各箇所に貼っていくというのも、昔ながらの手法ではありますが、例えば、田布施も何か宣言して、子育て支援充実の町とか、そんなキャッチフレーズ作って、PRしていくというのも手じゃないかなと思っております。

もう一点なんですが、そうですね、そのあたりどうでしょうかね、そういった。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） 課長が答えにくいような感じでございます。私から。

やっぱりそういうイメージづくりというのは、大変、大事だろうと思いますので、やっぱり町の施策がぱっと完全に分かるようにというのは必要だろうと思いますので。パクリわけにはいきませんので、また新しい視点に立って、議員さん方の御提案を頂きながら。

やっぱり、お母さん方の話もよく聞いてみたい。子ども食堂へ行くと、本当に生の声が聞こえます。この前も、町長室のほうに4人、5人かが来られて、「今度、始めますから」というお話を聞くと、本当にいろんなことがあって。ああ、すごいなと思いましたので、そういう中でもお聞きしながら。

また、保健センター、新しくできますので、そういういいチャンスでございますので、そういったものを募集してやるということも、考えたいという風に思います。ありがとうございます。

○議長（南 一成議員） 神田議員。

○議員（2番 神田 栄治議員） この項目、最後に1点お尋ねをいたします。

全国的に少子化・人口減少っていうのは社会的問題になっており、各自治体とも苦勞してるわけで

すが。その中でも、やはり人口増を達成してる都市があるんですね。市町がある。

私が思うのは、例えば、身近で言えば、山口県で言えば下松市は人口増えいてる。千葉県とかだったら流山市とかいう衛星都市ですが、これも増えたりしている。私は知りませんが、全国に人口増を達成してる都市が何個かあると思いますが。

では、その都市は、なぜ人口増が達成できたのかを、やっぱり調査研究してみて、その中で田布施町が取り入れるものがあれば、それをしっかり。さっき、まねるという言葉が町長からありましたが、ある意味、まねてもいいんじゃないかなというふうな思いがあります。

なぜ増やしているかというあたりが調査研究するという、そのあたりはいかがでございましょう。今、業務が多忙の折に、どこがやるんかという話にもなろうかと思いますが。時間が割けないかなと思いますが、いかがでございましょう。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） 私ばかりの答弁になって申し訳ございませんが。

やっぱり、岡山の奈義町ですか、町長もよく知っておりますけれども、あのやり方。また、いろんな市の例も聞いておりますが、各地域ごと、やっぱり要因があって、メリット・デメリットがあって、それを整理してやられているということがありますので。

うち、この田布施、平生、柳井、光ですか、そういうような環境の中で、どうした人口増が可能なのかというのは、また研究してみたいと思いますが。なかなかちょっと、考えつくに、奪い合いのような形で。

というのも、ここ最近、光も2割ぐらい減っていますし、生まれる人が。柳井も2割ぐらい減っています。すごい、こう。それから考えると、この地域全体がすごい、こう、こうなっているという感じ。そこで、こう上げるというのは、非常に難しいかなと思います。

うちの場合はそんなに、田布施の特色なんでしょうけど、急に落ちたり、上がったっていうのはないんで。今年も少し増えたかな、今年も増えて。今年も、64が72になって。3年、61、64、70、ちょっと落ち込みがコロナの関係もあったと思うんですが。

それから見ると、落ちてはいないなと思うんですが。でも、増える要因は、私、考えつきませんので。やっぱり気をつけて、住宅を造るなり、教育が大事だろうと、保育園とか。いろいろな施策を着実にやっていくうちゅうことが大事かなというふうに思っております。

○議員（2番 神田 栄治議員） ありがとうございます。

今年度も新規の政策で少子化対策の政策、かなり盛り込まれていると思います。なかなか課題が大きいだけに大変かと思いますが、ぜひこの勢いで少子化対策に向かっていただけたらと思いますので、

よろしくお願いいたします。

1 問目は終わりました、次の 2 問目に移りたいと思います。

買い物送迎サービス増便の結果と今後の運行についてでございます。

平成 26 年度から開始しました買い物送迎サービス事業におきまして、利用者の利便性を高めるために、試行として今年 3 月から 5 月までの 3 か月間、送りの便を、従来の 1 便を 2 便に増便する措置が取られたところですが、その結果はどのようになったのでしょうか。また、その結果を踏まえ、今後どのように運行していけるのか、お尋ねをさせていただきます。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） それでは、お答えをいたします。

この増便実証は、買い物送迎サービスの利用者を増やそうと、アンケートなどでも要望があったことから、令和 5 年 3 月から 5 月までの 3 か月間ではございましたが、帰りの便を午前中 1 便、午後 1 便、増便運行を実施したものでございます。

利用実績は、前年同月と比較し、3 月については約 2 割増、4 月については約倍増しております。5 月は 1.5 倍増となっており、いずれも利用者が増加いたしております。

この 3 年間はコロナウイルスの影響もありまして、今年度に入ってから行動制限の緩和などで、一概に比較することはできませんけれども、増便分の利用は、3 月が 15 人、4 月が 18 人、5 月が 15 人となっており、各月の約半数の方が、この短時間で用を終え、買物等を終えて帰られているという結果から、利便性は図られたのではないかなと思います。

こうしたことから、6 月以降もこの帰りの便の増便を継続していきたいというふうに考えております。

また、このサービスは、買物や医療機関の利用を希望する人が多いため、今後も医療機関を経由地に加えたり、買い物送迎バスの名称も、もっと多くの人が親しみを持てるようにするなど、できるだけ利用者のニーズや希望に応えることができるよう、田布施町地域公共交通協議会の中でもお話をし、検討してまいりたいというふうに考えます。

また、運行を委託しております田布施町社会福祉協議会には、利用者紹介特典サービス、そうした、またいろんなイベント、そういったものを企画してもらって、「乗っていて楽しいから、みんな一緒に乗ろうやあ」というような雰囲気づくりができるようなサービスも検討してくれということをお願いいたしております。

そうしたことを細かく実施する中で、今後、多くの人にこのサービスをまず知っていただき、利用の輪と幅を広げていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（南 一成議員） 神田議員。

○議員（2番 神田 栄治議員） ありがとうございます。

今、町長から利用実績についての御回答を頂いたんですが、いずれも増加しておるということで、やはり潜在的な需要が高いなと実感したところです。よかったというふうに思っております。増便に当たっては大変だったかと思いますが、お疲れでございました。

お尋ねなんですけど、今、利用者数は3月が2割増、4月が倍増、5月が1.5倍ということでございました。これ、利用される方は、まず登録をしなければいけないんですが、新規の登録者数っていうあたりの推移は、どんなだったのか教えていただけますでしょうか。

○議長（南 一成議員） 山中経済課長。

○経済課長（山中 浩徳君） 2月から5月までの登録者数でございますが、令和4年が14でございましたけれども、令和5年につきましては31人ということで倍増、増えております。

○議長（南 一成議員） 神田議員。

○議員（2番 神田 栄治議員） ありがとうございます。

令和4年は、ちょっとまだコロナの影響があるかなと思いますが、コロナ前ですと、令和2年度かどこかが分かりませんか。

○議長（南 一成議員） 山中経済課長。

○経済課長（山中 浩徳君） コロナ前で言いますと、平成31年、令和元年になりますけれども、これが登録者数が10名でございましたので、逆に言えば、3倍増えているという認識をしております。

○議長（南 一成議員） 神田議員。

○議員（2番 神田 栄治議員） 今、登録者数の数字が本当に30、令和元年に比べれば3倍ということで、明らかに効果があったんだというのが分かると思います。

もう各市町、県内やっておりますし、全国的にもこの買い物送迎サービスはよく耳にする言葉になったんですが、当町のこの買い物送迎サービスのいいところは、対象区域が全町なんです。県下の他市の事例を見ますと、一部、限られた地域の人でないと利用ができないのが、田布施の場合は、全域の人がこれを利用できるというのは非常に大きなアドバンテージだろうと思っております。

ただ、運用が難しくなると思います。というのが、端の人が、町の東端、西の人が同時に希望されたら、最初に乗った方は随分待たなきゃいけないんですよね。だから、このあたりの兼ね合いをどうするのかというあたり。利用者が増えれば増えるほど、またそのあたりの問題が生じますから、今回のこの増便で終わることなく、しっかりと制度を、本当に引き続きいいものにしていくという努力を

していただけたらと思います。

そこでお尋ねなんです、やはり利用者の方にアンケートを取るというのが一つの、やっぱり実態把握というか重要なツールかなと思いますが、そのあたり、アンケートの実施なんかどうお考えでございましょうか。

○議長（南 一成議員） 山中経済課長。

○経済課長（山中 浩徳君） 昨日、落合議員からも実は御質問ございましたけれども、地域公共計画におきまして、プロポーザルで業者が決まりました。その中にも、買い物送迎サービスに対するアンケートを実施したいというふうに考えておりますので。

幅広くいろんな御意見を聞きながら、やはり、皆さんのニーズに合ったような形の中で、ひょっとして1台でいいのか、いや3台いるっていう話になるかも分かりませんが、それを総合的に考えて、計画のほうで反映しながら、またこの買い物送迎サービスに当て込みたいというふうには考えております。

○議長（南 一成議員） 神田議員。

○議員（2番 神田 栄治議員） ありがとうございます。安心しました。ぜひ、アンケート等で本当、利用者の要望に沿った形で運用していただけるように思います。

それと、もう一点、今はジャンボタクシーを町が持って、所有して、その運転を業者さんに委託している形式を取っておられます。これが、市町でいろいろ運用の、そういうやり方が違うところがありまして。

今は、社会福祉協議会が電話で受け付けておるんですよね。これを丸ごとタクシー会社に頼んでいる市があります。で、受付もタクシー会社が受け付けて、タクシー会社が持っているジャンボタクシーを利用するんですよね。

で、人数が急に多いときどうするかっていうと、ジャンボタクシーがあふれますから、4人乗の普通のタクシーを出すんだそうです。そうすることによって、突発的な大人数のリクエストのときは対応したり。また、その方法ですと、遠方の方が1人申し込まれたとしても、そこには普通のタクシー1台で行けばいいわけですよね。で、多い、効率のいいところだけ、ジャンボタクシーを回すというような方法も取れるからですね。

やっぱり、これからは、社会福祉協議会が電話を受けて運転手に頼むっていうのも方法ですが、もうタクシー会社にその部分を投げる。で、それをやると、ジャンボタクシーも必要ないんですね。ただ、現在の運行会社さんはジャンボタクシーの所有があるかどうかというあたりもあります。

ただ、将来的にずっとこの事業は続くと思いますので、タクシー会社がジャンボタクシーを買われ

れば済む話なんですよ。で、毎日の利用っていうのは、もう必ず見込まれますから。そういう意味で、ウィン・ウィンの関係になれるんじゃないかなという思いがいたします。

相手があることですから、すぐについていうわけにはいかないでしょうけど、他市の例も参考にされながら、今度、御検討いただけたらと思います。よろしくお願いいたします。

では、2問目は以上で終わります。

では、3問目でございます。C h a t G P Tなど文章生成A Iの導入についてでございます。

C h a t G P Tなど対話型の文章生成A Iの導入につきましては、マスコミで取り上げられることが非常に多くなりました。

導入のメリットとしては、業務の効率化が図れることで、例えば、質問を入れれば自動応答機能がございます。2番目として、ファイルの検索機能もございます。3番目として、動画や音声の文字起こしをしてくれます。そして、4番目に、顧客分析等が可能ということがあり、キャッチコピーや企画を考えるときでの活用もできますし、顧客対応、それからカスタマーサポートに活用することも可能でございます。

また、ウェブ記事の作成ですとか、創作活動に役立てるなど、ビジネス以外での活用も可能であるところが魅力になっております。

一方、デメリットもありまして、やはり、情報漏えい、プライバシーの侵害、著作権の侵害などがテレビでも報じられているところでございます。

この、世間にまだ出て間もない生成A Iの導入について、現在どのようにお考えか、今後の導入についてどのようにお考えなのか、お尋ねさせていただきます。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） お答えをいたします。

現在、御質問のC h a t G P Tをはじめとした生成A Iについては、社会的に新しい分野で、その可能性の大きさから様々な論議が高まっております。

この生成A Iを取り巻く環境は日々変化をしており、世界範囲のレベルで生成A Iに対する認識と考え方が変わり、あまりの進展の速さから、私たちの生成A Iに対する理解や法整備などが全く追いついていけないというのが現状だろうと思います。

しかし、同時に、この生成A Iは様々なところで既に試行的な利用が始まっております。

御質問にありますように、この生成A Iは、業務の効率化や生産性を上げる効果が期待されており、こうした新しい技術を積極的に使っていくことは、自治体D Xの推進からも必要なことだろうというふうに思います。

しかしながら、議員が懸念されているようなデメリット以外にも、幾つか注意する点があるというふうに言われております。

例えば、ユーザーが入力するデータにおける懸念はないか、正しいかどうかとか。それと、個人情報や機密情報を入力してしまうリスクをどのように考えればよいか。他人の著作権を入力してもいいのか、どうだろうか。出力されたものの権利はどうなるのかなど、その都度、注意と論議が必要になってくると思われます。

こうした点がまだ整理されていない段階でございますため、町では令和5年4月24日付で、小中学校の教員も含め、業務上、業務用パソコンでの生成AIの使用を当面の間、禁止してくださいというような通知をしているところでございます。

今後の対応でございますが、そうはいえ、5月18日からは、私や副町長、そしてデジタル推進室の職員が、具体的に行政事務で使ってみようということで実証実験を行っており、それらも踏まえて、セキュリティー環境を整理した上で、本町としての運用取扱いを定めた生成AIの利用ガイドラインを策定するよう、デジタル推進室に指示しているところでございます。

そのガイドラインを策定した上で、田布施町デジタル推進本部会議で、導入についての具体的な検討をしていきたいと考えております。

ちなみに、現在、検討しておりますガイドラインの構成ですが、生成AIは、基本的にユーザーが何らかのデータを入力して、それらの処理が行われ、例えば、保管、解析、生成、学習等が行われ、その結果として、生成物を得るというような作りであるため、町が策定するガイドラインでは、データ入力する際に注意すべき事項や、生成物を利用する際に注意すべき事項の2つの面からの構成を考えております。

しかしながら、本格的に生成AIを導入した場合、策定したガイドラインを職員一人一人が遵守することは当然のことですが、情報の漏えいや著作権の侵害、回答の正確性への判断は、最終的には職員自身が確かめ、判断していかなければなりませんので、公文書に関する場合の確認体制のルールづくりや職員研修についても、今後、十分検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（南 一成議員） 神田議員。

○議員（2番 神田 栄治議員） 御回答ありがとうございました。

今、御答弁いただいたとおりでよく分かりましたが。生成AIを導入しないという選択肢がないんだろうと思いますが、もし、いろいろなデメリット部分を検討したとして、どのぐらいから導入の予定でいらっしゃるのか、分かりますでしょうか。

○議長（南 一成議員） 森企画財政課長。

○企画財政課長（森 清君） 先ほどの町長の答弁にもございましたが、今後、町独自のガイドラインを作成する予定でございます。その後に、田布施町のデジタル推進本部会議に諮って、導入に向けての具体的な検討をしていく予定にしております。

御質問の導入時期についてなんですが、今後、国が策定する予定のA Iとかデータ活用に関する行動計画っていうのがございます。また、県もそのガイドラインを策定するといった情報も得ておりますので、そういったところとの整合性を図っていききたいというふうに考えておりますので、早くても秋以降になるのではないだろうかというふうには思っております。

○議長（南 一成議員） 神田議員。

○議員（2番 神田 栄治議員） 今、課長おっしゃった、国がある程度、もう指針みたいなものを出してるんですか。総務省かどこかなんでしょうか。

○議長（南 一成議員） 森企画財政課長。

○企画財政課長（森 清君） 多分、デジタル庁だろうと思いますが、官民で利用するA Iやデータ活用に関する行動計画っていうのを、これ、報道ベースではございますけど、今年中に国は策定するというふうに、今、報道されていますので、そういうところとも整合性を取っていかないといけないと。

素案は秋ぐらいに出されるということですので、それと整合性を取って、導入に向けて検討していきたいというふうに思っています。

○議長（南 一成議員） 神田議員。

○議員（2番 神田 栄治議員） ありがとうございます。

まだ情報収集の段階かなと。どこの省庁も本当、検討中というところだろうと思いますので、田布施町が勇み足で導入しても、もし、本当、トラブルになるようなことがあってはいけませんので、その辺は慎重に御検討いただいたと思います。

いい点は、やはり業務の効率化が図れることだろうと思います。出てきた回答を見てみると、やっぱり、自分じゃ思いつかないようなことを回答してくれていると、ちょっと視点が変わるんですね。あれが新鮮で、ある意味、自分の考えっていうのは偏っているんだなという気もしています。それを、ちょっと客観的に見直してくれるような回答が出てきたりするところが、なかなかやっぱり、参考になるなと思います。

ただ、全く誤った回答の可能性もないことはないんでしょうから、そのあたりの、やはり今後の検討だろうと思っております。引き続き、御検討よろしく願いいたします。

今日は本当に、体調によりまして、座ったままで質問もさせていただきまして、ありがとうございました。

以上をもちまして、私からの質問を終わらせていただきます。今日はどうもありがとうございました。

○議長（南 一成議員） 以上で、神田栄治議員の一般質問を終わります。

これをもって一般質問を終わります。

日程第 3. 議案第 3 6 号

日程第 4. 議案第 3 7 号

日程第 5. 議案第 3 8 号

日程第 6. 議案第 3 9 号

日程第 7. 議案第 4 0 号

日程第 8. 議案第 4 1 号

日程第 9. 議案第 4 2 号

日程第 1 0. 議案第 4 3 号

日程第 1 1. 議案第 4 4 号

日程第 1 2. 議案第 4 5 号

日程第 1 3. 議案第 4 6 号

日程第 1 4. 議案第 4 7 号

日程第 1 5. 議案第 4 8 号

日程第 1 6. 議案第 4 9 号

日程第 1 7. 議案第 5 0 号

○議長（南 一成議員） 日程第 3、議案第 3 6 号専決処分の承認について（令和 4 年度田布施町一般会計補正予算（第 9 号）議定について）から、日程第 1 7、議案第 5 0 号工事請負契約の締結について（田布施町城南住宅建替工事 第 2 工区（建築））まで 1 5 件を一括議題といたします。

議案の朗読は省略します。

提案理由の説明を求めます。東町長。

○町長（東 浩二君） それでは、本日提出いたしました 1 5 議案の概要について、御説明を申し上げます。

議案第 3 6 号から議案第 3 8 号は、地方自治法第 1 7 9 条の規定により、専決処分いたしました、

令和４年度田布施町一般会計補正予算（第９号）と令和５年度田布施町一般会計補正予算（第１号）及び（第２号）について、承認をお願いするものでございます。

まず、議案第３６号令和４年度田布施町一般会計補正予算（第９号）は、本年３月３１日付で専決処分したものでございます。

補正の内容は、保健センター整備事業につきまして、翌年度に繰り越す事業費が過小であったことから、繰越明許費を補正するものでございます。誠に申し訳ございませんでした。

次に、議案第３７号令和５年度田布施町一般会計補正予算（第１号）は、新型コロナウイルスワクチン接種事業につきまして、国から示された本年度の接種方針に対応するため、本年４月１日付で専決処分させていただいたものでございます。

補正の内容は、重症化リスクの高い方等を対象として、この春から夏にかけて接種を行うこととし、さらに、全ての年齢の方を対象として、秋から冬にかけて接種を行う経費を計上するもので、財源は全額国庫支出金でございます。

歳入歳出それぞれ８,１０７万４,０００円を増額補正し、予算総額を６５億７,９０７万４,０００円といたすものでございます。

次に、議案第３８号令和５年度田布施町一般会計補正予算（第２号）は、国により、原油価格・物価高騰対策として、子育て世帯生活支援特別給付金の支給が決まったことを受け、迅速に対応することが求められたことから、本年５月１日付で専決処分をさせていただいたものでございます。

補正の内容は、低所得の子育て世帯を支援するため、県が支給するひとり親世帯を除き、児童１人当たり一律５万円を支給するもので、財源は、これも全額国庫支出金でございます。

歳入歳それぞれ７２３万３,０００円を増額補正し、予算総額を６５億８,６３０万７,０００円とするものでございます。

次に、議案第３９号は、本年３月３１日に公布されました地方税法等の一部改正に伴いまして、同日付で専決処分により田布施町税条例の一部改正を行ったものであり、地方自治法第１７９条第３項の規定に基づき、承認をお願いするものでございます。

主な内容は、町民税につきましては、森林環境税の導入に伴う規定の整備、軽自動車税につきましては、環境性能割及び種別割の税率区分の見直しや、特定小型原動機付自転車の導入に係る規定の整備、グリーン化特例の適用期限の延長などでございます。また、固定資産税につきましては、長寿命化マンションに係る特例や、特定豪雨災害に係る規定の整備などでございます。

次に、議案第４０号も、同じく地方税法等の一部改正に伴う田布施町都市計画税条例の一部改正を行った専決処分につきまして、承認をお願いするものでございます。

改正内容は、法改正に伴う項ずれについての条文を整理するものでございます。

議案第４１号も、政令の改正に伴い、本年３月３１日付で専決処分いたしました田布施町国民健康保険税条例の一部改正について、地方自治法第１７９条第３項の規定により、承認をお願いするものでございます。

改正内容の１点目は、保険税の後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を２０万円から２２万円に改めるものでございます。

また、軽減判定において世帯の被保険者等の数に乗ずる金額を、５割軽減の対象は現行の２８万５,０００円から２９万円に、２割軽減の対象は現行の５２万円から５３万５,０００円に改め、軽減対象世帯の範囲を拡大するものであります。

そのほか、法改正に伴います項ずれ等の条文整理を行うものでございます。

次に、議案第４２号は、令和５年度田布施町一般会計補正予算（第３号）でございます。

主な補正内容は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金に創設されました低所得世帯支援枠を活用し、今年度の住民税非課税世帯等を支援するため、１世帯当たり３万円を支給する価格高騰重点支援給付金の支給に必要な経費を計上するものでございます。

では、歳入から御説明を申し上げます。

国庫支出金は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の計上などにより、増額補正でございます。

繰入金は、収支の調整として、財政基金繰入金を増額補正といたしております。

次に、歳出でございますが、総務費は、新型コロナ地域支援対策費として、価格高騰重点支援給付金の支援給付に必要な経費や、マイナポイント申込支援窓口の期間延長に伴う経費の計上等により、増額補正でございます。

次に、衛生費は、これまで西田布施公民館でワクチン接種を行っていましたが、８月からの新保健センターの開設に伴い、新型コロナワクチン接種を新しい保健センターで行うための必要経費を計上したための増額補正でございます。

商工費は、観光協会の移転に伴います経費や、桜並木の樹木調査費用の計上による増額補正でございます。

以上により、歳入歳出それぞれ６,９７２万１,０００円を増額し、予算総額を６６億５,６０２万８,０００円とするものでございます。

次に、議案第４３号は、公益的法人等への職員派遣等に関する条例の一部改正についてでございます。

す。

これは、社会福祉協議会等の公益法人に派遣している職員に対し、町が直接給与を支給することに伴い、管理職手当等も支給できるよう所要の改正を行うものでございます。

議案第 4 4 号は、田布施町新型コロナ助け合い基金条例の廃止についてでございます。

これは、令和 2 年度、3 年度に、ふるさと納税やクラウドファンディング等を活用し、基金をコロナ禍における事業者支援及び町民生活等への支援に資する事業の財源に充ててきましたが、事業実施、事業完了に伴い、既に基金の全部を処分しておるため、廃止するものでございます。

議案第 4 5 号は、田布施町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてでございます。

これは、こども家庭庁設置法等の施行に伴いまして、国の内閣府令である特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準が一部改正されたため、これらの改正内容を反映させるもので、実質的な内容の変更を伴うものではございません。

次に、議案第 4 6 号は、田布施町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてでございます。

現在、これらに該当する施設は本町にはございませんが、こども家庭庁設置法等の施行に伴い、国の省令でございます家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準が一部改正されたため、これらの改正内容を反映させるもので、これも実質的な内容の変更を伴うものではございません。

次に、議案第 4 7 号でございますが、田布施町保健センターの設置及び管理に関する条例の制定についてでございます。

現在、中央公民館跡地に保健センターの建設を進めておりますが、8 月の開設に向け、設置や管理に関する条例の制定を行うものでございます。

本センターは、地域保健法の規定に基づき、町民の健康の保持及び増進を図るために設置するもので、条例により名称や位置、事業、使用の許可など、設置や管理に関する項目を定めるものでございます。

また、本センターは、非常時には災害対策本部や福祉避難所としても使用する計画といたしております。

また、附則において、田布施町使用料及び手数料条例の一部改正を行い、保健センター施設の使用料を定めるものでございます。

議案第 4 8 号は、小型動力ポンプ積載車を購入することにつきまして、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでござい

ます。

取得いたしますのは、城南地域を管轄いたします第1分団第1班の小型動力ポンプ積載車で、老朽化に伴い買換えを行うものでございます。

取得につきましては、4業者による指名競争入札を行い、株式会社クマヒラセキュリティ徳山営業所と833万8,000円で契約しようとするものでございます。

議案第49号は、字の区域の変更（国営南周防土地改良事業「宿井（石の口）換地区」）についてでございます。

国営南周防土地改良事業「宿井（石の口）換地区」の換地処分に伴いまして、字の変更を必要とするため、地方自治法第260条第1項の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

最後に、議案第50号は、田布施町城南住宅建替工事第2工区（建築）工事における工事請負契約の締結について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

本工事は、城南住宅の建替工事の第2工区で、住宅4棟8戸でございますが、そしてキッズルーム1棟を建設する工事で、延床面積は合計590.14平米でございます。

入札方法は、条件付一般競争入札により5月31日に執行いたしました結果、落札されました株式会社と1億4,884万1,000円で請負契約を締結するため、議会の議決をお願いするものでございます。なお、工期は令和6年1月31日といたしております。

以上、ここまで御提案申し上げました議案15件について、その概要を説明いたしましたが、詳細につきましては、御質問に応じ、私及び関係参与から説明いたしますので、よろしく御審議を賜り、承認及び議決いただきますようお願い申し上げまして、提案理由といたします。

以上でございます。

○議長（南 一成議員） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。議案第36号、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南 一成議員） 質疑なしと認めます。

議案第37号、質疑はありますか。落合議員。

○議員（5番 落合 祥二議員） 専決処分の関係なんですけれども、専決処分は議会の議決権を、早くいえば奪うものではあるんです。そういう中で、議案37号と38号も関係するんですけれども、なぜ専決処分になったのかというところをちょっと説明していただいたらと思うんですが。

ちょっと私も、郡内の町と周防大島、柳、光、下松、周南、岩国市等を調べてみますと、それぞれ

4月か5月とか、場合には6月に臨時会を開いていらっしゃるんですよね。それとの関連もあって、その辺はよくよく考えられて専決処分になったんだらうと思うんですが、ちょっと説明を頂いたらというふうに思います。

○議長（南 一成議員） 森企画財政課長。

○企画財政課長（森 清君） 一般会計の補正予算を専決処分、今議員言われるように37号38号と2議案ございます。補正予算（第1号）と（第2号）を専決処分させていただいたんですが、4月1日に専決処分をいたしました補正予算（第1号）なんですが、ちょっと先ほど町長の提案理由でも説明ございましたけど、新型コロナのワクチン接種が春と秋に2回接種する予算でございます。専決処分とした理由ですが、重症化リスクが高い人を対象に春の接種が5月から始まるということで、コールセンターとか集団接種の開設に人材確保が必要となりまして、契約期間が間に合わないと判断したことから、専決処分とさせていただいたところでございます。

また、議案38号、5月1日に専決処分いたしました補正予算（第2号）、これは、低所得者の子育て世帯に対して、児童1人当たり一律5万円を支給する予算でございます。専決処分とした理由としましては、国が5月末までに支給するように通知があったことから、急遽ちょっとシステム改修が必要となりまして、そのことで通知書の発送とか、支給手続が間に合わないということを判断したことから、専決処分とさせていただいたところでございます。

○議長（南 一成議員） 落合議員。

○議員（5番 落合 祥二議員） 了解しました。

○議長（南 一成議員） そのほか、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南 一成議員） 質疑なしと認めます。

議案第38号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南 一成議員） 質疑なしと認めます。

議案第39号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南 一成議員） 質疑なしと認めます。

議案第40号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南 一成議員） 質疑なしと認めます。

議案第４１号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南 一成議員） 質疑なしと認めます。

議案第４２号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南 一成議員） 質疑なしと認めます。

議案第４３号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南 一成議員） 質疑なしと認めます。

議案第４４号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南 一成議員） 質疑なしと認めます。

議案第４５号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南 一成議員） 質疑なしと認めます。

議案第４６号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南 一成議員） 質疑なしと認めます。

議案第４７号、質疑はありませんか。國本議員。

○議員（６番 國本 悦郎議員） この第４条に、保健センターに所長、その他必要な職員を置くというように書いてあると思う。この所長は健康保険課長が兼任するんか、それともどなたかを新たに任命するんか、その辺ちょっとお聞かせください。

○議長（南 一成議員） 川添副町長。

○副町長（川添 俊樹君） 内部で今検討しています。

○議長（南 一成議員） そのほか、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南 一成議員） 質疑なしと認めます。

議案第４８号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南 一成議員） 質疑なしと認めます。

議案第４９号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南 一成議員） 質疑なしと認めます。

議案第５０号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南 一成議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第３６号から議案第５０号までの１５件は、会議規則第３９条第１項の規定により、お手元に配付の議案付託区分表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託します。

_____・_____・_____

○議長（南 一成議員） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会いたします。

（ベル）

午前１１時５０分散会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 南 一成

署名議員 谷村 善彦

署名議員 瀬石 公夫

令和5年 第3回（定例）田 布 施 町 議 会 会 議 録（第3日）

令和5年6月16日（金曜日）

議事日程（第3号）

令和5年6月16日 午前9時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第36号
専決処分の承認について（令和4年度田布施町一般会計補正予算（第9号）議定について）（委員長報告）
- 日程第3 議案第37号
専決処分の承認について（令和5年度田布施町一般会計補正予算（第1号）議定について）（委員長報告）
- 日程第4 議案第38号
専決処分の承認について（令和5年度田布施町一般会計補正予算（第2号）議定について）（委員長報告）
- 日程第5 議案第39号
専決処分の承認について（田布施町税条例の一部を改正する条例）（委員長報告）
- 日程第6 議案第40号
専決処分の承認について（田布施町都市計画税条例の一部を改正する条例）（委員長報告）
- 日程第7 議案第41号
専決処分の承認について（田布施町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）（委員長報告）
- 日程第8 議案第42号
令和5年度田布施町一般会計補正予算（第3号）議定について（委員長報告）
- 日程第9 議案第43号
公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について（委員長報告）
- 日程第10 議案第44号
田布施町新型コロナ助け合い基金条例の廃止について（委員長報告）

日程第 1 1 議案第 4 5 号

田布施町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める
条例の一部改正について (委員長報告)

日程第 1 2 議案第 4 6 号

田布施町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正
について (委員長報告)

日程第 1 3 議案第 4 7 号

田布施町保健センターの設置及び管理に関する条例の制定について (委員長報告)

日程第 1 4 議案第 4 8 号

財産の取得について (小型動力ポンプ積載車) (委員長報告)

日程第 1 5 議案第 4 9 号

字の区域の変更について (国営南周防土地改良事業「宿井 (石の口) 換地区」)
(委員長報告)

日程第 1 6 議案第 5 0 号

工事請負契約の締結について (田布施町城南住宅建替工事 第 2 工区 (建築))
(委員長報告)

日程第 1 7 議案第 5 1 号

固定資産評価審査委員会委員の選任について

日程第 1 8 議案第 5 2 号

財産の取得について (新保健センター用備品)

日程第 1 9 議員派遣について

本日の会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 議案第 3 6 号

専決処分の承認について (令和 4 年度田布施町一般会計補正予算 (第 9 号) 議定に
ついて) (委員長報告)

- 日程第 3 議案第 3 7 号
専決処分の承認について（令和 5 年度田布施町一般会計補正予算（第 1 号）議定について）（委員長報告）
- 日程第 4 議案第 3 8 号
専決処分の承認について（令和 5 年度田布施町一般会計補正予算（第 2 号）議定について）（委員長報告）
- 日程第 5 議案第 3 9 号
専決処分の承認について（田布施町税条例の一部を改正する条例）（委員長報告）
- 日程第 6 議案第 4 0 号
専決処分の承認について（田布施町都市計画税条例の一部を改正する条例）（委員長報告）
- 日程第 7 議案第 4 1 号
専決処分の承認について（田布施町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）（委員長報告）
- 日程第 8 議案第 4 2 号
令和 5 年度田布施町一般会計補正予算（第 3 号）議定について（委員長報告）
- 日程第 9 議案第 4 3 号
公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について（委員長報告）
- 日程第 1 0 議案第 4 4 号
田布施町新型コロナ助け合い基金条例の廃止について（委員長報告）
- 日程第 1 1 議案第 4 5 号
田布施町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について（委員長報告）
- 日程第 1 2 議案第 4 6 号
田布施町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について（委員長報告）
- 日程第 1 3 議案第 4 7 号
田布施町保健センターの設置及び管理に関する条例の制定について（委員長報告）
- 日程第 1 4 議案第 4 8 号
財産の取得について（小型動力ポンプ積載車）（委員長報告）

日程第 15 議案第 49 号

字の区域の変更について（国営南周防土地改良事業「宿井（石の口）換地区」）

（委員長報告）

日程第 16 議案第 50 号

工事請負契約の締結について（田布施町城南住宅建替工事 第 2 工区（建築））

（委員長報告）

日程第 17 議案第 51 号

固定資産評価審査委員会委員の選任について

日程第 18 議案第 52 号

財産の取得について（新保健センター用備品）

日程第 19 議員派遣について

出席議員（12 名）

1 番	内山 昌晃議員	2 番	神田 栄治議員
3 番	西本 篤史議員	4 番	松田規久夫議員
5 番	落合 祥二議員	6 番	國本 悦郎議員
7 番	高月 義夫議員	8 番	河内 賀寿議員
9 番	谷村 善彦議員	10 番	瀬石 公夫議員
11 番	伊村 渉議員	12 番	南 一成議員

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

事 務 局 長 増原 慎一君 書 記 羽山 斉克君

説明のため出席した者の職氏名

町 長	東 浩二君	副 町 長	川添 俊樹君
教 育 長	鳥枝 浩二君	総 務 課 長	山田 浩君
企画財政課長	森 清君	税 務 課 長	藤本 直樹君
経 済 課 長	山中 浩徳君	建 設 課 長	吉藤 功治君
町民福祉課長	坂本 哲夫君	健康保険課長	吉村 明夫君
社会教育課長	長谷 満晴君	学校教育課長	惠元 朗夫君
会 計 室 長	江良 和美君	総 務 課 主 幹	堀 昌子君
健康保険課主幹	寶城 和之君		

午前 9 時 0 0 分開議

(ベル)

○議長（南 一成議員） これから本日の会議を開きます。

日程に入る前に、6月8日、高月議員の一般質問の答弁について、執行部より訂正の申出がありましたので、許可いたします。惠元学校教育課長。

○学校教育課長（惠元 朗夫君） 6月8日木曜の高月議員の一般質問の中で、残留農薬検査について、残留農薬のチェックというのは、今の納品の段階ではしておらないと答弁いたしましたけれども、担当者に確認いたしましたところ、検査を行っていたということでありましたので、その答弁内容を、学校給食の残留農薬検査については、学校給食衛生管理基準に基づき、年1回野菜類について検査を実施し、その検査結果を県に報告しており、生産者においても、例えばJAや交流館等も、抜き打ち検査等のいろいろ対応をされておりますと、訂正させていただきたいと思います。大変申し訳ございませんでした。

○議長（南 一成議員） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（南 一成議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、河内賀寿議員、伊村渉議員を指名いたします。

日程第 2. 議案第 3 6 号

日程第 3. 議案第 3 7 号

日程第 4. 議案第 3 8 号

日程第 5. 議案第 3 9 号

日程第 6. 議案第 4 0 号

日程第 7. 議案第 4 1 号

日程第 8. 議案第 4 2 号

日程第 9. 議案第 4 3 号

日程第 1 0. 議案第 4 4 号

日程第 1 1. 議案第 4 5 号

日程第 1 2. 議案第 4 6 号

日程第 1 3. 議案第 4 7 号

日程第 1 4. 議案第 4 8 号

日程第 1 5. 議案第 4 9 号

日程第 1 6. 議案第 5 0 号

○議長（南 一成議員） 日程第 2、議案第 3 6 号専決処分の承認について（令和 4 年度田布施町一般会計補正予算（第 9 号）議定について）から、日程第 1 6、議案第 5 0 号工事請負契約の締結について（田布施町城南住宅建替工事第 2 工区（建築））まで 1 5 件を一括議題といたします。

まず、委員会の審査の経過及び結果の報告を求めます。西本総務文教委員長。

○総務文教委員長（西本 篤史議員） それでは、総務文教委員会の報告を申し上げます。

去る 6 月 9 日の本会議において、当委員会に付託されました議案第 3 6 号から議案第 4 0 号及び議案第 4 2 号から議案第 4 4 号、並びに議案第 4 8 号の議案 9 件について、6 月 1 4 日に審査を行いましたので、その経過と結果について御報告申し上げます。

初めに、議案第 3 6 号専決処分の承認について（令和 4 年度田布施町一般会計補正予算（第 9 号）議定について）は、質疑もなく、審査の結果、本委員会では原案のとおり、全会一致で承認されました。議案についての討論は、反対、賛成ともありませんでした。

次に、議案第 3 7 号専決処分の承認について（令和 5 年度田布施町一般会計補正予算（第 1 号）議定について）は、新型コロナウイルスワクチン接種による健康被害の状況やオミクロン株対応ワクチンの接種率等について、保健衛生費、予防費のシステム改修委託料について、コールセンター等人材

派遣委託料について、バス借上料について等の質疑があり、審査の結果、本委員会では原案のとおり、全会一致で承認されました。議案についての討論は、反対、賛成ともありませんでした。

次に、議案第38号専決処分の承認について（令和5年度田布施町一般会計補正予算（第2号）議定について）は、子育て世帯生活支援特別給付金の支給対象者についての質疑があり、審査の結果、本委員会では原案のとおり、全会一致で承認されました。議案についての討論は、反対、賛成ともありませんでした。

次に、議案第39号専決処分の承認について（田布施町税条例の一部を改正する条例）、議案第40号専決処分の承認について（田布施町都市計画税条例の一部を改正する条例）は、質疑もなく、審査の結果、本委員会では原案のとおり、全会一致で承認されました。議案についての討論は、反対、賛成ともありませんでした。

次に、議案第42号令和5年度田布施町一般会計補正予算（第3号）議定については、マイナポイント、マイナンバーカードに関するトラブルや交付率等について、保健衛生費、予防費の感染症対策用備品の購入について、商工費、商工総務費の会計年度任用職員報酬について等の質疑があり、審査の結果、本委員会では原案のとおり、全会一致で可決されました。議案についての討論、反対は、賛成ともありませんでした。

次に、議案第43号、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について、社会福祉協議会への職員出向の人数についての質疑があり、審査の結果、本委員会では原案のとおり、全会一致で可決されました。議案についての討論は、反対、賛成ともありませんでした。

次に、議案第44号田布施町新型コロナ助け合い基金条例の廃止について、質疑もなく、審査の結果、本委員会では原案のとおり、全会一致で可決されました。議案についての討論は、反対、賛成ともありませんでした。

次に、議案第48号財産の取得について（小型動力ポンプ積載車）は、旧積載車の装備品の有効活用について質疑があり、審査の結果、本委員会では原案のとおり、全会一致で可決されました。議案についての討論は、反対、賛成ともありませんでした。

以上をもちまして、本委員会の報告とします。

○議長（南 一成議員） 次に、伊村経済厚生委員長。

○経済厚生委員長（伊村 渉議員） 経済厚生委員会の報告を申し上げます。

去る6月9日の本会議において、当委員会に付託されました議案第36号から議案第38号、議案第41号から議案第42号及び議案第45号から議案第47号並びに議案第49号から議案第50号の議案10件について、6月12日に審査を行いましたので、その経過と結果について御報告申し上げ

げます。

初めに、議案第36号、議案第37号、議案第38号及び議案第42号の予備審査については、総務文教委員会に報告のとおり、4議案は全会一致で、原案のとおり、承認及び可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第41号専決処分の承認について（田布施町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）は、国民保険税の賦課限度額の軽減などの質疑があり、審査の結果、本委員会では原案のとおり、全会一致で承認されました。議案についての討論は、反対、賛成ともありませんでした。

次に、議案第45号田布施町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について、議案第46号田布施町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、質疑もなく、審査の結果、本委員会では原案のとおり、全会一致で可決されました。議案についての討論は、反対、賛成ともありませんでした。

次に、議案第47号田布施町保健センターの設置及び管理に関する条例の制定については、保健センターの地域防災事業等についての質疑があり、審査の結果、本委員会では原案のとおり、全会一致で可決されました。議案についての討論は、反対、賛成ともありませんでした。

次に、議案第49号字の区域の変更について（国営南周防土地改良事業「宿井（石の口）換地区」）については、質疑もなく、審査の結果、本委員会では原案のとおり、全会一致で可決されました。議案についての討論は、反対、賛成ともありませんでした。

次に、議案第50号工事請負契約の締結について（田布施町城南住宅建替工事第2工区（建築））は、施行に伴う材料等について、条件付一般競争入札の事前審査方式についての質疑があり、審査の結果、本委員会では原案のとおり、全会一致で可決されました。議案についての討論は、反対、賛成ともありませんでした。

以上をもちまして、本委員会の報告といたします。

○議長（南 一成議員） これから、各委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南 一成議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論は15件を一括して行います。議案第36号から議案第50号まで討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南 一成議員） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第36号専決処分の承認について（令和4年度田布施町一般会計補正予算（第9号）

議定について）を採決いたします。本件に対する委員長の報告は承認です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（南 一成議員） 起立全員です。したがって、議案第３６号は委員長の報告のとおり承認されました。

次に、議案第３７号専決処分の承認について（令和５年度田布施町一般会計補正予算（第１号）議定について）を採決いたします。本件に対する委員長の報告は承認です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（南 一成議員） 起立全員です。したがって、議案第３７号は委員長の報告のとおり承認されました。

次に、議案第３８号専決処分の承認について（令和５年度田布施町一般会計補正予算（第２号）議定について）を採決いたします。本件に対する委員長の報告は承認です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（南 一成議員） 起立全員です。したがって、議案第３８号は委員長の報告のとおり承認されました。

次に、議案第３９号専決処分の承認について（田布施町税条例の一部を改正する条例）を採決いたします。本件に対する委員長の報告は承認です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（南 一成議員） 起立全員です。

したがって、議案第３９号は委員長の報告のとおり承認されました。

次に、議案第４０号専決処分の承認について（田布施町都市計画税条例の一部を改正する条例）を採決いたします。本件に対する委員長の報告は承認です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（南 一成議員） 起立全員です。したがって、議案第４０号は委員長の報告のとおり承認されました。

次に、議案第４１号専決処分の承認について（田布施町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

を採決いたします。本件に対する委員長の報告は承認です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（南 一成議員） 起立全員です。

したがって、議案第４１号は委員長報告のとおり承認されました。

次に、議案第４２号令和５年度田布施町一般会計補正予算（第３号）議定についてを採決いたします。本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（南 一成議員） 起立全員です。したがって、議案第４２号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第４３号、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正についてを採決します。本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（南 一成議員） 起立全員です。したがって、議案第４３号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第４４号田布施町新型コロナ助け合い基金条例の廃止についてを採決します。本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（南 一成議員） 起立全員です。したがって、議案第４４号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第４５号田布施町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを採決します。本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（南 一成議員） 起立全員です。したがって、議案第４５号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第４６号田布施町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを採決します。本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定するこ

とに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（南 一成議員） 起立全員です。したがって、議案第４６号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第４７号田布施町保健センターの設置及び管理に関する条例の制定についてを採決します。本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（南 一成議員） 起立全員です。したがって、議案第４７号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第４８号財産の取得について（小型動力ポンプ積載車）を採決します。本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（南 一成議員） 起立全員です。したがって、議案第４８号は委員長の報告のとおり、可決されました。

次に、議案第４９号字の区域の変更について（国営南周防土地改良事業「宿井（石の口）換地区」）についてを採決します。本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（南 一成議員） 起立全員です。したがって、議案第４９号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第５０号工事請負契約の締結について（田布施町城南住宅建替工事第２工区（建築））を採決します。本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（南 一成議員） 起立全員です。したがって、議案第５０号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第１７．議案第５１号

○議長（南 一成議員） 次に、日程第１７、議案第５１号固定資産評価審査委員会委員の選任につ

いてを議題とします。

議案の朗読は省略します。

提案理由の説明を求めます。東町長。

○町長（東 浩二君） それでは、本日提出いたしました2件の議案について、御説明をいたします。

まず、議案第51号は、田布施町固定資産評価審査委員会委員の寺田真理子さんの任期が本年6月末をもって満了することに伴い、引き続き委員に選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意をお願いするものでございます。

寺田さんには、平成14年から7期にわたり、同委員をお願いしておりまして、審査会委員としての活動に大変積極的で、また、人格及び識見にも優れておられ、委員として適任として考え御提案するものでございます。

よろしく御審議を賜り、御同意いただきますようお願いを申し上げます。

○議長（南 一成議員） これで、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。議案第51号、質疑はありませんか。神田議員。

○議員（2番 神田 栄治議員） 1点質問でございます。今、寺田さんの現在の会社が株式会社平成エンジニアリングとなっていますが、どういうことをされている会社なのか、また事業所がどこにあるかちょっと教えていただくと幸いです。

○議長（南 一成議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） いろいろな製造機械の設計とかいうことで、機械関係の会社でございます。会社は平生町の熊南総合事務組合の少しこちら側にございます。

○議長（南 一成議員） そのほか質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南 一成議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案第51号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南 一成議員） 異議なしと認めます。したがって議案第51号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。議案第51号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南 一成議員） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第51号固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決します。本件は、原案のとおり決定することに同意の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（南 一成議員） 起立多数です。したがって、議案第51号は原案のとおり同意されました。

日程第18. 議案第52号

○議長（南 一成議員） 次に、日程第18、議案第52号財産の取得について（新保健センター用備品）を議題とします。

議案の朗読は省略します。

提案理由の説明を求めます。東町長。

○町長（東 浩二君） それでは、議案第52号の説明を申し上げます。

議案第52号は、新保健センター用備品を購入することにつきまして、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

取得いたしますのは、センターで使用いたします会議用テーブル及び椅子等、そうした事務用備品でございます。

取得につきましては、3業者による指名競争入札を行い、株式会社木本天狗屋と1,005万4,000円で契約を締結しようとするものでございます。

以上で提案理由の説明を終わります。

○議長（南 一成議員） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。議案第52号、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南 一成議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案第52号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南 一成議員） 異議なしと認めます。したがって、議案第52号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。議案第52号、討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南 一成議員） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第52号財産の取得について（新保健センター用備品）を採決します。本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（南 一成議員） 起立全員です。したがって、議案第52号は原案のとおり決定されました。

日程第19. 議員派遣について

次に、日程第19、議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。会議規則第129条の規定により、お手元に配付しました議員派遣についてのとおり議員を派遣したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南 一成議員） 異議なしと認めます。よって、ただいまのとおり議員派遣をすることに決定しました。

お諮りします。ただいま、議員派遣は決定されましたが、後日、日程等の変更がある場合、変更の決定については、議長に委任されたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（南 一成議員） 異議なしと認めます。よって、日程の変更の決定は、議長に委任されました。

○議長（南 一成議員） これで、本日の日程は全部終了しました。

以上で会議を閉じます。令和5年第3回田布施町議会定例会を閉会します。

（ベル）

午前9時29分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 南 一成

署名議員 河内 賀寿

署名議員 伊村 涉